

重要文化財高松城旧東之丸艮櫓移築修理工事報告書

序　　言

本書は、現在、香川県高松市玉藻町九六番地、玉藻公園に所在する重要文化財旧東之丸良櫓の移築修理工事報告書である。

工事は高松市に対し、国費並びに県費の補助金が交付され、高松市の直営による解体修理とし、昭和四十一年十月一日に工事に着手し、昭和四十二年九月三十日に竣工した。

この良櫓は修理前まで、国鉄四国支社の所有であったが、今回の修理を機会に高松市が譲渡を受け、從来より史跡に指定されている、玉藻公園内の旧太鼓櫓跡に移築した。この書においては、解体修理の経過、調査事項、調査の結果発見された痕跡資料に基き、旧規の明らかになつたものは、文化財保護委員会の許可を得て現状変更を行なつたが、これら資料、写真、図面等を集録し、今後の参考に資するものである。

本書の作製は、担当職員の協力によるものであるが、執筆および編集は工事主任岩下敏也が担当し、図面の調製は主任補佐秋山兵三が当つた。

修理前および竣工写真は京都市内の真陽社写真部に依頼し、工事中の写真は現場職員がその都度撮影を行い、監修は工事監督市川岩雄が行つた。

なお、創建と沿革の項については香川県文化財専門委員松浦正一氏の御助力を得た。記して感謝の意を表する。

昭和四十二年九月

高松市長　三宅徳三郎

重要文化財高松城旧東之丸移築修理工事報告書

目 次

一 修理工事の概説

第一章 建造物概要

第一節 指定告示

第二節 規模

第三節 構造形式

第四節 創立及び沿革

一、城の創立と沿革 (1) 謙岐高松城 (2) 高松城の創築 (3) 築城及び設計 (4) 要害と防備

(5) 天守の改築と作事丸・米蔵丸・新郭の築造

二、東之丸櫓の建立と沿革 (1) 明治初年の廃城と兵營 (2) 堀、海側の埋立てと周辺部の変遷

第二章 工事の経過

第一節 工事に至る経過

第二節 工事方針

第三節 工事経過

第三章 工事組織

第一節 組織

第二節 工事関係者

第四章 工事の概要

第一節 工事施工方法

第二節 調査事項の概要

第三節 施工の概要

二 調査

第一章 破損調査

第二章 各部の構造形式および技法に関する調査

三 施工

第一章 現状変更

第二章 工事仕様

四 工事各務

第一章 実施工程表

第二章 工事費

第三章 重修銘板

五 発見物資料

写真目次

- 第一二三図 修理前一階内部（移築前）
 第一二四図 竣工一階内部（北及び西面）
 第二五図 修理前一階内部（移築前）
 第二六図 竣工二階内部（東及び南面）
 第二七図 修理前二階内部（移築前）
 第二八図 竣工二階内部（北面）
 第二九図 修理前二階内部（移築前）
 第三〇図 竣工三階内部（北及び東面）
 第三一図 修理前三階内部（移築前）
 第三二図 竣工三階小屋組
 第三三図 修理前三階小屋組
 第三四図 修理前大棟鬼瓦の納り
 第三五図 修理前三重屋根
 第三六図 同大棟榦
 第三七図 大棟上端
 第三八図 同二重隅棟
 第三九図 同千鳥破風屋根
 第四〇図 唐破風屋根
 第四一図 解体中三重屋根葺き状態
 第四二図 同 上
 第四三図 同三重屋根葺き状態
 第四五図 唐破風屋根の谷
 第四六図 同 千鳥破風屋根の谷（二重）
 第四七図 同 左（初重）
 第四八図 同 右
 第四九図 同 右
 第五〇図 同 同 三重屋根野地
 第五一図 同 千鳥破風野地
 第五二図 同 唐破風屋根野地
 第五三図 同 同左 野種取付状態
 第五四図 同 二重屋根野地
 第五五図 同 二重隅木鼻
 第五六図 同 三重軒部屋根野地
 第五七図 同 軒口部壁下地
 第五八図 同 軒揚壁々付詳細
 第五九図 同 千鳥破風壁付狀態
 第六〇図 同 外部大壁の裏返し状態
 第六一図 同 壁面重ねの状態
 第六二図 同 外部大壁木舞振
 第六三図 同 内部大壁塗状態
 第六四図 同 同右 木舞振の状態
 第六五図 二階鉄眼が塗込められていた状態
 第六六図 一階鉄眼の塗込められていた状態
 第六七図 同 右 内 部
 第六八図 解体中鉄眼枠の取付状態
 第六九図 同 石落し部の鉄眼
 第七〇図 石落し壁付狀態
 第七一図 解体中三重屋根野地
 第七二図 同 右
 第一二一図 修理前一階内部（南面）
 第一二二図 竣工一階内部（西及び南面）

第七三回	同	三重化粧機の取付状態	第九八回	同	北側床破風接受梁の取付状態	第二二回国	同	解体中一階床根大取付状態
第七四回	同	二重隅木尻の納り	第九九回国	同	南側床破風連受梁の取付状態	第二三回国	同	一階土台据付状態
第七五回	同	唐破風屋根野縁取付状態	第一〇回国	同	初重腕木(隅部)取付状態	第二四回国	同	右
第七六回国	同	千鳥破風部の垂取付状態	第一〇一回国	同	初重軒折支持構造	第二五回国	同	右
第七七回国	同	二重軒脚部取付状態	第一〇二回国	同	右	第一二回国	同	長櫛台上の土台下詰石の状態
第七八回国	同	一重軒の垂取付状態	第一〇三回国	同	右	第一二七回国	同	右
第七九回国	同	三重小窓机	第一〇四回国	同	初重側柱通り軸部及び腕木	第一二八回国	同	旧太鼓檻台北面
第八〇回国	同	小屋梁詳細	第一〇五回国	同	腕木取付詳細	第一二九回国	同	西面
第八一回国	同	三重小屋大梁納り	第一〇六回国	同	右	第一三〇回国	同	東面
第八二回国	同	三重小屋机	第一〇七回国	同	解体中三階床方	第一三一回国	同	南面
第八三回国	同	三重隅腕木納り	第一〇八回国	同	右	第一三二回国	同	上端
第八七回国	同	三重腕木の残存状態	第一〇九回国	同	右	第一三三回国	同	北面の下部
第八八回国	同	右	第一一〇回国	同	二階床方	第一三四回国	同	右
第八九回国	同	解体中 東側千鳥破風軸部	第一一回国	同	一階床方	第一三五回国	同	石垣解体中
第九〇回国	同	右 千鳥破風棟木納り状態	第一一二回国	同	一・二階軸部	第一三六回国	同	右
第九一回国	同	西側千鳥破風	第一三回国	同	右	第一三七回国	同	旧太鼓檻台基礎地業
第九二回国	同	右 棟木取付仕口詳細	第一一回国	同	千鳥破風内部床根太	第一三八回国	同	基礎石据付
第九三回国	同	二階旧腕木	第一一六回国	同	一階石落し側面	第一四一回国	同	二階床梁の補強状態
第九四回国	同	右	第一一七回国	同	一階石落し軸組内部	第一四二回国	同	右
第九五回	同	解体中二重隅木の納り	第一一八回国	同	石落し土台詳細	第一三九回国	組立中	三階軸部
第九六回国	同	出桁の隅仕口	第一一九回国	同	石落し柱上部の取付け	第一一〇回国	同	一・三階軸部
第九七回国	同	解体中唐破風軸部	第一二〇回国	組立中	右 石落し銳眼の取付け	第一一回国	同	二階床梁の取付
			第一二一回国	同	右	第一四五回国	同	三重隅木取付
						第一四六回国	同	右

第一四七回	同	千鳥破風輪組及び窓	第一七二回	同	軒先端分策下地
第一四八回	同	二階千鳥破風部木舞桟	第一七三回	同	唐破風荒廻付狀態
第一四九回	同	唐破風野地及び二重軒廻り	第一七四回	同	大壁裏點付狀態
第一五〇回	同	三重小屋組	第一七五回	同	石落落壁付
第一五一年	同	右	第一七六回	同	右
第一五二回	同	妻破風板取付	第一七七回	同	千鳥破風軒先瓦取付狀態
第一五三回	同	三重化粧板取付	第一七八回	同	右
第一五四回	同	三重小屋野地	第一七九回	同	大壁根妻語丸葺施工中
第一五五回	同	地氈取付	第一八〇回	同	唐破風部の谷の施工狀態
第一五六回	同	三重野地	第一八一回	同	千鳥破風の谷の施工狀態
第一五七回	同	三重野地土居葺施工	第一八二回	同	軒巴瓦の取付狀態
第一五八回	同	千鳥破風野地	第一八三回	組立中	千鳥破風瓦の谷の施工狀態
第一五九回	同	唐破風野地土居葺	第一八四回	大棟架	唐破風瓦の谷の施工狀態
第一六〇回	組立中	千鳥破風土居葺	第一八五回	同	千鳥破風の谷の施工狀態
第一六一回	同	三重妻木舞桟詳細	第一八六回	留蓋瓦	千鳥破風瓦の谷の施工狀態
第一六二回	同	唐破風土居葺	第一八七回	大棟鬼瓦	千鳥破風瓦の谷の施工狀態
第一六三回	同	唐破風板舞桟	第一八八回	千鳥破風板鬼	千鳥破風瓦の谷の施工狀態
第一六四回	同	軒裏壁下地	第一八九回	唐破風板鬼	千鳥破風瓦の谷の施工狀態
第一六五回	同	外部大壁木舞桟	第一九〇回	軒巴十種	千鳥破風瓦の谷の施工狀態
第一六六回	同	右 詳細	第一九一回	軒唐草瓦	千鳥破風瓦の谷の施工狀態
第一六七回	同	右	第一九二回	同	現状変更資料（一重軒廻り）
第一六八回	同	石落し木舞桟及び大壁荒筋付	第一九三回	同	（一重軒廻り）
第一六九回	同	小天井壁下地	第一九四回	同	（一 同）
第一七〇回	同	軒裏壁下地	第一九五回	今回補足の軒唐草瓦	（一 同）
第一七二回	同	同右	第一九六回	同	（一 建具）
第一七三回	同		第一九七回	同	（一 同）

図面目次

第一回 竣工	第一二三回 同	第三回 同
第二回 二階、三階平面図	第二三四回 同	第四回 同
第三回 北面図	第二四五回 同	第五回 同
第四回 南面図	第二五六回 同	第六回 同
第五回 東面図	第二六七回 同	第七回 同
第六回 西面図	第二六八回 同	第八回 同
第七回 橫断面図	第二六九回 同	第九回 同
第八回 橫断面図	第二七〇回 同	第十回 同
第九回 初重見上図	第二七一年 同	第十一回 同
第十回 二重、三重見上図	第二七二年 同	第十二回 同
第十一回 一、二階軸部詳細図（唐破風部）	第二七三年 同	第十三回 同
第十二回 一、二階軸部詳細図（千鳥破風部）	第二七四年 同	第十四回 同
第十三回 三重軸部、小屋組詳細図	第二七五年 同	第五回 同
第十四回 初重視矩形	第二七六年 同	第六回 同
第五回 二重規矩形	第二七七年 同	第七回 同
第六回 三重規矩形	第二七八回 同	第八回 同
第七回 三階平面図	第二九〇回 同	第九回 同
第八回 二階、三階平面図	第二九一年 同	第十回 同
第九回 一階平面図	第二九二回 同	第十一回 同
第十回 西面図	第二九三年 同	第十二回 同
第十一回 東面図	第二九四年 同	第十三回 同
第十二回 南面図	第二九五年 同	第十四回 同
第十三回 北面図	第二九六年 同	
第十四回 同		
第一四五回 高松市街全図		
第一四四回 高松市街古図		
第一四五回 右圖詳細		
第一四五回 同 (写)		
第一四五回 高松市街明細全図		
第一四五回 高松地方分図 (写)		
第一四五回 右圖詳細		
第一四五回 高松初年頃の長橋 月見橋		

重要文化財 高松城旧東之丸艮櫓移築修理工事報告書

一 修理工事の概説

第一章 建造物概要

第一節 指定告示

文部省告示第二十一号

國宝保存法第一条によつて左の物件を國宝に指定する。

昭和二十二年一月二十六日

文部大臣 高橋誠一郎

名 称	構造形式	所 有 者	所 在 地
高松城	三層閣櫓	東京都豊島区 駒込町四丁目	香川県高松市 内町
東之丸艮櫓	入母屋造	伯爵 松平頼寿	
本丸基			

文化財保護委員会告示第二十一号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)第六十九条第一項の規定により、次のとおり指定する。

昭和三十年三月一日

文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

種別	名 称	所 在 地	地	城
史 跡	香川県 高松市内町字玉藻 (同 玉藻町)	一番ノ六(九一番地)の内実測四七 六坪一九		
高松城跡		一番ノ八から一番ノ一まで、一番 四三、一番ノ四六、一番ノ五六、一 番ノ四八、一番ノ八〇(全部九六番 地)		
同	玉藻町	二七番から二九番まで、四〇番 (二七番は三三番地、二八番は三四 番地、二九番は三五番地、四〇番 地)		
同	新湊町(玉藻町)	一番ノ三、一番ノ三八(九番地)		

註 右指定書の所在地および地域のうち()内は、指定後、町名、地番の変更があ
り昭和四十二年九月現在のものである。

右指定物件は、昭和二十五年法律第二百四十四号による文化財保護法の制定によ
り、同年八月二十五日付を以て文化財保護法第一百五十五条の規定によつて、同法第
二十七条规定による重要文化財とみなされた。また所有者は第二章で記
すことく、月見櫓、水手御門、渡櫓は昭和二十九年一月十六日付で高松市の所有
となつた。艮櫓は昭和二十三年七月に日本国有鉄道の所管となつたが、昭和四十
年八月十七日より高松市の所有となつた。所在地は、その後、地番の変更および
巷路に伴い、現在はいずれも高松市玉藻町九六番地となつている。

第二節 建 構

柱	行	全六間	側柱真々	一〇・五六〇メートル	柱の出	側柱真より茅負外下角まで	一・四四八メートル
梁	間	同	側柱真々	一〇・五六〇メートル	軒高	石垣上端より茅負外下角まで	八・六・九メートル
		中四間	側柱真々	一・九〇八メートル	棟高	石垣上端より棟瓦上端まで	一・九三三メートル
		两端間	柱真々	一・一二二メートル	平面積	七三・九六平方メートル	三三一・七七平方メートル
		柱の出	側柱真より茅負外下角まで	一・三四一メートル	軒面積	一〇一・二平方メートル	一一・九三三メートル
		軒高	石垣上端より茅負外下角まで	一・一・五一平方メートル	屋根面積	一〇七・〇〇平方メートル	三六五・三四平方メートル
		平面積	一・八五七メートル	平面積合計	軒面積合計	三三〇・九二平方メートル	三三〇・九二平方メートル
		軒面積	一・八五七メートル	屋根面積合計			
		屋根面積					
二階	行	全四間	側柱真々	一〇一・九八平方メートル	概要	三重三階閣構、総御殿、入母屋造、本瓦葺。東南隅石垣上に建ら、入口は北面する。	
		梁間 同	側柱真々	七・六三二メートル	石垣と基礎	東面および南面石垣は内濠に面し、水面よりの高さ約五・八メートルの野面積み。城内側の北面および西面は矩形の切石による、切込み別積み。地盤よりの高さ約四・一メートル。いずれも花崗岩を用い、内部柱礎石は自然石とし、	
		(桁行・梁間共一間)	一・九〇八メートル	七・六三二メートル	石垣内部は栗石詰め。北側中央部に石階段七級を設ける。		
		柱の出	側柱真より茅負外下角まで	一・三〇五メートル	トルの野面積み。城内側の北面および西面は矩形の切石による、切込み別積み。地盤よりの高さ約四・一メートル。いずれも花崗岩を用い、内部柱礎石は自然石とし、		
		軒高	石垣上端より茅負、外下角まで	五・七四五メートル	石垣内部は栗石詰め。北側中央部に石階段七級を設ける。		
		平面積	六・二・七・一平方メートル	六・二・七・一平方メートル	平 面。一階 桁行。梁間共六間。内部周囲一間通りに武者走りを設け、各柱間に間柱を入れ、石落し部分は柱上に東建てる。		
		屋頂面積	一一七・五四平方メートル	一一七・七二平方メートル	北側中央西寄り一間に出入口を設け、内側に引津窓戸を建込む。北西隅を除く各隅に石落しを張出し、石落床は一段下げて拭板張り。		
三階	行	全三間	側柱真々	五・七・四メートル	引津窓戸を建込む。		
		梁間 同	側柱真々	五・七・四メートル	側廻り大壁の下方に東面五箇、南面及び西面各四箇の銃眼と石落前面及び濠に		
		(桁行・梁間共一間)	柱の出	柱の出	面する側面に各一箇所の銃眼を設け、内側に片開きの扉(外面白漆喰塗)を釣込む。		

第三節 構造形式(竣工)

床は、土台上に根太掛渡し、縦拭板敷、一階を中心柱の西寄りに二階への登り附段を設ける。段板八級、裏板張り。

二階 行行、梁間共四間、各間に間柱を入れ、内部周囲半間通りを武者走りとする。

西面と北面の中央間一間を初童千鳥破風の内室とし、約半間を垂出し、床拭板敷き。北側千鳥破風は側柱通りの一間を出入口とし、南側は中央より東側一間を出入口とし、いずれも開放とする。千鳥破風外側は中央部に各一ヵ所の窓を設け北側は中央柱の両側各半間に、漆喰塗武者格子を各三本づつ入れ、内側に内面突起柱を建込む。南側は中央半間を開口窓とし、片引漆喰戸を建込む。

北側及び南側は各一ヵ所、東西側は各三ヵ所の閉口窓を設け（各面共戸戸内面半間と、東西面は中央間半間を窓とする）、いずれも内側に片引漆喰戸を建込む。

側通り六壁の下方に南北面各二、東西面各四箇の銃眼を設け、鉄錆扉は一階に開口。

床は各床梁に根太掛渡し、縦拭板敷。一階よりの階段開口部の三方に手摺付。中心柱の東側北寄りに、北に向い三階への登り階段を設ける。段板七級、裏板張り。

三階、行行、梁間共三間、各間に間柱を入れる。

四面共、兩端間内寄り半間に開口窓を設け、内側に片引漆喰戸を建込む。

側通り大壁の下方に各面共二ヵ所の銃眼を設け、縦拭板敷は一二階に同断。

床は各床梁に根太掛渡し、縦拭板敷、二階への降り口の三方に手摺を設ける。

軸組、一階、側柱、間柱共、丸太押角、柱の内外面に茆掛刺を作り出す。周囲は石垣上に土台を据え、内部は主屋柱筋に各土台を据え、一階基礎とする。

内部の柱は面取角柱、中心柱及び四隅と北側の中央柱は二階までの通し柱、その他は宮柱。床小根太入れ、床板相決り釘打付張り。

側柱は壁貫三通り入れ模様め、側柱上軒桁、隅及び一間毎に腕木を取り付け、腕

木、先端に出桁を架け、内側は柱及び二階土台梁下端にひかり付け。

一階床下部脚差し、その他の敷板組合せ架構、脚差上方に化粧檻掛、土台梁間に側柱通り石添上面に摺入れ、楣上軒桁まで束立て。

二階、側柱通りの四隅及び各面の中央柱と、内部柱を主体の柱とし、面取り角柱。その他の柱はやや細く、柱内外面に切掛刺を作り出し。

内部柱の内、四隅及び北側中央柱は三階までの通し柱とし、その他、管柱。桁行の側柱は、一階主屋側柱取付の脚差上に立ち、梁行は同柱筋脚差上に更に角材を重ね柱頭とする。床小根太入れ、床板相決り釘打付張り。

側柱は壁貫三通り入れ模様め。側柱上軒桁、腕木、出桁の組合せ架構及び模様掛け付。壁上共一階に同断。

東・西面に唐破風を取付。棟木は二階側柱に柄差し、菖蒲折戸は床梁上にひかり付け。菖蒲折戸に岡折を架け、中央に束立て棟木を受ける。

南・北面に千鳥破風取付。一階軒桁内側に束踏を入れ、束の立ち丸とし、角柱にて棟木及び菖蒲折を受ける。北側は貫一通り入れ、下貫を根太掛とし床板相決り釘打張り、南側は菖蒲折間に梁架渡し、棟木まで束立て、柱下方に貫一通り模様め、柱内側に根太掛けを取付け内部床は前者に同断。内部は千鳥破風内室共に總て

白漆喰塗仕上げ。

三階、側柱通り隅柱及び各面の中央柱と中心柱等を主柱とし、面取り角柱その他の柱はやや細く、柱の内外面に茆掛刺を作り出し。

二階よりの通し柱以外は管柱、側柱は三階の脚差上に建ち、壁貫三通り模様め

その他の柱は面取角柱、柱の内外面に茆掛刺を作り出し。

二階よりの通し柱以外は管柱、側柱は三階の脚差上に建ち、壁貫三通り模様め

その他の柱は面取角柱、柱の内外面に茆掛刺を作り出し。

二階よりの通し柱以外は管柱、側柱は三階の脚差上に建ち、壁貫三通り模様め

その他の柱は面取角柱、柱の内外面に茆掛刺を作り出し。

二階よりの通し柱以外は管柱、側柱は三階の脚差上に建ち、壁貫三通り模様め

その他の柱は面取角柱、柱の内外面に茆掛刺を作り出し。

小屋組。化粧裏天井とする。桁行中央の柱上に大梁を架け渡し、梁行は側柱毎

に大梁上に小屋梁を架け、隅木共いれも丸太材にて組む。建物中央と二間毎に配した腕木鼻で出筋を受け、軒桁を折置組とする。妻は軒桁内側小梁上に束踏を置き妻の立ち処として、その他は大梁上に直接束を建て、様木及び母屋一通り組む。

小屋は桁行及び梁行共一通り、櫛梁兩脇通り下方に一通り入れ縫織め。様木及び両脇母屋の妻側に肘木を入れ木口にて破風板を受ける。内部は妻部共に總て白漆塗仕上げ。

軒廻り。各重共に出筋造り。一軒、疊檼。一、二重は夫々二・三階の側柱に樋を取付け樋を架ける。三重桁行は様木より軒桁まで化粧檼を架け、さらに化粧裏板上に樋通りを向じしくして、軒檼を出し、妻側は小屋束に樋掛を取り付け、樋勾配を合わせる。樋はすべて太波落し材。

各重共、広木舞、瓦座共に隅回り増付。一重軒唐破風は様木、菖蒲筋にて破風板を受け、軒裏茨機、破風板上切裏甲、瓦座を打ち軒付とする。破風板に兎の毛通じ付。

千鳥破風は様木及び片流れ一本の指母屋により破風板を受け、破風板上に布裏甲、瓦座を打つ。様木及び指母屋上に野母屋を重ね、片流れに四本づつ樋打。破風板に商賈魚、鰯付き。

外縁、一階。城内側の一隅を除き下方張出しの石落しを装設し、縁て大壁塗。各重の出筋、腕木、隅木共塗籠の白漆塗。出筋内小天井は白漆喰揚げ塗。破風を除く軒廻りは樋を波型に塗り、広木舞、瓦座共金漆塗め。

初重南北面の千鳥破風は二重屋根と交錯する。千鳥破風の妻に窓を設け、北面のみ武者格子入り。二重の東西に軒唐破風付。三重屋根を入母屋とし、いずれも破風板に眉決り、裏甲、鰯魚、鰯共に漆喰塗籠とし、鰯魚、兎の毛通し正面中央に木製黒漆塗幕板を取付ける。

一階の北面中央部に出入口、その他二階までの各面と三重部に窓を設け、

堵石落し部及び一階北面を除く各階の四面に円、角、三角形の銘眼を装置する。

屋根。三重入母屋造り。一重、初重共四方葺降し本瓦葺。各重共壁際には斐斗瓦を入れず、張出し漆喰仕舞。隅棟、大棟は面戸瓦入れ。大棟は隅棟、隣棟共に鬼瓦際に輪連瓦入れ斐斗瓦積み反り増し付き。千鳥破風、唐破風棟、大棟共に菊九瓦、輪連瓦入れ斐斗積み。各種端鬼瓦割え、鬼瓦上、大棟は两端に残、その他の鳥糞を安置する。唐破風の隅巴瓦尻は、留墨瓦仕舞。

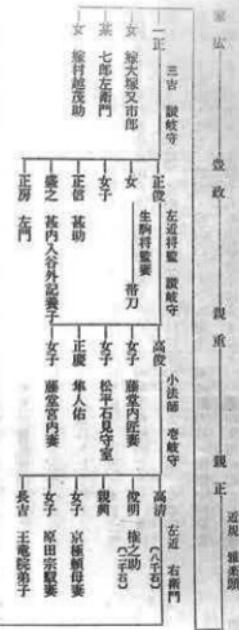
第四節 創立及び沿革

一、高松城の創築と沿革

(一) 讃岐高松城

香川県高松市玉藻町にある讃岐高松城は、一名玉藻城ともい、天正十五年生駒親正が、豊臣秀吉から讃岐の藩主に封ぜられ、その居城として、翌十六年築造に着手し完成した城で、生駒家四代とその次の藩主松平氏が十一代、前後一百八十余年にわたってここに居て、讃岐（小豆島を除く香川県の大半部分）『松平家は仲多度郡から東の都分だけ』を治めた城である。城下町の発展とともに政治だけではなく、讃岐の経済・交通・文化などの中心となり、現在の高松市にまで発展の基となつた城である。その間に慶長二年には、生駒親正は西讃岐の防備のため、那珂郡作原郷津守庄山に支城を築き、九鬼城として子一正を置いて在番させたが、慶長七年には一正が高松城に住み、九鬼城には城代を置いた。しかし生駒家三代の正俊は元和元年閏六月十三日の一國一城令で、九鬼城を廃したので高松城が譲被全土を統轄する城となつた。ところが、寛永十七年七月二十六日生駒家四代の高俊が、出羽国（秋田県）由利郡矢島庄に移封され、同十九年五月二十八日松平頼重が高松城に入封するまで、伊予国（愛媛県）大洲城主加藤出羽守泰興以外、今治・西条の藩主が預つて讃岐を分けて治め、また寛永十八年には、山崎家治が西讃に對せられて丸亀城を再興し、万治元年には京極高和がその跡を受け丸亀に

生駒家系図



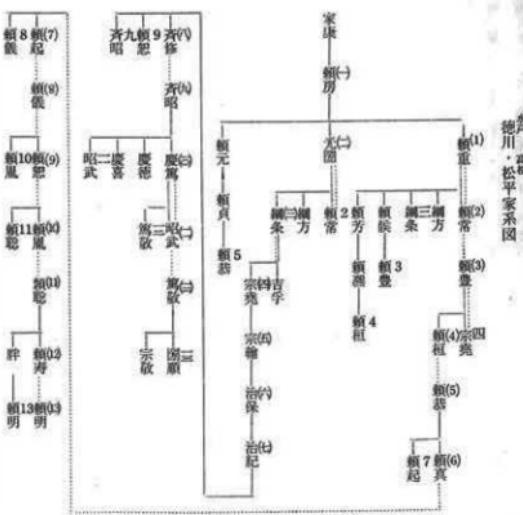
入封したので、以後譲岐は二藩となり高松城は東譲岐だけの治城となつたのであつた。

ところが、これまでのわが国の城の多くは、山や川の要害の地に據つて築かれてゐるが、この高松城は海に臨んで築かれており、堀には海水が導びかれ、また天守の郭・本丸・二の丸などの配置にも、特色のある遺構を示している。

(2) 高松城の創築

大正十五年（一九二六年）豊臣秀吉から、譲岐国に封ぜられた生駒親正は、最初、今の大川郡引田町に入り引田城に據ろうとした。しかし、譲岐の東端なので西へ遠く不便なため、綾歌郡宇多津町に移り聖通寺山にあつた宇多津城に据らうとしたが、ここも城地が狭く武器や戦術の進歩によつて欠陥があり、さらに今

参考 日本書紀、算用数字は高松城年表、括弧内は譲岐承位。点線は養子を示す。



高松市・丸山や高松市林町の由良山に居城を築こうとしたが、またそれぞれ欠点があったので、最後に今のが松市の中河原にその居城高松城を築くこととした。そのことを生駒家実錄に

同（天正）十五丁亥年讃岐一国を賜う。〔中略〕讃州は尾藤氏開國の地也。

然るに今迄窮りし居城なからしによつて、郡々村邑にて城地を求む。そのころ引田浦に小城あり（今に城山といふ）、ますここに入部す。然れども國の東なる故西都農民共のためようしからず、よつて宇足津の古城に移らんとす。この城は昔細川右馬頭朝之住し、以後廢城となる。天正十三乙酉年仙石權兵南秀久ここに入部す。然れども漸く一、三年の中に再び中絶す。親正則ちここに移らんとすれども、内殊に甚き故に那珂郡津森庄龜山に城を築かんとす。然れども大内郡へ一日の内に到ることとならず、よつてまた、山郡上田井村由良山を築えんとすれども水乏し。ここに香東郡野原の地は豊田郡え遠里なれども、一日の中に到る。是によつて城地野原庄にきわまる。

一、南海通記の巻二十の下「讃州新高松府記」にも

天正十五年生駒雅葉頭正規（親正のこと。以下同じ）讃岐国を賜わつて当国に入部あり、先（まず）引田の城に入り給う。その後國の東区なれば鷹足郡聖通寺山の城に移り給う。正規曰く、國中より来る所の城々は皆亂世の要塞にて治平の時の居城の地にあらず、平陸の地を設けて居住すべしとして、その地を要求らるるに香河郡笑原郷に究竟の地あり、往古より河水の流れ久しう海中に入て、地より八町沖に白砂集り、須賀を生じ野原の庄に相続き、西浜・東浜とて無村あり、また郡中に山ありて南北に横たわる。その形象桿弓のごとし、故に強打山という。〔中略〕この山大江の東なれば江東のはなという也。この山と西浜の中間潮入にて、坂田・室山の下まで入海也。東は野方口・坂田中河原まで潮のさし引あり、中筋十八町白砂海中に入ること、一筋の矢覧のごとし、故に笑原と名付也。

ある。三代物語「高松城」の条には「原文漢字であるが読み下し文に改める」とある。東讃の國都也。天正十五年丁亥春公生駒親正（一名近規）を封じて、全境において候とす。始めて引田の城に入る。その東部「ひがしのへんび」にして隣國に密邇（みつけ）するを以て、この城多津の城に遷る。越（ここに）明年戊子遷り筒原に都す。改め名すけて高松という。けだし半礼高松の旧を存すと也。故（もと）の高松を改めて古高松という。なお晉人新田に遷り改めて峰（こう）と名づけ、初めての峰を古峰というが如し。その地海に枕（のぞ）んで最も険固、魚塩に近く民その利を便す。実に南海の名城也。

と書かれている。生駒家始末與傳記にも

生駒雅葉頭近規は、永禄・元亀・天正等の兵乱、大關秀吉公の幕下に属し、數度の武功これあるによつて、天正十五年讃岐の守護、尾藤甚衛門没落の跡、高十七万六千石受封して、讃岐國内都引田之城え入部成され候所、引田は國の東端にて西方治り難きにより、鷹足郡聖通寺の城に居住。此城姓昔仙石權兵殿築き申かる由いゝ云え候。然るに近規國政仰せ付けらるゝに、當國先々衆呼び出し相応の扶助をて國務仰せ付けらる。当地境内陥き故、天正十六年香東郡野原庄に初めて城を築く。

とほほ同じように、その創建當時の状況を述べている。これらの諸書は江戸時代の中期ごろに著述または編纂されたもので、天正末年ごろの築城からは百數十年を隔てゝいるに過ぎず、當時のことを知っている人々の孫、または曾孫に当たる人が古考から聞き伝え、あるいは、そのころまだ残っていた種々の史料をもとにして記述したものと考えられ、その創建に関する伝えは、ほほ正しいものと考えてよいと思われる。

（四）繩張りおよび設計

高松城の繩張り、すなはち土地の選定や掘・石壁・櫓など建造物の配置、城下町の都市計画などは、當時實にすぐれ築城の大業といわれた黒田孝高（号如

ふ。あるは細川三齊（号三齊）の指導によつたといわれている。すなはち、

細川三齊の子の下「武田高松宿記」に

天正十七年五月、「生駒復正」大坂在勤の時、予州今治の城主藤原佐渡守高虎

と御対談あつて申さるゝは、今度、今治、御島路の時わが高松へ御立寄りあつ

て、城地御見分へ給へと申されしかば、高虎申され候は、われも最も參るべ

く誠、幸に黒田如水近日中に中津へ届られ候、時分を待ち合せ同道仕り、如水

見分はられ隠謀に申し譲べ候、この人城取り功者にて諸方の城々大形、如水

の見分にて相調ひ候と仰せられしかば、正規説（よろこ）び申され候て、先立

て高松へ下着し給い、西浜東浜の間に飯尾形を造り侍ら給う。程なく両持御下

着付て高松の地見分ましまし、如水仰せられ候。これ究竟（くつきょう）の城

地にて候。富貴賤共に備わり、要害よく、諸方の航路便を得て、國主の居城

に相合たる地形にて候とほめ給う。正規申され候には、西の山程近くして如

河に既と申されしかば、如水仰せらるゝは、この山なくてはこの所に城取り

成し難く候。この山ありて西を塞ぎ、東口は南一方なる故に要害よし。殊に

山陰庭（けんそ）にして人馬の足立なく、北は海岸に入て海深く、山の根は

潮汐のさし引あつて、敵人止まり居ることならず。東は遠干潟川入あつて敵

人止まり居がたし。南一口の架（ふせぎ）計りなり。身方千騎の強さとはこの

山のことと仰せられしかば、正規安堵してこの所を城地に定めらるゝとか

とあり。謹此國名勝園会五上にも高松城の条に

同（天正）十六年、藤堂佐渡守高虎朝臣、豊前中津城主黒田如水公へ談合あ

り、程なく両将当國へ来りたまひ、如水公この地を見たて是究竟の城地にて、

要害を思ともに備わり要害よく、諸方の船路を得て國主の居城に相合たる地形

なりと書（ほめ）たまひ、早々繩張りあり不時に城宮成就せり。

と前記の南源通記の説に従つてゐる。ところが生駒記には

天正十六庚子年細川越中守忠興の綱張にて、野原庄に新城を築いて高松の城と号す。または黒田如水の綱張ともいう。智識これを明せ。高松は山田郡の小村の名なれども、元暦のころより日本中に流布して、世の人の知る所也。城の名に用い田地は今は至つて古高松という。

と書かれており、また、生駒家商乱記にも

天正十五丁亥八月入部。大内郡引田の城に入る、矢野駿河守居城か。その後、尾島の競（ふもと）古高松の城をひいて、同国野原の地に新城を築く。この細

張りは細川三齊（忠興）え願い、成就しける由。

と細川忠興綱張り説をとつてゐる。

南海通記の著者番西成資は、寛永十九年に高松の西方、約五キロメートルの番

川郡笠置郷佐野「今之高松市鬼無町佐野」に生れた人で、小早川式部能久や小柳

勘兵衛景義など當時有名な軍学者に兵学を学び、寛文三年、三十二歳の時、筑前（福岡県）に行き、甲州流（武田流ともい）の兵法を教えていたが、天和二年には

藩主黒田光之に召しかへられて兵学教授となり、三百石を給せられ、平尾山下

に演武堂を建て門人を教えた。また、讃岐で植松左兵衛資信・三谷昌兵景景など

の古老に、元龜天正ごろの史談を聞き、南海通記十七巻、南海通記二十巻を著した。

また、榮城にも精通していたと思われ、高松城の綱張りにも関心を持つてい

た人なので、前記一説のうち黒田如水説が正しいと考え、南海通記の讀書新高松

府記を書いたものであろう。これよりさき、黒田孝高は天正十三年、豊臣秀吉の

四国征伐の時、浮舟秀家の軍とともに讃岐に来て、屋島の南、高松郡の高松城（喜

岡城ともい）を攻めており、この付近の地理にも通じていたし、年齢も當時親

正は五十四歳、孝高は四十三歳で豊前（大分県）中津十二万石を領していた。細

川忠興は當時二十六歳の若年で、まだ樂宮の名聲を揚げていなかつたと思われ、綱張りの指導には適任とはいえないかうか。

高松城は前記のように、瀬邊に堀地を定め築いた城で、その要害について戰術的にみると、北は海で攻め難く東西も大部分が海や砂浜で、西にはなお石浦尾山があつてこの方面をふさぎ、東も新橋まで海で南方だけが陸続きであり、ただその南一方だけを防げばよい地形である。なお、松島町・多賀町から南西に、藤原町・萩原町を経て靈源寺前の堀までの小川を、城下町の東南部の備えに利用し、まだ、栗林莊から出る流れが石浦尾八幡宮の北に出て、摺鉢谷川となつて西の備えに利用されていることも見のがしてはならない。番西成實は寛永末年ごろの高松城の要害を南海通記に、

寛永のころ今「から」八十年の古（いにしえ）までは、その要害の跡も残つてわれこれを見る也。まず江東（鶴東）のはな穴爺郎という觀音の口まで、満潮差込み山の側に上りて往来す。干潮の時は潮地を渡る也。西浜の柳（なぎ）の木の辺より潮渡しにして、満潮の時は、山の根一円に広海となる也。四月三日の右馬頭臨時の祭の時、石浦尾塔の下橋まで潮差みたるをわれこれを見る也。東兵は野方口まで潮差み、屋島の千瀬は坂田の中河原まで潮先来る也。

今を以つてこれを見る時は虚言のようにあるべき也。（中略）さてまた番西の流というは、浜島より一里上で河辺の郷より川筋二つに分れ、一は宮坂田に流れ川末海に入る。西は川辺郷より坂田山に付て弦打山に沿い流の末大江に入る。（中略）万治・寛文のころか、郡中の吏務に命じて弦打川を江東にはり廻し、大江を新聞と成し給えば、この川西郷の要害となりてその固めよし。瀬邊に土手を築いて水中を拒（こ）ぐ、これまたその固めとなる。これ治世の習態にして古法に相合り。また治に亂を忘れるは上古の格言也。

と書いている。このように、香東川までを防備に取り入れている上に、城には海水を入れた堀を三重にめぐらし、石垣を築いた郭を數多く持っていた。すなわち、天守・本丸の郭をめぐる一番中の堀が内堀、その外側の今の丸の内四國電力株式会社の北側（高松琴平電気鉄道の軌道に沿った）の堀が中堀、今はなくなつて

るが、片原町・兵庫町筋の道路の北側に外堀があり、東は東浜港の海に、西は瀬邊の元の高松駅の所にあった堀川港に続いていた。この堀のこととも南海通記に

新高松城地図張りの事、わいまだその話を聞かず、故にこれを記す。後人のいわく、城の外側大手口は土橋にして、東西の口は板橋也。潮両方より差込み大手口まで潮の満水あり、しかれど、干潮の時潮水なくして要害浅く見ゆるによって、東西の口を土橋に第切り水門を伏せて潮の差引あり、大手の土橋を掘上げて板橋と成し給う也。この故に今に至つて大手口を土橋の門という也。今は板橋也。

と述べ、外堀の水を東西の土橋の所に水門を設けて、常に海水を満たすよう調節していることを記している。

城の郭は寛永年間に描いた「生駒家時代譲岐高松城屋敷割」と題する、高松城ならびに城下町侍屋敷の地図（原真第二九四參照）によると、中央の内堀の中の東よりに天守の郭（東西十一間、南北十間、高さ七間、その上に四重の天守）、その西側に統いて本丸（南北二十一間、東西約三十間、高さ五間、西南に矢倉二方に多門）を築き、本丸の北に二の丸（東西二十五間、南北五十二間、高さ二間）を築き、ここに藩主の居館があり、本丸との間に「らんかん橋」があつて連絡していた。本丸・二の丸の東に三の丸（東の方で南北六十五間、北の方で東西七十五間）南の方で東西四十間程のかま形で、東南に矢倉があり、南北中央と西北隅が帯郭（二の丸に統き、北中央に東向の裏門「海手門」）があった。そしてこの郭の中には西北寄りと西南寄りに長さ一十間の倉が建つていたほかは、広いあき地であった。また、以上の四つの郭の南側から西側に統いて、内堀を隔てて直角に曲った幅三十五間余りの帯郭が築かれていた。この帯郭の南の部分を櫻の馬場、西の部分を西の丸と呼び、櫻の馬場の東寄りの南側に樹形（ますがた）、その東北に對面所や下台所、西寄りの丸近くに近習者の屋敷や局つねね屋敷があり、西の丸にも女の家の重臣生駒隼人の屋敷があつた。三の

丸と落郭の外側で中堀を隔てた東・南・西の三地区は、城内に住む重臣一〇八軒の施設と町人町（本町・内）居屋町・疊町・魚のな町・鶴屋町）となっていた。なお、外堀の西側は侍町、東側は加子（水夫）町、南側は百間町・大工町・丸龜町・居屋町・外）居屋町・（古）新町などの町人町とし、その南側には法泉寺・実相寺・淨願寺・善正寺・福善寺・昌法寺・正覺寺などの、広い境内や大きい建物を含めた寺を多く建て並べ、第一線の防備地帯としていた。

城郭や城下町の状況は、また、松平家に属する高松城並びに城下町を描いた、八面屏風によつても知られる（写真第二二八〔因參〕）。前記の寺々を建て並べた西山町筋の前に、なお侍屋敷や馬場（今古馬場町）町人の家などができいて、松平家時代の初期のものであると思われる。

（四）天守の改築と作事丸・米蔵丸・新郭の築造

松平頼重は三十四五歳のころから病弱となり、時々定例の登城や勤仕を休むことがあつたが、寛文三年十一月四十一歳の時、これまでの参勤交替の期六月が、夏の暑いころなので幕府へ願い、一二三月（太陽暦の三・四月）の春暖のころに改めることを許され翌年帰國すると嗣子頼常を本丸に移し、その後、自分は栗林荘（今の栗林公園）に行って休養することが多くなつた。また長子頼世（後の水戸の徳川綱方）を徳川光圀の養子とし、光圀の子、兵部後の松平頼宣を嗣子として迎える許しを得娘（糸姫）を結婚させたほか、讃岐の白島宮や石清尾八幡宮を修造し、法然寺を再興して善導寺とするなど、身の廻りのことを整え、なお、寛文七年閏一月には高松城の修理を幕府に願い許されている。思うに、いまだ年は若いが病身のため、もし急死するようなことがあったら、幼年の嗣子が困ることのないよう考えたためであろう。

寛文七年、修理の許可を得た高松城は、生駒親正創築以来、いまだ八十年にもならないが、破損した所があつたので、最初に天守の改築に着手し、翌々同九年五月十日に棟上げをし、同年八月六日に完成、奉行朝比奈基五兵衛に慶重の脇差を賜



高松市玉藻城旧天守閣（松浦正一氏撮）

わっている。

この天守が写真のよう、最も上の第三重が下から五階目となり、南北六間、その下の第四階が東西六間、南北五間で、ちょうど上より一間ずつ小さく、そのうえ、四重と五重の間に屋根がなかったので、一種独特の形をしていたが、明治十七年に取り除かれた。今は天守台が残っているに過ぎない。

その後、寛文九年には頗る公務軍役藩政の代行を許されて隠居し、同十一年八月八日には城の津（はり）を渡える許しを得、同年十一月十一日と同十二年二月九日には、また、城の修理を許すとの幕府の奉書を受け取っている。この修理も朝比奈甚五兵衛が奉行となり、寛文十二年五月に完成したと「英公外記卷」に次のよう見えていている。

寛文十一年辛亥、公五十歳（前略）今年九月より高松御城御普請、明年五月

成就御諸奉行朝比奈甚五兵衛・今泉八郎左衛門。

この時のこと、三代物語付録に掲記の、明和五年三月、六世の孫、六郎泰謙の立てた朝比奈君天溪玄伯墓誌銘（「九十一翁増田休意齋宅作」）に、次のように書かれている。（漢文を仮名交り文に改めた）

遺跡は泰光甚五兵衛と称す（中略）わが先公「英公」に下館に仕え、封を譲に移るに従う。累（しきり）に遷て大番頭となり、老臣に擢す、秋四百五十石見文辛亥大いに城郭を修す、君の事に幹たり。（下略）また、同書にある元文三年に三木郡池戸にあった忠徳院神宮寺の僧、雲曉の書いた唐（すべり且用端）源氏物語阿弥御堂記に（原文漢文）

高松の城草創日ならずして成る。その制いまだ猶わらず、いわゆる慎しますして新（たきぎ）を築（を）くの頃、故に居ること何（いくばく）もなくして

構築少し。寛文十一年辛亥之歲英公（頗重）命じて大いに城壁を修し新郭を築かしむ。骨してこれる修といういえども實に新にこれを作る也。すなわち、朝比奈泰光をしてその事に幹せしめ、今泉八郎左衛門また与る。（下略）とあり、高松城の修理というが、実は新郭を作ったのであるとある。

頗重入封の当時、三の丸は東の丸とも呼び、生駒家時代高松城屋敷割の園写真

第三十九園參照）にあるように、北方は西半分が石垣で海に接し、裏門（遊手門）があり、東半分は石垣の外側が捨石のある片浜の船乗場で、城の東の内町の侍屋敷や町人町に続いていた。この状況は、前記の松平家蔵の高松城並びに城下町の屏風絵でも見ることができる。前者は船乗場の所が乘石の海浜となっているが、

後者は海岸に石垣ができ、三の丸の入口と中堀の東側の二か所に門が建ち、海上には櫓橋を張り吹流しを立てた漁船が浮んでいた圖となっている。また、この三の丸の東側の中堀から外堀の東浜船入りまでの間は、両国とも中堀添いは侍屋敷、その東側は町人屋敷となっているが、この三の丸の東側中堀沿いの侍屋敷を、

独立した郭とするため、その東側の魚の瀬町の道から西側を掘り取り、北方海手門付近を埋め立てたのが、この寛文十一年から翌年にかけてのことであった。

この郭が作事丸・米蔵丸で南部が作事方、北部に米蔵が建ったのである。また、海手門の北からその東にかけて作った埋立地が新郭であり、「北の丸」とも呼んだ。

二、艮櫓の創立と沿革

艮櫓は高松城の東北、すなわち丑寅の方向にあり、米蔵丸に建てられた隅櫓である。この米蔵丸の一部が藩主松平頗重の命によって、寛文十二年に新に築造された東の丸であることは前記通りであるが、翌延宝元年には頗重は隠居し、義嗣子頗常が藩主となり、跡を継いで父の計画に従って、延宝四年に北の丸新郭に月見櫓・続櫓・水手御門・渡櫓など（その東方の施櫓もこの時であろう）を建て、この艮櫓も共に前後して建築されたものである。小神野夜話（巻三）

三の丸は平地にて桟御門は北表御門前に北へより中堀これあり、海手へ出る門これあり、右海門の外は鉄寄せ片浜にて、先代の船登場にて、今の作事丸米蔵丸共に片浜にて、東勝手の者どもは桟御門え南向に出入致し候。西勝手の者は南門より出入致し候矣、二の丸へ御屋形引き、海手へ出戸門は只今の中御

門に相成り、北新郭今のは水御門・月見櫓・鹿の矢倉・黒門・多門、作事丸魚の
期（たな）の入川北浜など現役に仰せ付けられ候。西御門外に家老屋敷二軒こ
れあり篠引候て、一軒の跡は今下馬北御かこに成り申候。一軒の跡は十
本松これあり戦場所に相成り申候。外堀の際にも内馬場の通り並松これあり候
也、残らず御切せ差はされ候。

とある。桜の御門とは、今の披雲閣前にあつた櫻門「戦災で焼失」で、北表とは

番界の桜の馬場の東寄り「桜御門の南で東側」に、先代生駒家のころ西向の玄関
付の屋形があつたので、その北側の表の意味である。中棚は「一本には中境とあ
る」今の披雲閣の玄関前にある一文字の石碑である。海手へ出る門は月見櫓の
南にある渡橋の南にあつた裏門「海手門」のこと、西御門とは桜馬場の西端から
中堀を西に渡て、大久保家や西御屋敷の前にあつた広場へ出る門である。十本
松とは今のは西の丸町にあつた戦災前の県公会堂前に残つてゐた松のことである。

良櫓の建築年代は確かな史料はないが、小神野夜話の一本の三の丸云々の条の
次に、

延宝四年一月二十一日北の丸矢倉棟上

同 五六年五月六日丑寅角矢倉初神拝、猪熊千倉勤め申候。

とあるので、延宝四年一月に月見櫓などと同時に建てられ、翌五年五月六日に白
鳥宮の神主猪熊千倉によつて、良櫓の初神拝が行なわれたことが知られる。初神
拝とは完成の式であつて、天守の完成した時には上の重「五階」に諸神諸菩薩を

勧請し、三十体の神主の厨子四神の旗などを仰せ付けられて神式の祭りを行ない、
以後正五・九月の三度ずつ大般若執行せ付けられ、白峯寺・五智院が代るが
わる勤め、また、猪熊千倉が神拝をしたと云えており、この大般若執行は水戸家
のけ來りなので、高松でもこのように仰せ付けられたものと思われる。

古代から地相とか家相といつて、城を築いたり家を建てる時、その吉凶善惡など
このよろな神拝が行なわれたものと思われる。

左、天体運行や四季の変遷などが神の主宰によるとの考えに、五行の説による觀

念などが加わって、色々判断する習慣があつた。これは中国から伝わつたもので
単なる迷信や実用上の禁忌を神秘化したもので、城地を選定する時、四神相応の
地でなければならないとか、家相では東北すなわち丑寅（艮）の方向を鬼門、西
南すなわち未申（坤）の方向を翼兎門とし、共に凶とこの方向に神仏を祭つて
鬼門除けを行なわなければならぬといわれた。高松藩でも高松城の東北にある
屋島寺に、鬼門除けのための千体觀音堂を万治四年五月に建立寄進し、その権利
に「屋島千体觀音堂建立、源賴重高松城下の構難を鎮め、武運を護る為也」と書
いてある。この良櫓も城の鬼門に当るので、このような神拝がここで行なわれた
のであろう。

三、明治以後の変遷

〔明治初年の商城と兵營〕

明治二年六月十七日藩主松平頼聰は版籍を奉還し、同月二十四日藩知事に任せ
られ引続き藩政に當つたが、高松藩では明治三年九月十三日次のような高松城撤
去の例を出した。

此段奉詞候 以上

九月十三日

弁官御中

高松藩知事

これに対して「間之通」との付札をして許可された。その後、翌明治四年四月
八日藩では、

〔前略〕去處當藩城郭破壊に任せ修理を加えざる趣、廢（うかがい）奉り
候候、尋（つい）で窺いの通り仰せ出され候。然る所門墻（しよう）にかき
櫓、徒に腐朽に付し、天物を暴殄（ぼうてん）あらしほばすするに忍び

す、仍て自ら漸次廃撤し、木石を伐取し開墾の材に供し、無用を耘じ有用とな

し、且つ宿習一洗開化の一助に仕り度く、此の段役指揮窓い奉り候」と城を取

り、五月四日そのことを藩中へ布告し、高松を立て
今般廢城同濟に付、開墾不用の材は入札を以って売却せしめ候条、有志の者

会計係え申出べく候事

辛未五月

藩 府

と一般に告知した。なお六月十四日には

「今般廢城同濟に付、官員及び士族・卒・庶人・家族に至るまで、城内拝見
差し免じ候条、別紙日割通り勝手次第罷り出べく候」

と城内参観も許可した。

一方、明治四年七月十四日には廢藩置県の令が出て、高松藩は高松県となり、
松平頼聰は藩知事を免ぜられ、同年九月二十九日高松を発し東京に移った。ところ
が、当時、政府では各藩の兵を解散し、東京・大阪などに鎮台を置くこととな
り、本県へもその分営が置かれたとの通知があつたため、高松県では先に許可の
あつた高松城を廢撤することを中止してはと、九月十四日兵部省に対し次のよう
な仰を出した。「四項目あるがその内の一項目に」

一、当県城郭漸次廢毀仕り振り申候所、此度因面差出候様被仰出候に付、廢

毀差控え申候哉

右に対し「間之通り差控え可申圖」との指令があつた。これでこの城の廢毀
は中止となり、同年十一月十三日東京・東北（仙台）・大阪・鎮西（熊本）に鎮
台の廢くことが正式に決定すると、大阪鎮台第二分営が高松城に置かれ、高松・
岡山兩県の兵二小隊が在營することとなつた。この日、高松県では
当県へ分営被置候に付、城地朱引境界・城中建物國産式造、並びに壁建具
等別冊之通り總て、御引渡申候

辛未十一月十三日

大阪鎮台第一分營

高 松 県

と城地建物等を引渡し、なお、「県庁（注：内町士族松平操旧邸）西隅屋敷地建物共、
永く御領使申候事」と別紙で分営へ申入れている。越えて明治五年一月には宇和島
県の兵一小隊も高松分営に入り、十六番大隊と呼ばれた。また同五年十一月二十
八日には幕兵の詔が發せられ、太政官の徵兵告諭も出て、士族の外に農工商業の

一般国民も兵役に服することとなり、翌明治六年一月十日には徵兵令が發布され、
強兵の実をあげることとなつた。一方、その前日の一月九日には、これまでの四鎮
台を廃し、東京・仙台・名古屋・大阪・廣島・熊本の六鎮台が置かれ、第五軍管
広島鎮台は本營を廣島に、分營を岐城丸亀に置くことに決定したので、高松のこ
の城にいた微兵は丸龜に移ることとなつた。しかし明治七年九月、丸龜所新築
落成まで、廣島鎮台高松營所としてこれまで通り、この城に在營し、同年六月第
十六番大隊と改称した。陸軍省がいつまでこの城を使つたか明らかでないが、翌
明治八年五月十日歩兵第十二連隊が編成され、九月九日東京宮城内で軍旗を親授
されているので、このころ丸龜の兵営が完成したと思われる。しかし、再び香川
県史によると、明治九年四月二十一日香川県徵兵議長権事事處山鼎介の、各区議
員・区長あての通達によると

本年徵兵常備軍服役の者、来る五月一日より同五日迄に高松營所へ入營可為
致旨、廣島鎮台より報知有候に付、當縣徵員の儀は来る五月四日入營申付候
矣、成規の通戸長召通入營可為致候。（下略）

とあるので、そのころ、まだ當城は兵営として使われていたことが明らかである。
その後陸軍省の管理に属して、た當城は、明治二十二年六月旧藩士の間に、松平
家に払下げを願い出てはと申出する者があり、陸軍省でも旧領主に限り払下げ許可
の意向の事で、明治二十二年九月松平頼聰から、第五師団監督部長柴直吉にて
に、高松城址払下げを提出、翌二十三年二月二十日払受けられた。

(二) 堀・池の埋立と周辺地の変遷

港開港奉還によって、高松城の中堀より内は、兵部省(後陸軍省となる)用地となり、外堀と中堀の間の藩士の屋敷や商店業者の家は、そのままの処もあり諸官庁(運送所・警察・裁判所・倉庫)などに使われた。明治十一年十一月、香川県が竣工すると、高松は県政の中心となり、四国の門戸となつたので、その発展とともに高松城に種々の変遷があつた。当時、高松に来航の船が次第に大型のものとなり、回数も増したので明治十六年ごろから、高松港改修の必要が叫ばれ、同二十八年十一月高松市で築港策定の予算が議決され、明治三十年六月築造に着工した。しかし、堀川港をそのまま数百トンの船の入港に使うことができないので、これを埋立てて新港町とし、城の西と東から防波堤を築き(西防波堤の先に三脚の浮橋を設け)、高松城の北側全島の海面を港とし、明治三十三年三月第一期工事を完成した。続いて明治三十四年九月第二期工事に着手し、港内をさられ港内外に埋立地を造り、同三十七年九月に終つた。この時、高松城城壁の北側一帯の海は埋立られ、現在の玉藻町海岸通りの道路までが陸地となり、海に臨んだ高松城の景観は見られなくなつた。

その後、入港の船がますます大型化し、各種交通機関の発達とともに、大正十年六月には高松港が第二種重要港湾に認定されたので、同十一年六月また改修工事に着手し、東は東湯川まで拡張し、東および北に防波堤を延ばし、昭和三年三月には現在の高松港が完成した。この工事で玉藻町の北海岸をさらに埋立てられ、城の北側と東側は人家・倉庫・工場などに囲まれて、良港は東からも北からも下部が見られなくなつた。

一方、明治四十一年には松平東が、高松城の西側の中堀の西寄の約六千六百平方メートルを、道路敷地として高松市に寄付したので、堀幅が甚だ狭くなり、大正四年十月には大正天皇即位記念の道路が、栗林公園北門から築港栈橋まででき、電車が開通し、また大正十三年には皇太子駕下御成婚記念事業として、高松港を起点とした道路改修が始まり、財團法人松平公益会から、高松城西の丸および内堀の一部などで、道路用地約六千六百平方メートルを香川県に、約三千三百平方メートルを高松市に寄付されて、今度は寿町となり、城の西半が次第に市街地化しました。太平洋戦争末期の昭和二十年七月四日の、高松市戦災を復興する事業が始まると、前述の皇太子殿下御成婚記念道路は、幅三十六メートルの中央道路となり、高松琴平電気鉄道株式会社の軌道変更により、高松城本丸・二の丸の西側内堀および桜馬場南中央にあった桟形から西の中堀は埋立てられ、桜馬場の桟形より西の地域と共に切り取って、電鉄軌道およびバス駐車場、四国海運局などの用地となり、当城の西半部は失なわれ現在の形となつた。その後、また、城の東部作事十九・米蔵丸は北端を日本国有鉄道四国支社の宿舎に、南部は家庭裁判所(現在の高松市立城内中学校)用地となり、また昔の城郭の形を失つた。しかし、昭和三十一年三月一日文化財保護法により、高松城跡が史跡に指定されたので、今後はその保護と活用に万全を期し得るようになつた。

追記 この城郭のことは軍事上の機密や政策上から、その規模・構造を秘密とすることが多く、記録が少なかった上に、旧藩主松平家の文書記録類を格納していた倉庫、ならびに旧藩時代の記録類を引継いで所蔵していた香川県庁が、昭和十七年七月の太平洋戦争の戦災により焼失したので、史的調査に困難を感ずることが多かった。昭和六年十一月東京大学史料編纂所が香川県の史料採訪をした時、香川県庁文庫で採訪した次の資料が残つていれば、高松城のことは一層明らかにすことができると思われるが、それを戦災で失つたことは誠に遺憾に思える。

一、高松城郭々細観

- 1 寛永以前御城並城下絵図
2 高松城本丸細観

- 3 高松城西之丸細観

九種十一編

一一編

一編

4	高松城二之丸細観圖	一 鋪
5	高松城三之丸細観圖	一 鋪
6	高松城新郭細観圖	二 鋪
7	高松城作事郭細観圖	一 鋪
8	高松城天守郭細観圖	一 鋪
9	高松城米倉郭細観圖	一 鋪

一、高松城方略記録

註　高松城各部の構築に関する方位を記せるもの。天保十年五月に着手し、弘化四年九月に完成した。従事せる福富藤大夫資密等五名の名をあげ、文久二年撰定者の名を記す。また弘化四年西岡親賢の著主に上れる表があり、慶応元年の写である。

第二章 工事の経過

第一節 工事に至る経過

高松城は明治二年一月に藩主松平頼聰が藩籍を奉還し、明治四年四月には廢城となつた。

以後、兵部省の所管するところとなり、同二十三年まで同省で管轄されていたが、同年旧藩主、松平頼聰に全域十五町一反五歩二合二弓（約一・五二二アーカ）及び太鼓門・橋門及び多門・鳥居（及び多門）・武橋（及び鉄門・黒櫓）・應接・文書・多門・看見櫓（及び多門）・鹿鳴（及び多門）・良櫓（含計五百三十四坪七合五才）その他を五千円也で下げられた。

旧藩主の領は兵部省の所管中に取除かれたが、以後も順次荒廃した櫓等の建物は取除かれ、現在、当時の建造物の遺構としては、月見櫓の一基と良櫓が残されているに過ぎない。

明治二十八年から高松港の築造で堀川港が埋められ、その後、明治三十四年と大正十一年の第三港修築工事で、現在は本丸二の丸・三の丸・桜馬場・米蔵・作事丸と内濠、中濠の一部が残されているに過ぎない。

第一章第一節に記したとおり、昭和二十一年二月二十六日付をもって月見櫓同水手御門、同渡槽と良櫓の遺構が国宝に指定されたが、昭和二十三年七月に松平家（当時は財団法人松平公益会となっていた）より米蔵丸の一部を国有鉄道官舎建設用地として運輸省に売却され、良櫓もこの用地内にあつたため、その後日本国有鉄道の所有するところとなつた。一方、高松市は昭和二十九年一月に高松城跡を買取り（月見櫓も含む）、高松特別都市計画事業復興土地区画整理施行による緑地帯に編入し、現在玉藻公園として管理を行なつてあるが、昭和三十年三月二日付をもって、高松城跡は史跡として指定を受けた。この間、所有の関係もあり、前記の良櫓のある米蔵丸の部分は指定より除外された（第一章、第一節、指定告示の項参照）。

昭和三十一年十一月五日付、文委會第七十四号により、文化財保護委員会事務局長名で、日本国有鉄道四國鐵道管理局長あてに、良櫓の保存管理に万全を期すため、文部省所管の行政財産として同委員会の管理とするべく、無償譲渡の依頼がなされた。同三十六年四月二十八日付で一応、四國四支社より前記委員会に財產引渡証書が送られたが、その結果をみないまゝ、昭和三十四年九月に良櫓は現在の状態で高松市が管理團体として指定された。

文化財保護委員会告示第五十七号

規定により、重要文化財高松城（昭和二十二年、文部省告示第二十一号）のうち東之丸櫓の管理團体として香川県高松市を指定する。

昭和三十四年九月十九日

その後も良橋の保存につき開催者間で検討されていたが、現状では同橋の修理および修理工事については、橋の周囲に空地がないため、現在地においてはこれらの問題が困難であるとし、昭和三十七年十一月二十七日、香川県・高松市・高松公墓との間で同橋を玉藻公園内に移築する協議がなされ、いずれも同意を得た。

この結果にもとづき、昭和三十八年五月三十一日付、雑文会第三十一号により、文化財保護委員会事務局長名で日本国有鉄道四国支社長に対し、良橋を高松城内（高松市有地）の適当な位置に移築する事になった事に伴い、さきに文化財保護委員会が、前記支社より無償で譲り受けたという従来の予定を変更して、移築予定地の所有者および管理団体である高松市に無償で譲渡し、一括して統一的に所持したうえ、管理する事が適当であると考えられるので、同橋を直接高松市に譲渡された旨の依頼書が出された。

国鉄四国支社においても、右の中入れに対し、内諾はしたものゝ、高松市においては、譲渡後の移築、修理に伴う修理費に対する国庫および整備費の補助率に対して条件を付したため、その折衝に日々を要したが、ようやく関係各局間の折り合ひがつき、修理設計の速びとなり、昭和四十年三月二十六日付けをもって、高松市は管理団体として工期二十四ヵ月、昭和四十年度九百萬円（総工費二千七百九十万円）の国庫補助申請書が提出された。

また、同日、從来の位置より、玉藻公園内に移築に伴う現状変更の許可申請書が提出され、同年六月四日付、地文建第五十三号により補助金の決定通知があり、同年七月一日付、地文建第五十三号をもって前記の現状変更の許可を得た。しかし、當初同年七月一日より着工予定のところ、譲渡問題その他の諸般の事情もあり、同年七月十二日付で、着工の三ヶ月延期と同年度工事費を六百万円に減額する設計変更の止むなきに至り、同年十一月二十四日付、地文建第八十七号により署用された。

修理工事着手の運びとなると共に、この間に日本国有鉄道四国支社と高松市の間で譲渡問題も進展し、昭和四十年七月二十一日付、四支施契第三九号をもって、国鉄より高松市に対し良橋の寄附採納願が出され、同年八月十七日付をもって高松市は正式に採納受理について同社と書類を取交わすと共に、同年八月二十日付をもって、高松市より、文化財保護委員会に対して、同橋の所有者変更の届出がされた。

右の件については、昭和四十年九月十八日付、地文建第一一九号をもって、指定通知書の記載事項の変更、および台帳等所定の変更を終了した旨の通知があり、指定通知書が返付された。こゝにおいて全く譲渡に対しての諸手続を完了し、同橋が高松市の所有となるにおよび、従来の高松市の管理団体の指定は次のとおり解除された。

文化財保護委員会告第五八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十一条の三第一項の規定により、重要文化財高松城（昭和二十一年文部省告示第二十二号）のうち東之丸良橋の管理団体香川県高松市の指定を解除する。

昭和四十年九月二十一日

文化財保護委員会委員長 河原春作

同橋の移築先については、玉藻公園内の旧跡について敷か所が予定されたが、文化財保護委員会と高松市との協議のうえ、同公園の東南隅にあたる旧アスレチック場が適当であるとしたが、前記のとおり、同公園内は史跡の指定を受けているので、昭和四十年八月二十四日付で文化財保護委員会に対し史跡地内の現状変更の許可申請をした。このことについては、同年十一月二十四日付、地文建第一四〇八号をもって、橋台の拡張工事（橋台が一边で約一メートルの拡張が必要とした）については、あらためて文化財保護委員会の承認を得るとの条件付をもつて許可された。

これと同時に同公園が都市計画公園となっているため、都市計画法施行令第十

一条の規定により、前記と同日付で香川県知事あてに都市計画公園の建物移築許可申請書を提出、同年九月三日、許可を得た。

以上のよう、指定より工事着手まで幾多の諸問題が生じたが、こゝに至り、よいよ同年十月一日より工事着手の運びとなったのである。

第二節 工事方針

東之丸艮櫓は、海に北面した同城域の東北隅櫓であったが、前節に記した事情より、玉藻公園内の旧太鼓櫓跡に移築することとした。

しかし、この旧太鼓櫓台は艮櫓の櫓台に比して平面積が小さく、また、從来の艮櫓台は落しの関係上、これに縦く石垣より約二メートル突出して築かれていたが、旧太鼓櫓台の外側石垣の現状を保存する方針をとり、城内側に約一メートル強張ることとし、旧石垣を一たん解体して積貯し、不足石を補つた。

また、側面の石垣もはらみ出しが大きく、将来、崩壊の危険も考慮されたので、その大半を積み直した。

櫓を城内の東北隅より旧太鼓櫓跡の東南隅へ移したため、建物は石落しの関係上、右に九十度回転させ、從来、西面していた出入口は北面することとなつた。

また、上盤が城内平地より一段高いので、東向に石階段九級を新設した。

建物は一たん解体し、施材に至るまで運搬し、旧艮櫓台は柱礎石とともに旧状のまま搬しておいた。

なま、移築等の現状変更については、文化財保護委員会その他に所定の手続により申請し、許可を受けて実施した。

第三節 工事経過

建設の事情から多少工事の着手が遅れたが、補助金の決定、移築についての許

可も終了したので、昭和四十年十月一日より工事に着手した。

解体および移築先までの運搬は昭和四十一年三月まで終了したが、この間文化財保護委員会建造物課 記念物課より調査官の來市もあり、旧太鼓櫓台の扯張工事の工法および建物の旧規についての調査、指導もあり、櫓台の変更については昭和四十一年三月十一日付で現状変更許可申請をなし、同年四月二十二日付、地文記第一四〇八号をもって許可された。

また建物については、一重の軒廻り他二件につき、同年五月二十三日付、現状変更の許可申請を行ない、同年六月二十九日、地文建第二十三号で許可された。建物の解体の結果、現状変更、櫓台の施工方法、防蟻工事の増、その他、附帯工事として避雷工事を行なう等、工事施行内容に変更および増加があったため、当初設計より二十八万円を増額し、昭和四十一年十月、実施設計を樹て許可を得て実施した。

工事は当初の計画通り工期二十四カ月と、總工費二千八百五万円を費し、昭和四十二年九月未日工事のすべてを終了したのである。

第三章 工事組織

第一節 組織

本工事は、市条例の定めるところにより、高松市の直営工事として施工した。

高松市においては、本工事施工のため、総務部、玉藻公園管理事務所を主管課として事務を担当し、艮櫓修理事務所を所轄させた。また会計面においては一般会計とし、商工費の内に、艮櫓修理費を設けて支出を行なった。

工事現場には、文化財保護委員会より推薦された工事主任および主任補佐各一名が常勤嘱託として勤務した。なお工事指導監督のため担当官（文部技官）も随時来市し、主として工事現場の技術的指導を行なつた。

主たる修理事務所には適宜、臨時職を常備し、事務補助を行なわしめた。

玉藻公園管理事務係長

第二節 工事関係者

香川県庁関係

香川県知事

香川県教育委員会教育長

社会教育課長

社会教育課長補佐

(文化財係)

高松市関係

高松市長

前高松市長

助役

同

収入役

前總務部長

商務課長

会計課長

教育委員会教育長

社会教育課長

同

前社会教育課長

監理課長

建築検査員

玉藻公園管理事務所長

前次長

荒木吉信

真部正雄

修理事務所関係

技術指導担当官

文部省技官

工事主任補佐

文化財技術師補

施工者及び工人

大工棟梁

同 調査室

左官棟梁

瓦葺工事請負者

瓦葺工

上居葺工事請負者

瓦葺工

金具製作請負者

素屋根及び石積工事請負者

防蟻施工請負者

遮雷装置工事請負者

木材納入業者(化粧材)

木材納入業者(漆器材他)

(同)

(同)

(同)

同

同

同

同

同

同

金子正則
久保隆美
秋山敏夫
那須猛
三好正廣
久保田英一
國東照太
久保田英一
廣瀬
大須賀
望月美寛
広瀬
兵頭
宮本嘉三
三木喜光
居川根範雄
居石正文
三木悟清
尾瀬子川
瀬尾

細川豊和
今井忠雄
奈良市

瓦字工業所

橋本宗治

児島工務店

大谷相模鑄造所

高松市

岡山市

大阪市

高松市

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

愛染清夫

第四章 工事の概要

第一節 工事施工方法

工事の運営に当っては、文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律および同法施工令、文化財保護委員会規則、その他、関係法規の定めるところによった。

工事の諸原材料の購入および請負工事は、高松市契約規則の規定に従い、特殊なものは指名業者による随意契約とする他は、指名業者による競争入札または隨意契約によって行なつた。請負工事については、高松市建設部管理課の建築検査員が監査を行なつた。

工事は、仮設工事、石垣積替工事、屋根土瓦葺、瓦葺工事、防震工事、避雷装置工事を請負工事、金具および漆喰、修理鉛板の作製を委託としたほかは、すべて原材料を購入し、諸作業委員は臨時借人として採用のうえ施工した。

ただし、屋根瓦葺請負工事のうち、再用瓦・葺土は支給とし、手元人夫（土工）は、疊壁破り、各材料上げ、跡片付）は、直接事務所において雇傭した作業員を使用した。

第二節 調査事項の概要

山本波磨台は、前述のとおり積工事を行なつたので、当時の石垣積の施工法と共に後側部のはらみ出し部分の原因の調査も併せて行なつた。

また、良品は記録上、月見櫓と同様、延宝年間に新曲輪の構築として、割合近接して建られた櫓であるにもかかわらず、その根本的な構造と形式を異にしているので、これらの相違点の調査と、各部の構部の軸が甚だしく垂下しているので

この部分の欠陥的調査等を中心として行なつた。

解体の結果、現状の形態は建立当初のものではなく、建立時は一重の軒破風、石落し等の意匠的なものを設けない、たんなる三階櫓であり、軒の構造にも多くに欠陥が生じたので、数年を経ないで、再改修が行なわれた事が判明した。

これらの詳細については、次の調査の項で詳述することとする。

第三節 施工の概要

解体時には解体用足代、組立て時には素屋根を設け、建物は一たん解体し移築した。

旧太鼓櫓台は礎石とも現状のまゝ残し、移築先の旧太鼓櫓台は二方を拡張し、また一部に補修を行なつた。

良品は、各部に改造の跡が見られたので、その調査した結果にもとづき、近年の改変になる部分は、現状変更を行ない旧に復した。

現状変更については、現状および変更後の状態ならびに変更する理由等を、詳細にわたる説明とともに、図面、写真など規定の資料を添えて文化財保護委員会に申請し、その許可を得て施工した。

建物解体前に、各部の詳細な実測を行ない、完全な鉛筆、その他の図面を作製した。また、同時に要所の写真を撮影なし、資料として保存した。

解体に先立ち、正確な遠方を設け、建物の不同沈下、傾斜、柱間寸法、その他の破損、腐朽状態、形状寸法、材種・数量等を実測調査とともに、創建以来の諸箇の変化等もあわせて総合研究した。

解体に際しては、あらかじめ取り解き材に記号を付し、順次解体のうえ整理格納し、化粧部分および貴重な意匠のある部分、細工材は入念に養生を施して保存した。

古材は詳細に吟味調査のうえ、出来るだけ再用の方針をとり、一部腐朽材は

進本、切木を行ない、再用不能な材は、原形・同手法にもとづき補足した。構造上、必要と認めたカ所は外観に支障のない部分で、適宜補強を行なった。

一、補修新材の化粧部分はいずれも古色塗装を施し、見え隠れの小屋材および床下は入金に防腐剤を散布し、土台廻りおよび化粧材とともに、白蟻に対する予防措置を行なった。補足材には、いずれも見え隠れに、修理年号を烙印した。

一、施工事は從来の施工方法を詳細に調査し、壁下地材は全部新にして、壁土は古土を混入して、塗むらなく入念に仕上げた。壁上塗の乾燥を待ち、表面にシリコーンを吹付け、防水の処置を行なった。

一、曲面のある柱、時代考証の資料となる部分、戸締金具他の化粧金物等は各々原寸圖および型板を作製し、とくに注意して施工した。

一、屋根は不良瓦および近年の補足のものは取替え、それぞれ当初瓦にならない、不明のものは月見橋の形状を参考にして作成し、恰好よく葺上げた。

一、屋根の破損部分は修理し、現状変更のものは各所の寸法を定めて補足し、不都合のないよう建てこんだ。

一、散音の破損部分は、捨コントリート打のうえ、積みあげ、階段石は近年施工の比較的小さい石であったので、全部新にした。

一、防火のため、棟より一本の引下導管による避雷装置を新設し、JIS A 4201に示す規格に適合する施工とした。

一、工事完了後、次の書類および図面、撮影本等を添え、文化財保護委員会に提出した。

〔一〕実施仕様書および工事費精算書
〔二〕修理前実測図および修理竣工図
〔三〕修理前および竣工写真

四、修理工事報告書
一、工事の終了後、修理略記を銅板に陰刻し、建物内部の見返しか所に取り付け

た。

一、仮設物は使用後撤去し、跡付、補修など繕りなく行ない、建物周辺の地盤整地をあわせて行なった。

一、仮設物および備品類は、使用後売却し、収入とした。

二 調査

第一章 修理前破損調査

一、城 壁

旧艮櫓台の北側と東側は近年まで海に面していたのであるが、現在では周囲が埋立てられて民家や工場が石垣際まで密集して建ち、防災上憂慮すべき現状にあった。また櫓台の西と南に石壁が接続し、この石壁の城内側は國鉄社宅地であり、いずれも建物が立ち並んで、櫓に通する道もなく、全く孤立の状態にあって建物は荒れるにまかされていた。

二、石垣および基礎

イ、櫓台および石壁は、ところどころ詰石が抜け落ちていた程度で、比較的保存状態は良好であった。櫓の入口に連するために、住宅地々壁より北側石壁に対する十三級と、一階出入口前の五階の各石階段は、ごく近年のもので小さな石で乱雜に積み、石壁に登る石段は約三分の一が失われた状態である。

註：破損調査の文中に示す方向は、旧櫓位置における方向とする。

ロ、旧太鼓櫓跡の櫓台は東側と南側が濠に面し、艮櫓台向北側と西側に石垣面を同じくして石壁が接続している。城内側の石壁は石壁とも比較的良好であったが、濠側および東南隅の下部に孕み出しとともに積石の弛緩が認め

られ、今後なお孕み出しの進行が続くものと憂慮された。

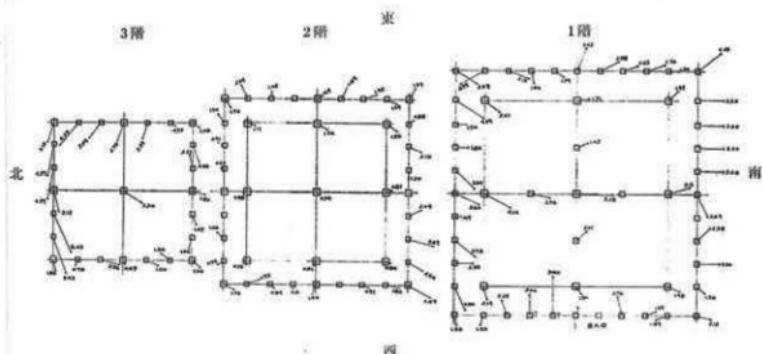
東南隅部は、天端石より五段目以下の石が不良で、後補の石と思われ、ことに六段目の石は隅石として小さく、各石とも隅石とするいわゆる算木積としての形態に造られておらず、互に接着面が小さく、このため前方にすり出した（約二十五センチメートル）ものと認められる。

東面は東南隅より北寄りに約三分の一、南側は同隅より西寄りに約四分の三が悪く、それぞれ中央部が約三十センチメートルの張出しと詰石の抜出ししが見られ、漆側は全面的に石垣根石が小さく不良であった。

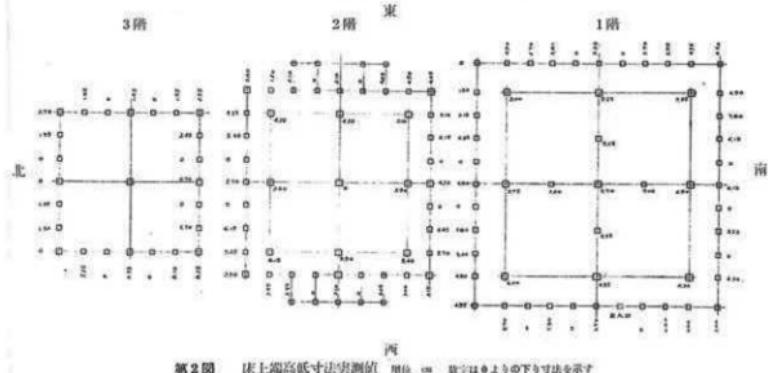
城内側は北方に大手口を控え、割合平坦な地盤となつていて、現在は、円形の北側に一ヵ所、城に通する排水土管があるが、ごく近年の設備であり、その他は自然流水となつていて、その他の柱頭は、石垣天端は旧橋の構造上、各面の高さが同一になつたが、同一高にしないと納まらないので、腰替えたが、この経過は工事仕様の項で示したごとくであり、不同沈下の基準となるべきものがないため、当初からの狂は不明であった。

三、軸部

軸部材は新旧材とも大部分松材であったにもかゝらず、白蟻の被害はあまり見られなかったが、長年に



第1図 柱頭寸法実測図 東側



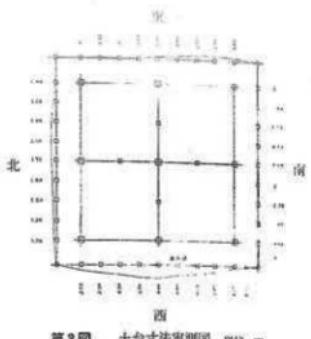
第2図 床上端高寸法実測図 西側

わたらぬ通りにより、各部の腐朽および木駆虫による被害がかなり見られ、根部の垂れが各所に生じていた。

北に海を面し風当たりが強い

ためか北側の被害が大きく、柱は挿園第一回のごとく全体に北および東方に傾斜して北に倒れていた。

一階の側柱は大壁に塗込め



第3回 土台寸法実測図

となり、外部よりあまり判らなかつたが、解体の結果木駆虫の被害も大きく、全体の約四割が再用不能であり、中心の柱も各差口の部分で折損していたために、取替えるを得なかつた。

床版は各階とも近年張り替えられていたが、各階床版は挿園第二回のごとくかなりの高間差があり、各階とも七八センチメートルの数値を示している。張木は床板強替の折、大部分新材に替えていたが、旧材はほとんど再用出来ない状態であった。

二階は柱頭、床梁などは割合良好で、一部の柱、千鳥破風柱上の梁に腐朽が見られた。三階は床梁の東側および北側の松丸太の腐朽が甚しく取替えたほか、各端とも柱貫は大部分を取替えた。

四、軒廻り小屋組

軒廻りは從来より破損が見られたが、昭和三十九年の台風の被害により各重とも東側と北側の破損が甚しく、各所で構が折損し、出桁より外部の脱落した個所も見られ、屋根、壁とともにこれ以上放置出来ない状態であった。

一階の東側は北隅より約三分の一の軒が落ち、東北隅木が全く露出した状態と

なり、北側は中央部で二カ所軒が落ちていた。また、雨漏り等による各面の広木舞、出桁も腐朽が大で、再用出来るものは少なかった。

二重は西側の千鳥破風より北の部分と、北側の唐破風より西寄りの構が全部柱位置より折れ、一重屋根上に散乱していた。

西南隅梁が側柱上で折れていたため軒が下り、千鳥破風は破風板、裏甲とも腐れ

東面の南側破風板下の約三分の一は、すでに原形がなく薄板を張り合わせ本地を作っていた状態であった。唐破風は南側の東寄りの高浦街の木口部分および破風板は再用不能で、東寄り破風板の裏裏甲は新材の切裏甲で補われていた。房部分は裏甲とともに腐朽し、檼も軒の荷重と虫害のため大部分の取替を要した。三重は軒の脱落カ所はなかつたが、隅梁、野隅木が腐朽し、南面西寄りの破風板は出桁より外の部分が全体に腐朽し、折損した構もかなり見られた。

一・二重は化粧檼がそのまま屋根を受けているので構造がないが、三重は次項

で記すことと、建立後の修理で野檼が軒を形成しているため野隅木を入れているが、房部の押えがないので各構部が下り、軒先はほとんど陸に近い状態になつていて、三重の小屋組は梁の松丸太が一部虫害を受けしており、破風板を受ける棟木、母屋鼻が椎木されていたため、両端が下つていたほか、小屋貫は貫穴よりも大分薄い貫があつたので全部取替えた。

五、屋根

明治末年頃、葺替が行なわれた様であるが、以後あまり補修を受けていないので、すでに葺替時期を過ぎ各所で破損がみられ、前記の軒の脱落した北面がとにかく甚しかつた。

一重屋根は東面の西隅鬼、東西の千鳥破風床鬼はすでに落ちてなく、棟樋も壁

外部の壁は軒部木組の変形、屋根、軒の破損により、随所に亀裂、剥落はもじた。た。

軒瓦その他の役瓦もほとんど新しいもので、軒先瓦の弛緩から、瓦の下れ、破損も多く、袖際の丸瓦はいずれも口を開き、雨漏りの原因となっていた。

軒は北面唐破風の鬼瓦がなく、東側の谷は脱落した壁上で埋り、排水不能の状態となり、東面の両隅棟は鬼瓦とも崩れ落ち、軒瓦も一重とほぼ同様であった。

三重も東面の両隅鬼と南面東寄りの隣接鬼が落ちたほか、大棟は西端より約一メートルが完全な状態であったのみで、その他は棟高の約半分が崩れ落ちるところだ。東側の袖瓦と掛瓦は全落してなくなり、この上の袖は袖芯によってかろうじて取付ていただけで、古に浮いた状態になっていた。

軒瓦その他の役瓦もほとんど新しいもので、軒先瓦の弛緩から、瓦の下れ、破損も多く、袖際の丸瓦はいずれも口を開き、雨漏りの原因となっていた。

軒部は一重の南側および東側の中央部を除き、その他の各面は軒下の壁が落ち、軒先部は大部分が露出した状態で、北側は出桁まで木部を現わしていた。

軒は北面の東寄り部分の檼が露出しているほか、唐破風尻部分の壁の剥落が認められ、三重は北側の中央部の檼に隔木部分の木地が露出していた。内添は中敷仕上となっており、各階とも梁より床までの間の補修が認められ、各所に亀裂が見られた。ことに三階の東側の北寄り部分の下部は崩壊寸前の状態であったは

全落したほか、軒凹も全体の約三分の一程度がからうじて残されていたに過ぎなかつた。

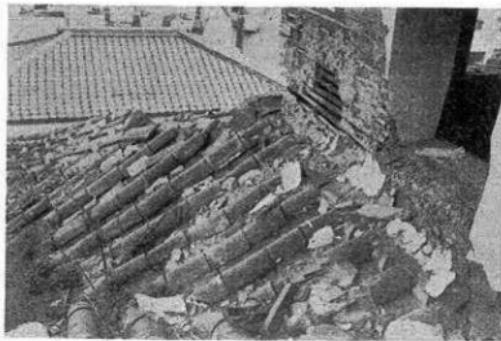


初重東面北寄り部分の屋根破損状態

より、大棟の木舞が露出している部分もあり、屋根同様に北および東面の破損が甚しかつた。

大陸は北側の一階の中央部の窓より下の部分が特に不良で、その西寄り部分は木舞も破れ穴があいていたが、南側は比較的的良好であつた。

東側は三重の破風板、両面の千鳥破風の漆喰が落ち木部が露出していたほか東側三重妻部、三階の北寄り部は木舞が露出しており、その他全体にわたって漆喰の剥落が生じていた。



二重北面の屋根破損状態

十三は一階入口の片引戸の下方部分と、一部の戸に漆喰の剥落が見られたが比較的良好であった。

七、道具、金具

現在の窓の建具は後年の補修のものであるので、東側千鳥破風の窓戸口の腐朽と、戸口戸戸の下框に割れを生じていたほかは、比較的良好であった。

出入戸戸の引手金具は残されていたが、その他は全部近年のもので、南京鎖により貯りをしていた。

また銃眼のあふり止め金具は全部失われていた。

八、錠、作

一二三階床の階段降り口手摺は、いずれも近年取り除かれたもののように、全部失われていた。

窓は一階北側の数戸がはずれて落ち、二階も北側の東寄りの鶴居が耐木の狂により下り、ともに窓の開閉が不能の状態であった。

一階の銃眼枠は、石落しを除き、近年腰壁補修の際取除かれたものと、一二三階のものは原が全部欠損し、一部に軸の部分のみ残されている状態であった。枠は割合良好であった。

階段は一階のものとも踏板の上端の磨滅が見られたが、取替えを要する程のものでなく一部修理した程度であった。しかし、その裏板はいずれも割れが甚だしく、板押えの棟も一部失われていた。

裏面のうち、東側千鳥破風の窓戸口が失われていたが、その他のものは近年の補修の折に從来漆喰であつたものを漆喰塗りにされていたので、かなりの風化が認められた。鰐魚、鏡も一部欠失、虫害を受けていたところが見られたが、比較的よく残されていた。

第二章 各部の構造形式および 技法に関する調査

この章においての文中の方向は、基礎工事以外、解体中の調査が主であるので、いずれも旧位置におけるまゝの方向で記した。

一、基礎

イ 旧良機台

近年まで石垣の北側は海に、東側は畠に面していたが、現在では石垣の根元を埋立てられている。全体に花崗岩の打込み積みで、石の表面はのみ切りとし、面を揃えている。

西側と南側に巾約七メートルの石壁が接続しており、西側のものは上端はほぼ平坦であって、旧態をそのまま残しているが、南側のものは、内側にやゝ急な傾斜となり、南方へ約五五メートルを残すが、その南に出来た道路で中断されている。

橋台内部は、現状保存の意味で、礎石、土台下鉄筋等は動かさず土台を取り除いたまゝの状態で残したため、石垣内部までの調査は行なわなかったが、表面より見るかぎり内部は薬石詰めと考えられる。

土台下は、この玉石との間に平たい割石など側込み、接触面を多くしているが柱位置にはやゝ大き目の石を据えていた。

石垣上端外角は、建物の壁面より約二十センチメートルの散りを設けている。石垣上端の周囲の高さは隅の部分では多少不同沈下による差があるが、中央部は北面〇・〇五メートル、南面〇・一一五メートル、西面〇・一二六メートルとそぞれ中垂みの状態を示していた。

今回の補修部分も旧態を踏襲して積直しを行なつたが、濠側と城内側とはそ
の様方にかなりの差が認められる。

すなはち、濠側の大半は自然石による乱石積であるのに対し、城内側は切込
切積であつて表面のみ切り仕上とし、石目地に隙間のないようにならべて積み対照的な工
法を示している。

この橋台も前者同様、北側と西側とに石墨を接続させ、北側のものは上端をほ
ぼ平坦にし、西側は城内側に向いかなり勾配をつけている。橋台石垣のうち、
この北側石墨約七メートルの範囲と、西側の石墨に隣れる部分は濠側とほぼ同
様の施工状態となつていて、

橋台の北側には、すぐ大手門があり、現在、高麗門と橋門の石垣だけを残して
いるが、この拱形の石垣の積方と橋台城内側の石垣積とはよく似ている。

生駒家から松平のはじめ頃までは、写真第二二三〇圖に見られるように、桜の馬
場にもと藩主の館があり、中央南正面に南から中堀より橋を渡つて北に入り、こ
の六手口を通つて館に出たものであつて、松平氏の入部後間もなく藩主の館は
三の丸に移され、南から渡つていた中堀の橋を取除き、新に東より西向に渡る橋
を作り、橋形を通つて南向きに太鼓橋を経て桜の馬場に入り、桜門を通つて三の
丸の趣に入るよう改められた。この時、南から入つた所にあった中の門を東に
新に造つた櫛形に移して太鼓門と呼び、その南に太鼓橋を造るなど大変革があつ
たところである。

これ等の史実と古図（写真第三三三四圖参照）から推測して、濠側の部分は生駒
源當時の濠に面した土堀のあつた石垣のものであり、城内側は櫛形がここに移さ
れた時期を同じくして橋台として築かれたものと考えられる。

今回解体した石墨内の石垣は石積の折、埋込まれるものとして、怪五〇センチ
ペーチル程度の割石または表面が丸味を帯びた割合粗末な石が用いられ、化粧部
分にはつきり差をみせている。

旧太鼓橋跡の石垣は、当時の天端石まで約三十三センチメートルの土が置かれ、
これより下は全部径十五センチメートル程度の割合小さい栗石詰めとなつていて
が、上部の土は橋を取除いた際堆積した土埃または盤土と考えられ、今回は旧
長橋同様、天端石一杯にまで玉石を入れた。
また旧礎石と見られる厚約〇・四メートルの割石が約二十箇程表土に埋つていて
が、その配置の状態は不規則であつて、近年荒されたものと認められる。

修理前の石垣上端は写真第一二八・一二九圖のごとく、城内側石垣に丈二五〇
二八センチメートルの布石を一段積として約五〇センチメートル高めている。旧
太鼓橋の詳しい記録は残されていない現在、どの様な納り方をしていたか不明で
あるが、旧良椿は四方とも同高となっているので、実施仕様の項で記したごとく

西北隅石の天端高さを基準として、各隅石をこの高さまで積み上げ、不足分は補
足石を入れ、中央部に約九センチメートルの垂みをつけ築いた。

当時の橋入口と石墨に上の階段等も、その痕跡が残っていないので不明である。
濠側石垣上部の約半分にはやゝ新らしい積石を充てていることから、城内側の
石垣積替の際、積直しされたものと認められる。積石の控えの長さはまらまらで
〇・八一・五メートル程度であった。

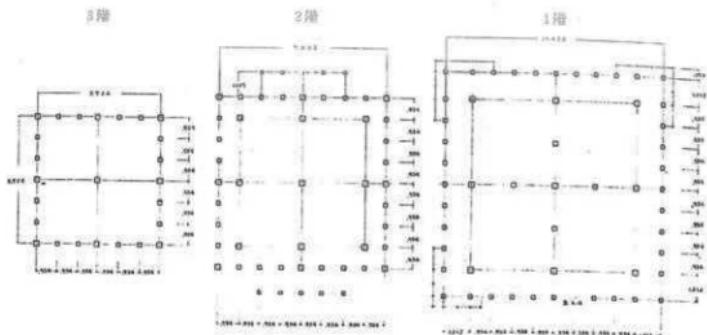
城内側石垣の根石は、現地盤面下約六〇センチあり、特に地葉を施した様子
もなく、ロームの盛十層にちかに据え付けられていた。

二、平面寸法

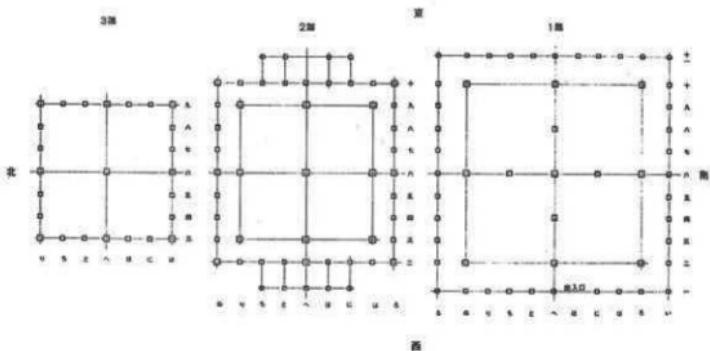
各階の平面は一・九〇九メートル（六尺三寸）を規定柱間として計画され、平
面は直角である。

一階は桁行、梁間とも中央部に規定柱間をとり、両端間各一間を一・二一
二メートル（四尺）の端数間とする。各間の中央に各間柱を一本づつ入れている。

戸口は一間とし、間柱は梢上に立てる。各層は隅柱の取付の関係上、両端間中
央にも間柱を入れている（柱間〇・六〇六メートル）が、石落しに關係のない西



第4図 柱間寸法表 単位m



第5図 解体番付図

南隅は土台上に立て、他の三隅の石落し部は、この位置に入ると邪魔になるので、石落しの樋上に前記同位置に東として立てている。

建物中心の「八」通りと「六」通りの中間柱は、次の軸部の項で記すとおり、補強柱と考えられるが、やはり一間の寸法は前記の柱間寸法に合わせている。

二階の側柱通りは、一階内部の柱通りに合わせてるので、桁行・梁間とも四間（七・六三六メートル）の武（ル）とし、内部に半間（〇・九五四メートル）の武者走りを設け、この柱通りを三階の側柱通りとしている。

この結果、三階は三間（五・七一七メートル、六・三尺×三間）となる。

一階・三階とともに側通り各柱間に間柱を入れるが、梁を支持する間往は柱の大きさを太めている。

各階の通減率については、一階に対する二階の比率より二階に対する三階の比率は小さく、月見櫓における各階同一の通減率とした平面計画とは多少異なる。

三、輪部および架構

当塔は延宝五年建立であるが、土台、通り柱をはじめとして、梁その他の主要材に多量の後補材が用いられてるので、解体修理を受けていることが認められ、今回の解体に際し二重軒腕木の墨書き

で受けなければならないので、このような工作が行なわれたものと考えられる。

当初、この柱がなかった事は、「は」および「り」通りの梁が四間通しの一本材で通し、「六」の通りの中心柱に取付く梁は中心柱に納入れ込入打ち、通し梁は梁側面に取付くよう大入り端落しに組んでいる。一方「へ」通りのこの位置の梁は中心柱に押差し戻打ち、その両端は二階土台梁にのせかけ、或は主柱に押差しとしている。この各梁が二階以上の荷重を受けられるだけのものとして木組みがなされたのであろうが、各梁は割合木柄も小さく、また各取付部は仕口となり、荷重に対する力が弱くなるため補強の必要が生じたものと思われる。

この補強は、たんに梁下に直接立てた柱は、「ち六」の柱のみで「に六」柱は梁下に「へ二」柱までの一間を肘木様の添梁成一八・〇センチメートルを入れてあるほか、「へ四」「へ八」柱上には、その外側の主柱との間に巾三〇センチメートル程度の大曲りの梁を入れている。

これらの工作は材質も当初材より一見して新しく思われ、また前記の添梁も上部の梁との間に駄柄入れもなく、他の添梁も全部後より工作出来る状態のものであるので、破風板等取付けた時期に行なわれたものであろう。

一階の柱踏は通しもの、あるいは乗せかげの梁は駄入れとして、その他は柱に納差し込入打ちとしている。

柱はいずれも面取り角柱であるが、主柱は一五・五センチメートル角（一階より三階まで同寸法）、前記の一階補強柱は二〇センチメートル角前後、一階側柱は柱頭より外方八・二センチメートルの厚さにとり、見付巾約十八センチメートルの押角とし、内外面面共に一・五センチメートルの筋掛列みをついているが、出入口兩面柱、石落し部（二階の千鳥破風出入口とも）の柱の内外部の戸当り、または踏止め等の取付部は柱見付巾の半分を残し、取付がよいように木造りを行なつてある。

側柱には三通りの柱貫巾一三・〇センチメートルを同高に通し、南北方向の貫は

下梗、東西方向は上梗踏めで隅柱はいずれも小根杭にしている。

一階柱は側柱のうち各主柱間の三本を、三階は一本を各間柱とし、一階千鳥破風に対する「へ十」が柱間の大きさとする以外は主柱としている。間柱は柱真より外方一〇・五センチメートルとし、（三階はその逆になつて）、いずれも内外面は一階同様一・五センチメートルの筋掛けみを欠き取っている。二・三階とも柱頭は二通り同高に入れ戻打ちの取扱いは一階同様であるが、隅は隅柱が主柱となる関係からか、南北面の貫は貫の全部を貫通し、東北面は上小根杭に納めている（安政の後補隅柱は貫を大入れとしている）。

三階床となる梁組は中心柱上の「六」の通りと「九」および「り」の通りが三間の通し梁となつていて（武者走り通りの通し梁は一階と同方向となる）ほかは各間毎の梁を組んでいる。

また、二階踏路のうち「ね」（北側）と「る」（南側）の通りは成一九・七センチメートルの角材を入れ内側面に二階床板溝を掘り差込みとしている。

東西の千鳥破風は、その材質および取付の工法のほか、次項で記す軒の支持構造の形状等より考慮して、当初から取付いていたものと思われる。

また、東西の千鳥破風は、外観上はほぼ同じ形態となつていて、窓の形状や千鳥の妻の立所等構造上に相違が認められる。

柱頭より外方八・二センチメートルの厚さにとり、見付巾約十八センチメートルの押角とし、内外面面共に一・五センチメートルの筋掛けみをついているが、出入口兩面とも機木および幕板受けている柱は十三センチメートル角程度であるが、外側壁の部分は各階の側柱のごとく間渡竹の欠取りがなく、間渡竹を釘打にて止めている。

この柱の出は東西面が異り、西面の一・一六六メートルに対し東面は一・一一〇メートルで、五・六センチメートルの差がある。一階武者走りの柱真々は一・二二メートルであるので、西側は腕木上の内折の内側に柱土台を入れて、その差を始末しているが、東側は直接丸桁上に建てられており、この寸法差から考えると内転びの状態になつていていた事になり、不合理な納りである（今回は柱踏走入

に安政三年の修理の記録が発見され、この折の修理にかかることが明らかとなつた。

三重の軒通り材、各面の破風の取付など年代は不明ではあるが、建立後、数年を経て外部の意匠に大きな変更がなされたようで、この折は軸部までは影響することなく、全体としては当初の姿を踏襲しているようである。

使用材は新旧材とも松を多く使用していたが、千鳥破風、唐破風の破風板、布幕甲、幕筋など一部には桐材を用いていた。

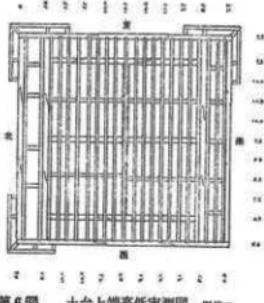
一層土台は挿田第六図のことく、各所に高低差がみられ、石垣に準じた中垂みの結果が出ているが、割合均した寸法であり、土台下は石垣にひかりつけた部分もあるが、空隙の出来た箇所は鉄筋などして据えているので、当初は一応天端を壁に据えていたものが、各部の荷重、石垣の沈下などにより順次不陸になつたものと考えられる。

土台は側柱通りは各面とも三本づつ金輪難で、隅部は柄差斜櫻脚としているが、東面の北隅の「ら十一」より「る十一」までは安政の修理材と認められる。

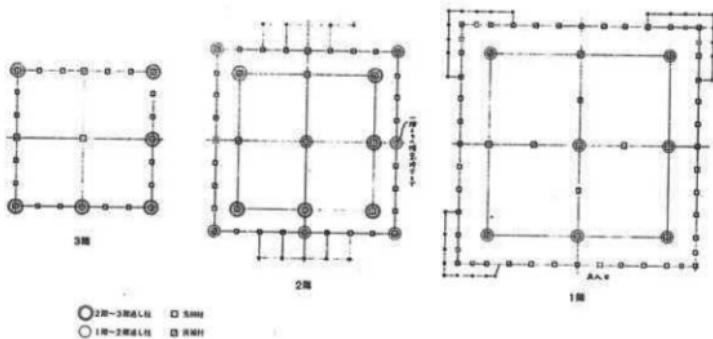
他の軸組みの工法として

は、各階の主体柱のうち四隅の柱はいずれも「一階との通し柱」と、中心柱と「るノ木」、「へノ木」柱は「一階より二階までの通し柱」である。

一階は武者走り内側柱通りの南側中央柱「はノ六」は二階より三層までの通り柱である。また、「ろノ六」柱は「一階より二階窓枠下までの柱」で、



第6図 土台上端高低実測図 単位cm
寸法はよりの下りを示す



第7図 柱新旧別及び管柱、通し柱の図
柱新旧別及び千鳥破風板
石落し柱及び千鳥破風板はいづれも後附材

柱は当初は前者と同様になつたものと思われるが、安政の改造で一階だけの柱となつてある。この他の柱はすべて各階毎の柱である。

一階中央柱と身舎武者走りの主柱通りとの半間の柱、すなわち、「に六」「ち六」「へ四」「へ八」の各柱は、当初ではなく、後に補強のために立てられたものである。

これは二階より三階の隅柱となる通り柱が、一階武者走り通りの柱より半間入った筋、すなわち、「三」「九」「は」「り」の各通りに立ち、この二階より上部の全荷重を「六」および「へ」の通りの梁

柱は当初は前者と同様になつたものと思われるが、安政の改造で一階だけの柱となつてある。この他の柱はすべて各階毎の柱である。

西面の窓は中心より振分けに、格子入りの窓一ヵ所を設けているが、東面は中央に一ヵ所の間口窓を設けている。どのような理由でこのような差をつけたか判斷に苦しむところで、この結果、西面の柱はそれぞれ指標および指標を受け一通りの貢を通しているが、東面は棟木通りの両脇の指標に上り起りのある指標を架け置し、この上に棟東をたて、梁下に窓を設けている。

また、東面の指標は二階側柱上にのせ、「さらに棟木上に内桁をかける納り」としているが、西面は側柱上に当初材と認められる出桁受腕木を受け、腕木上に内桁を納めており、千鳥破風の指標尻は側柱上で明らかに切断されたと思われる腕木の木口に相欠きのごとく欠き込み、たんに縫で引いて取付けている（写真第九一図参照）。

卷括弧尻は、いずれも側柱に納入れ込巻打としているが、いずれも後より出来る仕口であり、また、この部分の出桁は一跨全長を通していたものを、千鳥破風の野地が入る分だけ切られていることや、前記の柱足元の納りと盤面の工法、指標の取付状態などより考えて、どうしても当初より計画されたものでなく、一たん軒が造られた後になされた工作であると考えざるを得ない。

しかし、東側千鳥破風の棟木下端には「左官棟梁、湯屋清造」の墨書きがあり、一階の隅腕木の墨書きを見るように、安政三年修理の墨書きには大工棟梁、塗入新三郎と並んで、左官棟梁として同名の人名が書かれている。

後より書く事の出来ない仕口等の箇所に書くのなら別であるが、いつでも書ける位置であり、まして左官であるので、これをもって延宝村と考えるのは早計と思われるが、書いてある場所が、主屋側柱通りの壁頭など、しかも、この壁の方向に向って書いてあるので、棟木の取り付ける以前に書かれたものと推察出来る。これらの結果より、あるいは安政に取付けられたか、この折、軒唐破風を含めて他の建物より軒用という事も考えられないではないが、破風の形態や鰐魚などの

西面の窓は中心より振分けに、格子入りの窓一ヵ所を設けているが、東面は中央に一ヵ所の間口窓を設けている。どのような理由でこのような差をつけたか判断に苦しむところで、この結果、西面の柱はそれぞれ指標および指標を受け一通りの貢を通しているが、東面は棟木通りの両脇の指標に上り起りのある指標を架け置し、この上に棟東をたて、梁下に窓を設けている。

一方、南北面の軒唐破風においても千鳥破風と同様に、出桁の支持構造が変更され、出桁の位置が移動しているが、その裏跡と旧番付などより旧態に戻すと唐破風が入らない事になり、千鳥破風と同時期に取付いたものと考えられた。

西面の幕調査は、唐破風の棟木通りより振り分け、一本目と二本目の側柱間に巾一八センチメートル程度の幅を入れ、三階の敷梁を桁尻の押えとしてこの上に架設しており、また二階の中央窓下枠まで一階よりの柱を通して受けているが、北側はこの窓枠下の受柱もなく、幕調査の幅は二間通して上り起りのある一本木の梁を渡して幕調査、腕木、内桁束東のいずれも受けおり南側の構造と差が認められる。この梁は南側の材よりも新しく思われるが、安政修理時の補修材であり、この折このようによく変わったものであろう（写真第九八・九九図参照）。

棟木尻は三階側柱に納差しとし込巻打とし、幕調査とも木口は破風板に精差しのうえ被締めとし、指標上には形態の束をたて棟木を受けている。

三階は軒支持構造、小屋組とも改変のあつた箇所であるが、このため側柱の頭部は現在の梁組の納り等により若干の取り合わせ、または切断等がなされていると思われるが、軒組の主体には大きな変更はなかつたと思われる。

この大梁も比較的新しいので、やはり安政の補修材と考えられる。

軒廻りは、前項にも述べたとおり、少なくとも「回り改修を受け、こゝに二重出桁構造など多少建立当初とは異なると考えられる部分もあるが、今回は一・二

重の軒廻りを現状更正の許可を得て、安政の修理以前の状態に戻した。

安政の修理も旧態の軒に対し、後記するように、補強的な面を持つ改造ではあつたが、通常の納りとは異なり、変則的な納りとなっていた。

軒廻り柱は三階破風板、布裏甲、二階千鳥破風材および化粧棟木、指折等に木材を用いているほかは全部松材を使用していた。

軒の支持構造は、各重とも側柱通りに軒桁を置き、三重は小屋裏昇、初、二重は軒本上に出桁を架設し、初、二重は各々二・三階の側柱外間に横掛を取り付け、化粧板を打付け、いずれも化粧屋根梁としている。

三重のみは、化粧棟木、母屋、軒桁間に化粧板を打って化粧屋根裏とし、裏板張りのうえに軒先端を重ねて野地板を張っているが、これは後記するように築造以後の補修によりこのようになつたもので、当初は各重とも野地板なく、化粧屋根地とする軒があつたのである。

軒出筋は、各重とも一間毎に配する腕木鼻に駆入れ、渡認にかけて難手追掛けたまは難能である。上端は小返りに作り、隅部は軒反りを移し、せいには隅端をつけてない。隅は小根筋差し楔締めとし、隅腕木上釘打しているが、口脇せい、巾とらに一二・一セントメートル角であつて、初重の出筋の出（柱真より出筋口脇まで）〇・五五メートル、二重の〇・六二メートル、三重の〇・七八メートルと順次出を増している。したがつて初重の軒は荷重により最も大きかつた。

軒筋は柱には平筋または重筋差し、腕木上は渡認または束立てに入れ、隅は捻組みに組み、上端に小返りをつけ、軒反りに対する口脇の反りは認められなかつた。

一二重筋木は、いずれも全長一本木の曲り材で、隅木尻は各上階隅柱に捺差し継打ちとし、樋当柱には彫影りが施されている。腕木鼻には隅木鼻が取付いていたが、いずれも材質は新しく、洋釘打とした明治以後の補加材であるので、今はこれを撤去して上端に勾配をつけた通常の和様隅木の形式とした。

柱間の一枝は〇・三八メートルである。
柱は未口徑十センチメートル前後の心持材の上下を、太鼓落しに作られているが、柱勾配がそのまま屋根勾配となり、屋蓋みをつける関係上、当初から約十センチメートル程度の曲り材で造られていた。太鼓落し面は新仕上げとし、元木の太い部分は巾を十三センチメートル前後に落し、また横曲りの部分もある程度斬直されていた。

また、安政の補材と思われる柱は、巾広い板に抜き割った後に、柱形に合わせて挽いた角材もかなり混入していた。

柱は流れにいずれも一本材であるが、三重の化粧柱のみは柱木より一の母屋の位置で接続され、いた。

茅負は柱面に合わせて難手金輪巻ぎ、上端より大釘打とし、隅は突付のうえ繋による引付にとめていた。

軒反りは各重とも隅柱より約半間入った位置で反り始め、隅木口脇の反りは初重〇・二三九メートル、二重〇・二三三メートル、三重〇・二二四メートルで、各重とも同一の型板を使用していたが、これより内方は直材で茅負反りを出筋に移していた。

茅負はせい〇・〇六メートルの材で、隅木際では〇・〇七五メートルと約一〇%の増付で、この上に瓦座六センチメートル角、隅部は茅負同様約一〇%の増付のものを上端唐草瓦勾配にあわせて削り、茅負と前面端いに釘打としていた。

初重の軒の改造は安政修理と認められ、二・三重の軒と異り二軒のごとき形態

となっていた（写真第二二三・二二七図参照）。

これは、修理に際し、従来の軒の構造が弱く、軒先部の破損が甚しかつたため、この欠陥を補う意味でなされた施工と思われる。正規の垂吊りは変えていないが、各種間にさらに一本づつ垂を入れ、出桁面よりの出を勾配なりに〇・三六メートルにとり（茅負前面より約四八センチメートル内方）、さらに、樋鼻にせい（一・〇センチメートル）の鼻隠板を付け、鼻隠板とも密めとし垂下を一定の平たい軒裏盤にしていた。

正規の位置の樋は、前記の樋より上にあげる必要から出桁前面にせい（一・三・六セセンチメートル）一センの厚板を出桁と下端彫いに入れ、口脇の上った分だけ勾配を緩くして消す。この部分は上重と同じく壁を樋型に造り出していた。

西側の中央部約四メートルの範囲には、明治の修理と考えられる新しい材が用いられていて、正規の材のうち比較的新しく見えるものは（全体の約六割）角材に挽き割ったものが大部分であり、樋間に入れた補強樋のうち古材と認められるものは大抜落し材で、風神の程度からも当初材と見られ、また桁に打った以前の鉛穴も見られるので、安政では樋鼻の不良部分のみ切り取り、上に引込んで再用したものと考えられる。

また、軒桁上端の正規の垂吊位置に、もののかみと現在のものとがあつて、明かに打ち替えられている事が明らかである。

隅腕木は三重では、出桁外端に納められていたが、一・二重の隅腕木の先は出桁と化粧隅木鼻とのほぼ中間位まで延びていた（写真第二二八・二二九図参照）。

隅木は野隅木と兼用であるため隅の荷重を全体に受けることになり、隅木寸法も口脇せい（一・二センチメートル）、巾（一・二）五センチメートルと斜合木割が細いにもかかわらず、隅木の受けた荷重が大きいため、折損などを考慮してこのような構造としたものと思われる。

一階西南隅および東北隅腕木の側面には、いずれも「丙辰、安政三年春、御矢倉御修復相成、作業奉行北村基治郎（印下略）」の墨書きがあり、材質的に見てこの折のものであることは明らかであり、このような補強工作は安政修理の際に行なわれたものである。

二・三重の腕木は安政の修理で改造を受け腕木材も新しくなつたが、初重は当時のまゝの状態で残されていた。

初重腕木の尻は内部柱に杭打とし、その他はこの柱筋通りに入る二階柱踏下端にひかりつけ、側柱上で天秤になるようにしており、腕木鼻は出桁下端より一・五センチメートルの木余り分をとり、ほぼ出桁せいの中央部に平行差しとして複数めにしている（写真第一〇三・一〇四図参照）。

また、南面の建物中央両脇の各一間の一階床根太受梁（ハ四）へ四、ハ八（ハ八）は梁鼻をそのまま延した出桁を受けている。

各重の軒の出、勾配、出桁の出はそれぞれ次表のごとく差が見られる。

階	側柱真より 出桁真まさ で	出桁下角より茅 先	合計 (側柱真より茅 先)	側柱真より茅 先	出桁より外部の 荷重
一重	〇・四五四M	〇・八八六M	一・三四〇M		
二重	〇・六二一	〇・六八四	一・二〇五		
三重	〇・七七	〇・七二	一・四四八		
	48.5 100	55 100	49.5 100		

この結果、出桁においては初重は一・三重よりもかなり出が少ないが、出桁よりの出が多い。全体の軒の出としては二重がやゝ引込んではいるが、一・三重は大きな差なく、通減の関係もあって、軒先の引通しは一直線上には通らない。一階腕木は腕木鼻と出桁前面が彫いになるが、側柱真より腕木鼻までの出が不同で、平腕木総数二十本のうち、当初材と思われるものが十三本あり、このうち〇・五一メートルと測定されるものが七本、その他は〇・五七五メートル六センチメートルの達が二本、出桁の幕脇もはいすれも前者であるので、

長手のものはこの分だけ出桁面より出ることになり、種も前者の位置で納まるの
で今回はこの分で統一しておいた。

当初は二・三重も初重と同様な状態になっていたのではないかと思われるが、
鷹村が新しくなっているので明確ではない。しかし、後記するように現在旧出桁
が移動してはいるが、旧腕木位置の穴や柱真貫が見られ、この材の実測による

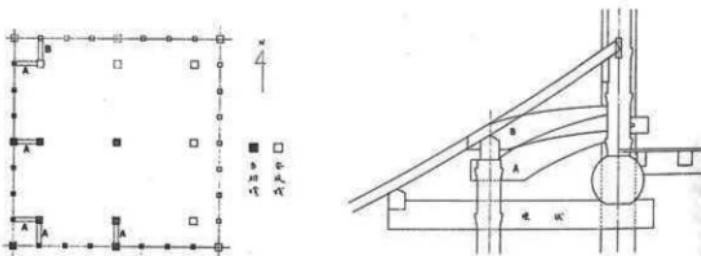
と測定より出桁真まで○・三六三メートルの墨があるもの一本、○・三七六メー
トルのものが一本あり、また、側柱より半間入ったところを真貫とし、これより
外方の配付棒を一支〇・三〇メートルに割り（出桁隅まで四支分）、これより内方
は現在の支割同様一間間を五支割りとする墨が見られ、種割りには打釘痕もある
ので、一応このような寸法で取付けられたのかも知れない。

一層腕木は出桁位置の変更と共に、その構造についても安政の修理で大きな改
造を受けている。

すなわち、現在の腕木は全部安政材であって、腕木尻は初重同様、隅柱には挿
入れ込檻打とし、平腕木は三階柱踏下にひかりつけに取りつけ、外観より見て
は初重同様の形式になっているが、側柱には全部軒桁下端より○・五〇九メート
ル下りを腕木下端とする相欠きにして納めている。

このように腕木の支点の部分を半分欠き取るということは、構造上から腕木の
強度が弱められ、粗雑な工法とも云えるが、初重のごとき腕木になればかなりの
曲り材が必要となるし、また出桁の出を多くするとすれば現状のごとき、工法を
取らざるを得なかつたものと思われる。

一層の旧腕木構造が初重と同様であったことは、現在拂國第八図に示す位置に
旧腕木が残されているのも知られる。しかし、現在は軒桁面で切断され柱上で
腕木を受け、さらにその上に軒桁を受ける役目しかないが、西面の隅柱とも全部
と南面の中央部の一本しか残されてなく、この箇所は新旧腕木が取付いているこ
とになる。



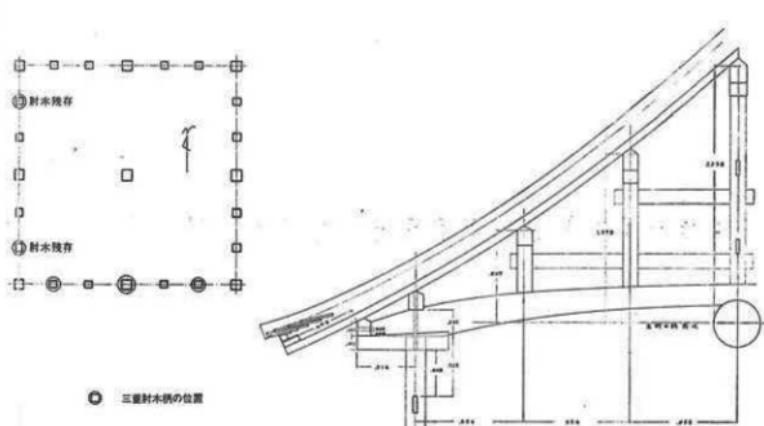
第8図 二重軒の旧腕木位置を示す

これは二階の東面と北面の隅柱が
殆んど安政材に替えられてしまつた

ので、旧柱の残る間にのみ残された
ものと考えられる（写真第九三・九
四図参照）。

このうち、北面の西端の梁のみは
前記の古い腕木の納りと異なり、軒
桁は直接側柱で受け、腕木になる材
は軒桁上にのせかけている。このよ
うな架構で出桁を受けるにはかなり
の曲りが必要であり、事実上不可能
であるが、如何にしてこのような取
付をしたか、理解に苦しむところで
ある。

また、東北隅の武者走り通りの柱
(柱は安政材と思われる)には外に
対する一面に腕木が取付いた仕口痕
が見られるが、現在梁は取付いてい
ないし、南東隅の同位置の柱(安政
材)には全くこのような仕口は認め
られない。この通りの東面の中央柱
(へ九)には腕木の納穴のみ作られ
てあるが使用したとは思われない。
結局、出桁の出を多くしたために
このような変更が生じたものと思わ



第9図 三重軒復原図

れる。

三重軒は前にも述べた通り、当初は一・二重同様、現在のように野樋がなく、一重の樋により軒と屋根野地を形成していたもので、現在とは異った構造である。また、三重の出桁は、現在小屋梁鼻によって受けているが、これは現在の軒支柱構造になった時の補強的な構造の変更であって、当初の出桁は柱上に残る旧腕木と柱上に残る旧腕木仕口痕によって、当初の形式が窺いことが出来る。

三階の側柱のうち、南面と西面とは古い柱で、他面は後補のものであるが、挿図の如く西面中央通りは後補の梁が入っているので不明であるが、隅柱より一本入った「も三」「ち三」の二ヵ所の柱上には、現在の梁下に添わせて旧腕木が残されており、外部に面する木口は丁度腕木の造り出し部の際より切斷されてはいるが、せい、巾とも十二センチメートル角の腕木であったことが、僅かに残る痕跡により知られる。

また、南面の側柱上部には中央柱および隅柱より一本入った位置に、旧腕木のものと認められるせい、四・六センチメートルの梢穴仕口が残されており（切斷された柄も残されている）、中央柱には腕木となる部分を二・四センチメートル大入れにしている。前記の旧腕木と柱に残る旧梢穴とも軒桁下端より下〇・三五二メートルと一定しており、また西南隅柱（は三）には隅腕木取付の巾四・五センチメートル、軒桁下端より下〇・一七〇メートルの梢穴があり、平・隅ともに東西は柱上に肘木、南北は柱に精査しとする腕木による形式であったことは想像出来るのである（写真第八四図と第八八図参照）。

しかし、このような腕木だけでは、出桁よりの荷重が支えられるとは考えられ

「また、出桁にも横木で差し込まれた仕口があるので、

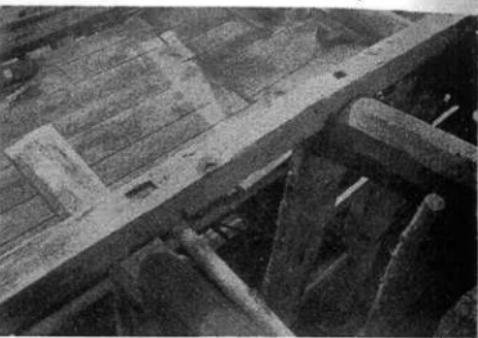
右を下へこの腕木上に丸太棒を入れ、この梁鼻を出桁に納差しとして出桁を受け、前記の腕木はなんに化粧として塗出されたものではな

かるうかとも考えられる。

両側の東隅より一本入った柱位置の軒桁には、写真

で見る限り平梢が抜かれ、柱が折下まで延びてい

た事を示している。この位



軒桁に旧柱平脚の残されている状態（左下）

また、古い柱の残っている西と南の一面には、中央より左右振り分けの側柱

「と三」「ほ三」「ほ五」「ほ七」外面の上下に古い枠組が見られる。

上の穴は軒桁下端より〇・九メートル下りに標一・五センチメートルの柱を貫

通するもので、下の穴はこれより〇・五一七メートル下りに標七・二センチメートル深さ十センチメートル程度の穴が見られるが、この柱位置は腕木と関係ない位置であり、柱面に炬手に掘られていているので、どのような目的で作られた穴か全く不明である（写真第八四図参照）。

二重の南北には軒唐破風、東西には千鳥破風が取付いているが、いずれも形式的には建立時のものと見て差支えなく、全体にまとまつた形のよいものである

が、両者の取付状態を見るとき、当初より計画されて取付いたものとは考えられない。軒唐破風は各部材とともに、そう不都合な部分は少ないのであるが、萬葉軒の三階敷架の取付面は、なんに部材をひかりつけただけであつて駆替入れなどの仕口の工作はない。

軒唐破風は南北面とも構造や形式は同一であるが、千鳥破風は外観上は大同小異であるが、各所に差が見られる。

西側千鳥破風の棟木は「へ三」側柱上で前記旧腕木の鼻を切り、棟木を下木とする相欠きの状態で差込み鶴のみにて止めているだけで、後より工作されたことは歴然としている。一方東側の同所の棟木は、側柱も新しくはなつていて、側柱上にのせて出し、西側のように武者走り通りの柱筋とは関係がない。

また、棟木を受ける柱も西側は柱踏より立つが、東側は左右の指接間に梁を渡し、この上に束を立てて棟木を受けている（写真第九〇・九一図参照）。

このほか、窓、建具、出入口装飾とも两者が異っており、その理由は判らない。土に立つ束も角材の古い束であるが、腕木を作り出している束は戻手は突付で推手がなく束もまた丸太のまゝ用いられているなど差が見られる（第八〇図参照）。

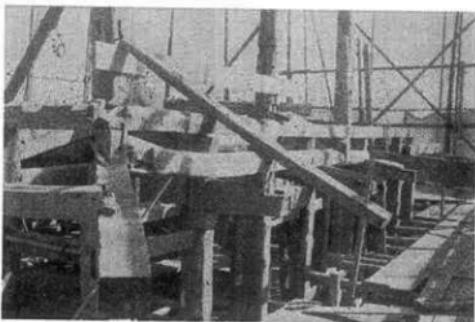
千鳥破風の種は棟木と指接上に口脇、巾とも十一センチメートル角の材を入れ

大曲りの太鼓落しの樋四本を各面に入れ、化粧裏板が施設野地となっている。

東西の千鳥破風の懸魚は同一の形であるが、通は若干異っている。これらの事を考へあわせ、あるいは破風材は他の建物よりの転用かも知れない。

各重の懸魚の六葉部分はいずれも黒漆塗の葵紋を嵌込み白漆喰と対照的になっている。

出桁は初重は旧懸魚のまゝで取付けていたが、二・三重は軒構造と共に異動している。現在は腕木に渡腹にかけられているが、やはり初重同様腕木に平橋差し



二重軒桁の異動を示す(元の位置に戻した状態)

三重小屋組は、全体に化粧屋根裏で和小屋に組み、使用材は全部松材を使用していた。

現在の小屋組は当初のものでなく、数年を経た次の修理に組み替えられ、安政の修理にも手が加えられているものと思われる。これは前述した軒の補強とも大きな関係があるのであって、たんに腐朽または形式変更のためとは性格的に異なり、当初の軒構造の欠陥を補うための施工と考えられるのである。

現在の小屋組の構造は、檜木通りに末口約四〇センチメートルの三間通しの大梁を架け、両端は中心の側柱上に架けた梁上に上蓋木になるように架け渡し、中央部は柱柱で受け、梁の先端は出桁受になるよう木接ぎがなされている。

大梁以外の梁は、すべての大梁上に架かるように組まれ、梁行の梁は隅脚柱を除き各個柱上に架け渡し、建物中央と左右の一間置きには梁が三重にも重なるので、各梁はかなり曲った材が用いられ、また隅脚木尻は小屋束の位置よりはずれ、母屋下より別に所押のための束が適宜付けられていて、割合粗雑な納まりであった。

したがって、これらの改造がいつなされたか疑問が生ずるのであるが、初重の二重のようにしたことや、一・二重の隅脚木の補強工作や、二重の腕木は安政の

修理でなされたことは明らかであるが、三重の軒の改造、唐破風、千鳥破風の取付は築造後、間もなく行なわれたものでなかろうかと思われるのである。

三重の軒支持構造は痕跡より見ても欠陥があつて、かなり無理があったことは考へられるところであつて、財政、期間その他、何らかの事情でとりあえず三重橋を建てた後に、破風などを取付け形を整えたのではないかと思われる。同時期に建てられた月見櫓と比較するとき、同橋は平軒で、各重屋根とも小屋をもつてていることなど相異が見られる。

五、小屋組、妻飾り、野地

また梁行の梁のうち、梁の先端が出桁受のための腕木となる通りの梁尻は、大梁上で対照的に入る梁尻と異なりて離がれているが、その中间の一本はいずれも梁尻

は突付であるばかりで

なく、他の小屋東は角材で、桁行ばかりでな

く、飛行にも小屋貫が通

されているが、この通

りの東は丸太のままの

材で梁行方向には貫が

通されていない。

これらの施工状態か

ら見れば、後者の梁は

後浦のものかとも考え

られるが、現状の梁組

はこの梁を除いては基

本勝手の悪いものにな

り、また材質的にも

あまり時代的な差が認め

られないでの、やはり施工中の設計変更によるものではなかろうかと思われる。

（今回もこの丸太東はそのまま使用しておいた）。

梁束は軒桁より内に○・一六六メートルを立ち所とし、この通りに妻の窓の装

築を設け、この通りとさらに内側○・三〇三メートルの通りに、それぞれ二間の

梁束より下に、上_二・下_一通りの貫を通して横筋めとしている。

横筋束は一三・五センチメートル角、母屋束は一二センチメートル角で面取りに

作られ、東足元は丸太梁にひかりつけ、杭は寄棟に作られている。
桿木通りと桿木内脇の母屋通りには、桿木および母屋下に、木口を和様肘太様

に作った派附木を入れ、外方は破風板に木口梢入れ複縫めにしている。

破風板の出は、三重は妻束通り○・四六〇メートル、千鳥破風板は○・三三三メートルと比較的浅く、破風の裏甲は唐破風が切裏甲であるほかは各部とも二

本延びの布裏甲で上端より大釘打にとめている。

妻束は三重妻、千鳥破風とも破風板はいずれも眉決り付で、押みは目地入れに納め、摺みは入れていない。鱗魚は活鱗魚で破風板に目地入れのうえ、鎌形り込み打ちに取りつけ、鱗魚は鱗魚に目地入れ釘打にとめて漆塗塗としている。

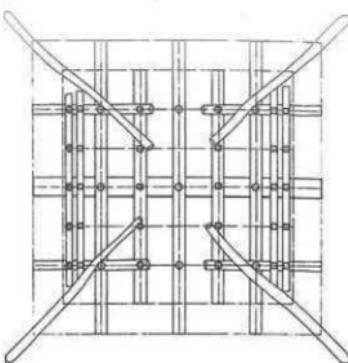
唐破風の尾の毛通しも、日本の鏡と鱗魚同様の取り付けであつて、いずれも六葉の部分は円錐の木地に菱紋を彫り黒漆塗仕上のものを埋め込み、釘打に留めている。三重の鱗魚の鱗は両妻とも同形であるが、千鳥破風の鱗魚は東西とも大同小異ではあるが、やや異なる形ををしている。

化粧野地板は厚一・五センチメートルの前後の松の挽削板で、垂間五支にかけ、刃重ねに横板に張り、板巾を通すことなく割合乱雑に張ってあつた。

野地板は、各重とも桿または壁の算詰めにより出桁まで張り、これより茅負まで揚げ塗壁土をつけていた。次の九、屋根の項で記述する、この揚げ塗壁土はそのまま屋根土と併用しており、今までの野地板上のみ上層蓋を施してもあまり意味がないので、今回は屋根に野地勾配に合わせて適宜斜面を打ち、軒先まで野地板張りとした（第一五六図参照）。

三重は前記の如く化粧檜と野檜と二重に打たれているので、今回も從来どおり化粧檜上は桿より軒桁までと野檜上は全体にわたり野地板打とした。

野地板は全体に腐れが甚だしく、殆んど再用不能の状態であったが、一部三重



第10図 小屋東の時代別区別

各階の床とも一連の拭板張りで、二・三階床は根太とも化粧となり、一階は南西隅を除いて、各隅に矩手の石落し装飾を設けている。

床版は近年に（昭和初年頃か）金漆張り替えられており、厚三センチメートル長さ一間の挽放しの松材で、突付けに張られていたが、二階の南および北側の柱端には旧床板溝がついており、また、一階入口敷居下と二階床の壁に入る部分に旧板の一部が残され、これらにより旧床板は厚一・七センチメートルの松板で、相決りであったことが判明した。各階の旧板が何枚組であったかは不明であるが、各階とも根太または梁の関係上、中央で縫いだ方が適当と考えられたので、いずれも一枚縫とし、板房相決りのうえ、脇天より釘打にとめた。

一二階の床版は梁組および根太の配置により梁行方向、三階のみ桁行方向に張られている。

一階根太は、旧材が階段下と南寄りに若干残されていただけで、大部分が床板と同時期に張り替えられていたが、旧材は束口一二センチメートル程度の松丸太を主端のみ一方括りとし、土台上端より七センチメートル上りに欠き合わせ、いずれも釘打にとめていた。

一階および三階は大部分が安政材と考えられる山吹八・五センチメートルの松の角材であったが、二階に八本、三階に六本残されていた当初材は、一〇・五センチメートル角の松丸太を新はつりした押角材を、いずれも脚差し等に入入れとしていた。

一階石落しは、各隅の材とも側面よりの当初材よりや新しく思われ、また、東面隅の「い十」から「い十一」にかかる間に「天保十三年、辰月、床」の墨書きが見られるが、この上に建つ東は旧番付より考へても当初のものである。

他に天保の修理の記録もなく、この折に修理がなされたかどうか疑問であり、確実である以上、当然石落しの装置は当初から設けられていたと考えられるので、この留付は他よりの仮用材であるのかも知れない。各洞は側注に消す貫通ノ

てるので、解体でなければ取付けられない材である点よりみて多少不明の点もあるが、やはり当初から設けられていたものと考えられる。

西北隅の石落しの西側には、もと土瓶が取付いたよう（現在は石瓶に見えらされている）、この面の石垣が棱と直角でない（石落しも純角（約九六度））になっているが、今回もそのまま取付けておいた。

石落し部の床は一段下っているが、現在の床版は近年のものであって、厚一・七センチメートルの板一枚を本突張り、脇天より釘打としている。

石落し部の土台、柱など各材を調べても揚蓋とした時の留金具の痕はどこにも見られないの、当初は土台上にたんに乗せかけていたものと察せられる。

今回も、旧状が不明であるので、今までどおりに納め、板上より駒を張り被せておいた。

石落しの両側下樋は、側土台に納差し、他端は下樋に納差し梗締めとし、頸柱および両端の柱は下樋に納差し込後打ちとし、上部は側柱に大釘打にて吊り、柱に二通りの貫を通している。石落しの正面には長方形、側面の城外側には円形の銅眼をそれぞれ取付けている。

七 戸口、窓、鉄眼

一階は西側中央より南寄りの一間を戸口構えとし、石壁上より石階段が取付いている。修理前の最上段は戸口の土台上端を踏板で被い、前面を漆喰としていたが、表面の風化状態より、もとは木部を露出していたことが判ったので、旧状の形に直しておいた。

出入口の各部材は敷居、鉄門等に修理の痕が見られたが、他は旧態がよく保存されていた。

出入口戸口は敷居の檻端上に戸車がのる片引戸で、中棟四本を入れ縦框に刀刃を造り出し戸板を下枝に張りかぶせて釘打ちとし、別に壁止めを取付けている。この戸は戸高約一・八メートルの大きなものであるので、戸車を下曳こ三ヵ所入

れており、もとは志士吉同様に櫻製の戸車であったうと思われるが、修理前は径九センチメートルの鉄製ペアリング入りのもので、致居上に鉄板が取付いていた。昭和三十一年竣工の同城月見橋附属の結構の同種の戸が、毎日の開閉に戸車が悪化し、開閉に不自由となっている状態であるので、今回も同種の戸車を新たにし交換となり取付けた。

西側千鳥破風の窓のみ武者窓とするが、他の窓にはすべて格子を設けていた。三重窓戸は片引き戸、二階東千鳥破風は両開き戸戸、同西千鳥破風は一枚引掛け戸戸である。この二枚の引掛け戸のうち北側のものは、上部を切り縮められた軽用の戸であったので、今回南側のものにならって新調した。

この掛戸は上棟の両端をつのがらとし、中央寄りは中心柱に受木を取り付け、他方は連符に巾六センチメートルの角穴を掘り、これに差し込み、戸を受けるようしているが、下部に掛金具もなく、たんに引掛けていたに過ぎないので、今は下部をあみり止めにより固定しておいた。

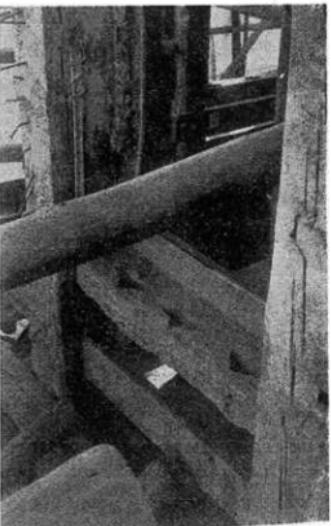
以上の戸戸は織機の見込巾を同一とした通常の戸戸形式であるが、各階の側窓戸戸は下方を前に張り出したもので独特の形をしている。

これは雨水が内部に浸入しないための工作であるが、修理前の戸は後補のもので、前記の戸と同様見込巾を同一にした戸に替えていたが、大部分の窓枠と壁止めに旧戸が残されていたので、今回復旧した。

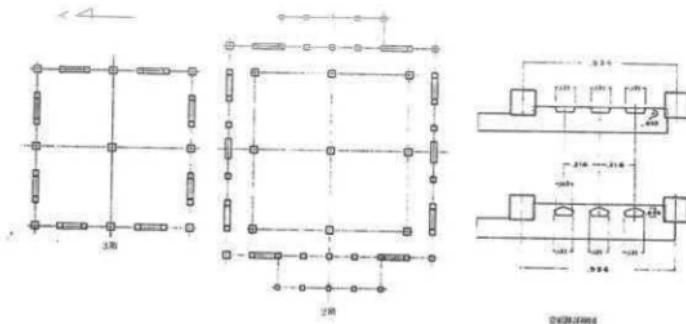
それは雨水が内部に浸入しないための工作であるが、修理前の戸は後補のもので、前記の戸と同様見込巾を同一にした戸に替えていたが、大部分の窓枠と壁止めに旧戸が残されていたので、今回復旧した。

現在の窓は前述のとおり、千鳥破風のもの以外は全部解放であったが、挿図第十一図の如く二階に二カ所、三階に一カ所の計三カ所の下框にのみ、格子が取付いた形のある框が見られ、一応現在の窓枠に合わせた如く取付いているが、いずれも墨塗りであり、木部が表面に出していたことは現在の格子の窓と関連性がない。また、同一時期に上下の框を取付けられたと考えられる材においても、相対的に格子振りが見られないことや、野地板の一部に墨塗りの腰羽目板や、窓の戸当りに羽目板張の際の框材が見られることなどより、これら部材は他の建物の軒用材と認められ、月見橋も同様の開口窓であることなどより、当初から格子入りの窓との断定はできず、現状のままとした（写真第二四四図参照）。

このため、窓下枠の壁止めは中間柱位置において「型となり、留置口に作られていていた（写真第二二〇図参照）。



三階窓の格子振りがしてある下框



第11図 梱格子・眞跡実測図 階段 m

口脇の戸当りを除き全面新しく、窓の部分は戸当りの中央部が新しかったほかは当初材が残され、敷居、鳴居は東側の北寄り部分が古いだけで、それ以外は全部新しかった。

二階は戸当りが一本新しい、敷居は四本、鳴居は一本が新材料となっていたほかは、当初材であった。

三階は敷居、鳴居とも洋釘打とされてはいたが、敷居のみ新しくその他の当初材であった。

敷居、鳴居を戸当りに欠込み、大釘打ちとするが、戸当りは敷居より下へ延ばし、先端に持送り様縁形を付けたものと、切りっぱなしのものとがあり、今回の取替材は全部縁形付にしておいた。

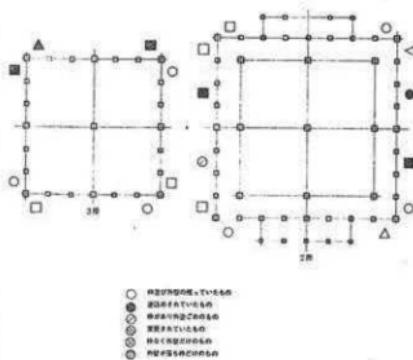
鉄眼は押図第十二図に示すごとく塗装められていたもの、鉄眼枠の失われたもの、旧状のまま残されていたものなど、様々なものなど、様々な

状態になっていたが、各階とも旧状が判明したので、それぞれ復旧した(写真第六五)

／第六七図参照)。鉄眼は一階の西側(入口のある面)を除いては、各階全面に装置されて

いる。形状には四角、三角、丸形の三種類があるが、ことさら形の順序

の配慮はされない。鉄眼は完全な形のまま残されていなかったが、



第12図 各階鉄眼補修の状態

その断片がところどころに残り、旧態を知ることができた。すなわち、片開きの端、壁のない板戸で、軸は柱と一緒に組み込み、あふり止め金具により柱に留めている。扉の外側に斜めの縦目を入れ、漆喰塗としていたことが判る。鉄眼の外部における大きさは、角形の一边、丸形の直径とも三〇・三センチメートルとし、柱の部分はその半分の大きさとなり、下端に九ミリメートルの水切勾配をつけていた。

石落し（続脛）の外面は長方形とし、雨水の流入を考慮して水切勾配を付け、石落しの側射鉄眼はいずれも丸形の鉄眼であった。

八、階段、手摺

内部一階の階段は、中心柱より南寄り東向きに八級、二階階段は同柱より北寄り西向きに七級の木階段を設けているが、いずれも手摺はない。一階の階段は戻上げ三六センチメートル、二階は三三センチメートルと比較的高く、踏板一枚毎に施術に一枚の削差し模様めとし、この位置にそれぞれ階段裏板押えの横樋を打つてある。

階段裏板の傍は突付けで、いずれも目板打である。一部に後補の痕が見られたが、主体は桐材で作られた当初のものである。

施術の上部は床板に認欠に引掛けとしているだけで、釘その他による留めはない。

二、三階の階段降り口手摺は近年修理の際に撤去されたもので、中心柱には手摺地覆、貫、笠木の大入れ仕口穴が残されていたほか、梁上端には地覆との駆け穴もあり、近年まで取付っていたことは明瞭である。手摺の総高は約四六センチメートルの低いものであるが、隅の束との間に二本の束を入れ、上樋の持出部分は藤井彌九郎城のものを参考にして若干反り付きを作った（写真第二三二圖・第一三三圖参照）。

手摺の各部材は失われてはいたが、その寸法も判然としたので、文化財保護委員会の了承を得て、特に現状変更の要旨には加えなかつた。

九、盤

各階の軸部は柱の外側に木舞を張き付け、壁土を塗りたて、表面白漆喰塗り仕上げの大壁で、軒および妻部とも木部を表わすことなく（鰐魚の模様を除く）、全体に塗り籠めてある。

三重の妻壁と二階の千鳥破風内室は片面壁であるが、その他の壁体は内側にも

3 施工法の仕口底跡

2 施工中の仕口底跡

2～3 階柱底跡

2～3 階手摺跡復元図

第13図 2～3階手摺跡実測図

大壁中塗り仕上げとして、太被壁をしている。

外部の大壁は度々塗り替えが行なわれた模様で、修理前まで塗装されていた統一感の上塗装は残っていたが、これに続く大壁面の漆喰塗がないので、補修の際にには從来の上塗りを一たん剥ぎ落し、壁土による中塗付を行なった後、漆喰上塗が施されていた。

この後修中塗は厚四~六ミリメートル程度で長さ約二センチメートルの提筋を用いた。上塗は厚五ミリメートルで二回塗と認められ、長三~四センチメートル程度の同一刷毛が用いられているので、その境目は判然としない。

内部は床板を張替の際、壁の下方の漆替えがなされたものと思われるが、一階の兩側中央部の敷居下二間分は、男竹の四つ割竹で下地を組んでいたほか、三階の東側と北側の腰廻りは木舞竹も新しく洋打で、下げ手も施されていないので、これらの補修は近く近年の施工によるものと考えられる。

安政の修理は半解体程度の修理であったと考えられ、壁も当然この折の施工によるものであろうが、壁下地その他の状態よりみて大略当初の施工にならって行なわれたようである。

外部大壁木舞は、側柱の外間に一階は三七・八センチメートル、二・三階は三〇・三センチメートル間隔に、出一・五センチメートルの茆掻込みを施り出し、

元延三・七センチメートル内外の間渡竹をかけ、柱に角釘打ちをしている。この間

渡竹の間に横竹各三本ずつ入れ、いずれも側柱に釘打にとめ、尺八竹は側柱の各抱合せ面に墨立ち穴をつくり、一階は四本、二・三階は垂掛上軒桁までの間に各三本を間渡竹一本おきの位置に入れ、間渡竹と一緒に四カ所を径一・二センチメートルの木舞繩で繫結している。一部に棕梠繩を用いていたが、これらは近年の施工によるものである。

一階の石落しに面する柱は化粧となるので、間渡竹の欠き込みはなされていな

い。

また、間渡竹の下には長さ五センチメートル前後の竹釘打がしてあり、下り止めとしていた。縱木舞竹は平均九本入れ（縱横とも約一〇センチメートル間隔）いずれも径三センチメートル内外の男竹九物を用いていた。

木舞繩は縱横の木舞竹の交点ごとに、徑一・二センチメートルの薙繩で千鳥に男結びに搔き付け、結び目より約二〇センチメートルの垂れ繩を下げ、柱の前面にも各一ヵ所垂れ繩を下げていた。

大壁は柱頭より約六センチメートル程度に最初の手打壁をつけ、その上に厚三センチメートルの荒壁塗を行ない、その間に下げ繩を巻き込ませているが、この表面には一部に平瓦を埋込みとしていた。その他のところは漆を塗込み、さらには厚一・五センチメートルで、荒壁は長さ約三・六センチメートル程度の薙切を入れ、中塗は普通の中切を用いていた。

前記のことく、この下地の漆喰上塗がないので不明であるが、柱真より仕上まで各階とも平均二・一センチメートルであった。

内部の壁は外壁の裏廻しを行なった後、外部と同様に、男竹の丸竹を用い、径九ミリメートルの茅繩をもつて木舞繩を行ない、荒壁の隙間に下げ繩の塗込みを行なっている。

一階は側柱の見込厚が同一であるので、それぞれ横木舞竹を通しているが、二階の間に横竹各三本ずつ入れ、いずれも側柱に釘打にとめ、尺八竹は側柱の各立ち穴を作り各間渡竹を差込んでいる。ただし、東側千鳥破風に対する中央支柱のみは間柱と同一の取扱いがなされていた。

上部は化粧裏板まで直に塗りあげ、各種間には漆を丸く結んだものを面戸板軒桁面は壁下地を施す、じかに土付けを行なっていたが、今は漆間に面戸板を入れ、軒桁面には割竹に纏巻きしたものを打って、從来どおり壁付けを行なつ

た。

内部の壁付けは、木舞張付の上に裏張付、大底し、中塗りの順序でなされているが、修理前はこの中塗りの上に、さらに近年の中塗りがなされていた。

内直しは長さ五センチメートル程度の薙刃がかなり多くあり、塗厚約一センチメートルで、中塗りは長さ二センチメートル程度の細かい中筋を混入し塗厚九ミリメートルで、接頭の上塗用の中塗りは長さ二・五と三・〇センチメートル程度の

かなり荒い中筋が用いられ塗厚は約五ミリメートルであった。

内部要の壁厚は、窓戸戸の引かれる部分は窓枠の関係上約五・五センチメートル。その他の部分は約八・五センチメートル程度であった。

小天井は側柱面に厚一・五センチメートルの板、出桁内側には「上六・〇厚二・四センチメートル」の板をそれぞれ打付け、この間に四センチメートルの角材を渡し、この下に細手の丸竹に縦巻きしたものと長手方向に十二本内外入れ、上部の棟と棕櫚糸で結んでいた。今回は竹を吊る工法が十分でないと思われたので、月見櫛の小天井の工法にならい、直接、出桁と側柱面に打った角材に短手方向に直接のせ、この上にのる土の重量を打付材にかかる工法とした。

また化粧隅木鼻には漆喰塗の隅木蓋が受けられていたが、その下地はいずれも漆喰巻きとした板を洋釘打ちとしたものであるので今回取除き、通常の和様構造の形式にした。

千鳥破風の妻壁は東西とも片面壁であるが、その壁面は他の側柱のごく間渡しの欠込みがなく、たんに横竹を釘打ちにとめているだけであり、尺八竹または柱貫への引付けもなされていない。千鳥破風の床より上部は前記のとおり片面壁であるが、西の千鳥破風の雨寄りの部分が内部も大壁とされていた。床根太など受け付けた場合、甚だ壁塗りの施工がしつこい部分であるが、雨にかかる率も多いので殊更にこのような施工をしたものであろうか。

千鳥破風板は壁面よりの出が少なく、懸魚を取付けた場合、破風板の上部まで

手が届かないで、懸魚の中間に板打ちの小天井を作り始末していた。

唐破風軒裏は次第上に木竹丸柱に縦巻きしたものと一通り打付け、上より呼士置きとしていたが、この竹はたんに釘打ちだけであったので、今回は各種間に一通り木舞繩をもって各竹を編みつけたうえ種々に釘打ちとした。

一階の石落は、壁の保存のための施工と思われるが、下地壁より、上塗りまで他の壁と異なり土佐漆喰のごとく全部漆喰壁になっていた。

外部木舞強化は漆出しの柱に八カ所の尺八竹を三三・三センチメートル間隔に

入れ、間渡竹も尺八竹と同位置に配し、間渡竹間に横木舞竹を各三本入れ、縦木舞竹は半間間に七本、その他五本、隅部は放射状に入れ、いずれも木竹丸柱を用いて下げ縄も大壁部分と同様の施工となっていた。

壁付けは荒付、中塗、上塗の順に三回塗りであるが、荒付けは長さ三・六センチメートルの薙刃を混入し塗厚五・五センチメートル、中塗は厚芯を入れ厚三・七センチメートル、上塗りは晒筋入れ厚三・三センチメートルに仕上げていたが、以後、上塗

の補修が行なわれ從来の上塗りの上に接觸による「ひげ子」を打ち、砂磨り一回、上塗り一回がなされていた。

出桁、檼、広舞等の堅土地は、径九ミリメートルの薙刃を約三センチメートル間隔に縦巻きし、樅木口をも通縫みとしていた。樅は厚七・五センチメートルの太波落し材であつて、波形の樅形に塗るために相当量の土付けとなるため、樅下端に男竹丸竹に縦巻きしたものを一本並べて打ち、土付けを行なつてある。

また、樅上には男竹二つ割のものに木舞繩を巻き十一本程度に一通り並べ、この上に軒上の呼土を置くとともに屋根瓦土と兼用させている。すなわち、野地板は出桁より上部で止まり、この部分には野地板が敷かれていません。すなわち、野地板量や野地板が不用となる利点はあるが、一たん屋根瓦より雨水が浸入すると軒部の壁まで水が通り剥落する原因となり、修理前においてこのような状態が各所で見られたので、あまり万全の施工とはいえない。

軒口の腰付は瓦座を広木舞に釘打ちとし、ともに木舞襷の巻付けをしているが、敷瓦のかかる部分で腐れのため大部分が切断されていた。また、瓦座の前面には巾一センチメートル程度の割竹に棕櫚巻のうえ釘打ちにとめ、壁通りで二センチメートルの眉決りを造り出していた。

本部は割竹に纏巻きのものを打付け、または直接木舞襷巻きとして土付けを行なっていた。二階南側の唐破風の裏面に旧壁が残されていて、この部分は梁を行なっていた。二階南側の唐破風の裏面に旧壁が残されていて、この部分は梁を行なっていた。木舞襷で巻き荒壁厚三センチメートル、大直し厚一センチメートル、中直および連壁底とも各五ミリメートルの腰付けとなり本部面より漆喰面まで五センチメートルの時代となっていた。

十五の腰はいずれも近年の補修によるもので、約一〇センチメートル間隔に男竹の剥竹巾〇・六センチメートルのものに麻を巻き、荒壁厚九ミリメートル、中直三センチメートルのうえ漆喰厚一ミリメートルを塗り仕上げていた。

今回は腰の強度を考慮し、木部面はすべて割竹釘打ち、土戸は土戸蓋用祐板に革を巻きつけ小間返しに打ち、懸魚、蟻は底のトンボ釘打ちとし壁下地とした。

十、屋根

三階大奥両端には瓦製の鍔を置いているが、両者とも鍔そのものは比較的形状が新しく、おそらく明治頃、新しい鬼瓦などとともに補足されたものであろう。鍔はいずれも胴体とともに造り出し、全体の形としては割合整っているので、新しいとはいえる。以前の鍔の形式にならって作られたものと考えられる。

鍔は、棟両端に挿入れとし、やや外方に傾斜させた東見付一九センチメートル長さ一・二メートルを立て差し込んでいた。

大奥、降棟、隅棟、破風棟とも各鬼瓦および鳥糞は全部近年のもので、棟鬼には改設（松平家改）入りが取付き、白漆喰にて鬼の縁を巻いていた。

今回の修理においては鍔は一部を補修して再用し、鶴鬼と鳥糞は、現在のもののみ比較的の形の整ったものを各一個ずつ一階西南隅に使用しておいた。

大棟積は下より肌駆斗一枚、菊丸瓦一通り、割駆斗一枚、輪達瓦組合せ二通りの部分は西側鬼瓦より約一メートルの部分であって、その他は大部分欠失し、適宜、瓦を積んで雨の浸入を防いでいるに過ぎない。

大棟、千鳥破風とも榎木は直材で、上端の反りは認められないが、破風板裏甲の拌みの高さが高く、破風板際で野地を反らせ地瓦葺で加減していた。

一重千鳥破風の棟は下より肌駆斗一枚、割駆斗一枚、菊丸瓦一通り、割駆斗一枚、輪達瓦組合せ一通り、割駆斗一枚、榎丸瓦積であるが、他の棟の棟と異なり、この積上げ分をそのまま葺き下地までのせ大盤に取付き、仕舞としているので、棟は大きな反りを持つことになる。

二重の唐破風棟は千鳥破風棟と大体同様であるが、唐破風の正面は掛瓦上に利根丸一通り通し中央部丸瓦三段に積み、鬼瓦は一通り目の丸瓦上にのり中央部の丸瓦は二段積みとしていた。

各破風の谷部は、特に谷巴、谷草草もなく、谷巴は丸瓦の鼻を漆喰で塞いでいた。谷は両袖付の平瓦を並べてあつたが、谷勾配も緩く雨下舞のためにもあまりよくなないので、今回は厚〇・四ミリメートルの定尺銅板で両傍立上げ、兼手小ハゼ掛として施工した。

大棟の降棟は下より肌駆斗一枚、割駆斗一枚、榎丸積とし、各重の隅棟は肌駆斗のような理由からかは判然としない。

各棟の面戸瓦はいずれも丸瓦の転用したものであったが、一、二重の屋根の葺詰めは面戸瓦を入れず、丸瓦上端より六センチメートル上り、大壁よりの出一六

また、袖柱、地蔵柱の瓦葺目に溝畠目地が作られていたが、化粧による雨水の
侵入のおそれもあり、今回は全部とりやめた。

新先瓦は新旧入り混り、巴瓦は全面三つ巴で古い瓦は比較的少なかったが、軒
巴瓦、唐草瓦とともに各十種類ほどあり、唐草瓦はこの中より古式のもの、巴瓦は解
体中発見した断片のものにより補足したが、從来の軒先瓦も三重南側に各種のも
のを参考に使用しておいた。唐破風の留蓋瓦はすでに失われ、その形状は不明で
あつた。

野地板上に土居葺は葺かれておらず、二重唐破風屋根には谷とも、杉皮を敷き
並べていた程度で、葺土は直接野地板上にべた置きとしていた。

葺土は平葺き、丸伏せ、棟積とともに粘土質の赤土を用い、平葺きは厚約四セン
チメートル程度、簷羽の混入はなく、丸伏せは漆液に近い土に薬物が混入されて
いた。

平瓦、九瓦とも野地への緊結がなく、平瓦葺は長 0.14 ・八センチメートルの平
瓦をもって葺いているが、九 0.14 ・一センチメートルの葺足しとし、平均三枚掛
り、唐破風の勾配の緩い部分は一二センチメートル程度としていた。
野地板は厚一・五センチメートル程度の松板を上方より刃重ね張りに張っていた
が、土留めとしての効果を考慮しての施工であろうか。

野先瓦は敷平瓦上唐草瓦を戴き、巴瓦は広木舞前面より約三センチメートル
上りに挂三センチメートル程度の枝木を檼上に置かれた竹と連結し、葺土中に埋
込み、これより二十番鋼線二本捻りを出して、巴瓦の玉口に繋ぎつけている。
また、土留棟として野地板上に径三センチメートル内外の男竹二つ割のものに
木舞を巻きし、約四五センチメートル間隔に釘打ちに留めていた。

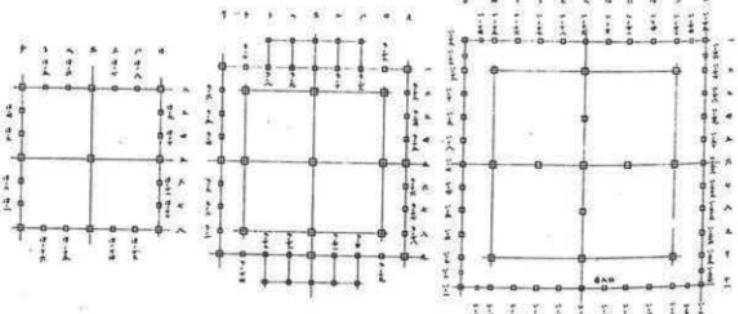
十一、番付および符書
解体時において建物の柱はか各部材に当初番付と思われるものと、安政三年の
修理の際のものと思われる二通りの番付が見られた。

插図第・四回に見るよ
うに、「階をい」、「階
をる」、「階をは」と
定め、各階とも解体時に
おいての方位にて西北隅
を起点とし、右廻りに追
掛け数字による組合せと
している。

石落し筋、および出入
口の東も含めているの
で、この結果、一階は
「一ノ一」より「一ノ四
十八」までとなり、二階
は「二ノ一」より「二ノ
十四」まで、三階は
「三ノ一」より「三ノ十
六」までとなっている。

この柱の番付は主柱
(通し柱も含む)を除い
た各階の側柱のみ付さ
れた番付であつて、千鳥
破風、一階石落し部の柱
は番付がない。

主柱は、やはり西北隅
の柱を「一」とし右廻り



第14回 旧番付表 内側当初番付 外側安政三年番付

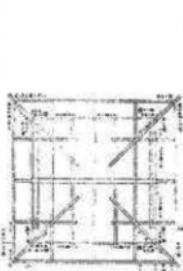
とし、中心性に至るまでの追跡番付である。

安政の番付は一階の南より北へ「い、ろ、は……る」とし、東より西へ「一、二、三……十」の数字との組合せであつて、一階は開方向に新たにつけ、三階は二階と同柱筋の番付をつけている。ただし、一階は「下」、二階は「中」をつけ（三階はない）、階の区別を示している。

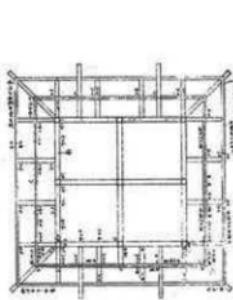
当初番付のうち、「階の土台には「矢戻外西がわ南ノはな」のごとく、矢戻の文字が見えるが、いずれも「うしとら」の字は見られなかつた。

また小屋番付は西より「や」「ま」「け」「ふ」と北より「一」と「五」までの組合せ番号であつて軸部の安政の番付と関連があるものと考えられる。

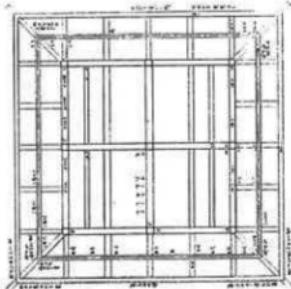
その他、当初の各部材の階の仕分けは「下ノ重」「中ノ重」「上ノ重」の文字で記されていた。各階の部材の番付、および記号は挿図第一五圖のごとくである。



1階筋木、出筋、内筋、底筋材



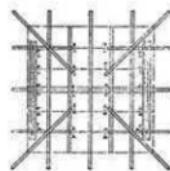
2階筋木、出筋、内筋、底筋材



3階筋木、出筋、内筋、底筋材



土台筋材



小屋筋材

第15圖 各部番付および符号

三 施工

第一章 現状変更

当時は、今回の修理に際し、次項の現状変更を行なったが、修理を機会に旧位

地より玉藻公園に移築することになり、昭和四十年三月二十六日付をもって、当

時、管理団体であった高松市より文化財保護委員会に対し、建造物の移築に関する現状変更申請が出され、昭和四十年七月一日付、地文建第五三号をもって許可された。

一方、玉藻公園内が史跡指定地であるので、昭和四十年八月二十四日付で、前記兩側の文書をもって史跡、名勝、天然記念物の現状変更許可申請書を提出し、昭和四十年十一月二十四日付、地文記第一四〇八号をもって、櫓台の拡張工事設計について文化財保護委員会の承認を得ること等の条件付で許可された。また同公園が、都市計画公園になつてゐるため、都市計画法施行令の規定にもとづき、同時に、都市計画法施行令の規定にもとづき、同

時に香川県知事宛に建物移築許可申請をなし、同年九月十八日に許可を得て移築についての諸手続を終了した。

櫓台の拡張については、あらかじめ文化財保護委員会の建設物課および記念物課の調査官と現地において施工方法につき打合せのうえ実施設計書を作成し、昭和四十年三月十一日付をもって、良櫓の移築に伴う櫓台拡張の現状変更を申請し、同年四月二十二日、地文記第一四〇八号をもって許可を受け工事施工を行なつた。

建物の形式変更については、解体の調査にもとづき、昭和四十一年五月二十三日付で左記の事項について復原のための現状変更の申請を行ない、昭和四十年六月二十九日付地文建第一二二号をもって許可され実施に移した。

良櫓は延宝五年の建立といわれ、更に今回の調査で安政三年に、ほとんど解体

に近い大修理が行なわれたことが明らかとなつた。

しかし、三重出筋の支持構造など、多少建立当初とは異なると推定される部分もあるが、全体として当時の姿を踏襲している。今回は一・二重軒廻りの細部

も、通常の納まりと異なる後補削所があり、また、窓の土戸が、もとや特殊な形式であつたことが判明したので、これらを復旧整備した。

・ 高松市玉藻町八十四番地より、同町九十六番地玉藻公園内に移築した。

高松城は、天正十五年生駒親正の人圍に際して營まれたものであるが、瀬戸内海に直接面し、特色ある水城の構造を備えている。

寛永十七年生駒氏除封の後、同十九年松平氏が入城し、天守以下城郭の全般的な修築、整備が行なわれた。

月見櫓から東之丸良櫓に至る一部は、この整備の一環として寛文末年頃から着手されたもので、新たに海側に張り出し郭を設け、南面の防備を固めた。^(註)

月見櫓に延宝四年の墨書きがあり、良櫓は延宝五年といわれるので、ほぼこの頃、現在の規模に完成されたようである。

以後、明治廢藩に至るまで松平氏が居城としていたが、昭和二十九年その大部分は高松市に移管されて玉藻公園となつた。

この間、明治十七年に天守は取壊され、現在では月見櫓と附属した渡櫓などとこの良櫓が残されているに過ぎない。良櫓は東之丸の東南隅にあり、当初は南および東面とも海に面していたが、近年の海岸埋立によって、全く当初のおもかげは失われ、現在では石垣に近接して、倉庫、工場、民家などが建ち並ぶに至つた。

なお、東之丸は現在、玉藻公園に編入されておらず、良櫓附近は日本国有鉄道四国支社の所有となり、良櫓の城内側には同社の社宅が建ち並んでいる。このよろ櫓附近は隣家が近接し、火災等に対して著しく危険であるばかりでなく、路面においても不十分であるので、今回修理を行なう機会に、国鉄より高松市が譲

表を受け、玉藻公園内に移築して、今後の保存と管理にあたることになった。

なぜ、移築地については、現在公園の正面となっている旧大手口すゞ脇の太鼓

跡跡が、環境条件とも最適と考えられた。

註一

小津野夜話に「延宝五年五月六日正寅矢倉初神押稻作食動申候」とある。

註二

当初の大手口は南側中央部にあったが、江戸門跡は跡ことが大手口になった。

註三

城郭の外堀りは、北面の西、西面の溝が埋立てられ、南面も西半分は溝を埋めて、

ここに電車軌道を通している。したがって、溝を埋め、旧状をしのび得る個所は東

南隅の大手口附近に限られている。

また、橋台の敷地面積の關係上、城内側に點張し、石垣位置の都合で右に九十度

廻して始めた。

石垣底盤工事申請の内容については、第二章の三、基準工事の項を参照されたい。

（一）重の補強板を撤去し、軒廻りを旧規に復した（写真第二二三四）と第二七

（図参照）。

（一）重の軒先注は一・三重と同様、一間五支の雄棟であるが、一重のみ各種間に低い樋を一本ずつ配し、これに鼻隠板を打つて、本来の樋は鼻隠板でも支持する構造としており、これらを塗り込めてとするので、一見する二軒のよう見ええた。この補強板は材料・工法から安政修理の際、新たに補加されたものである。これが判るので、これを撤去して軒廻りを旧規に復した。

註一 神社・出筋とも上端には、補強板位置に現在のもの以前の打痕はない。また、樋・鼻隠板とも材質は新しく安政に初めて設けられたものであることが判る。

（二）重の隅脚木の出を整えた（写真第一一八国・第二二九图参照）。

從来は各重とも平の脚木は木口を出筋外面と面接して納められているが、一・二重の脚木のみ木口が甚だしく伸び出している。これらの脚木はすべて安政の補強材であり、三重の当初材は出筋まで納められているので、これにならない脚木の出を整えた。

註一 重軒隅脚木墨書きに「丙辰安政三年春 御矢倉御修復相成 作事奉行 北村次郎
（下略）」とある。

四、各階窓の土戸の形式を旧に復した（写真第三〇圖・第一二二圖参照）。

各階の現在の土戸は堅板見込寸法が上下同一の通常形式であるが、材質は新しくすべて後補のものである。土戸のする窓枠堅板は内側が平面でなく、下方は

彎曲して割り込まれているが、これは土戸の下方を外へ張り出させたことに対応すると考えられるので、土戸を旧形式に復した。

註一 土戸にある雨水を外にはじくための構造と思われる。

第二章 工事仕様

一、仮設工事

仮設物は、すべて材料手間とも請負工事として建設したが、解体用足代、およ

び素屋根は借料とし、工事終了後、業者に引取らせた。

その他の仮設物は、使用後、売却処分した。各仮設物の概要は次のとおりである。

（一）素屋根（足代找橋付）

一棟

桁行 梁間とも 一三・三メートル（梁間各十間）

棟高 一二・八五メートル 建面積 五四二・九平方メートル

入母屋造り、屋根亜鉛引張成鐵板葺。建地杉丸太、目通り径一五セントメ

ートル以上、裏々二・三メートル内外に根入〇・五メートル以上挿立し、建地内外併列、四方軒びに建てた。布丸太末口徑五センチメートル以上、飛

付丸太、地上二メートル以上、その他一・四メートル内外に配置し、各部取合わせは要所を八番、その他十番まじめ鉄線をもつて編み付けた。小屋合掌

は連地毎とし、合掌は目通り径一五センチメートル以上、方柱、挿柱は目通り

一〇センチメートル以上の丸太を合掌間隔に約二・七メートルにトラスに組み、各要所には釘、ボルト、鉄線にて堅固に組立て、外方より腹起し、

地上より筋までのほぼ中間に、三重軒下側の腹起し兼用に建地より約三メートル出し、小屋根を掛けた。

各隅下、柱毎の四隅に筋渠を入れ、側廻り建地には押掛けに筋渠を取付け止めとした。

母屋は合掌上に目通り一〇センチメートル以上の丸太を八五センチメートル間隔に架け渡し、各組手ごとに鉄線構みとし、屋根並船引波型鐵板の中波型三番を横歩み・山筋ねとし、丸太付トタン釘打にした上に押掛け打とした。

また明り取りのため塗化ビニール波板を一ヵ所六枚ずつ、片流れに二ヵ所取り付けた。

足代には、根太間隔〇・八メートル内外に配置し、建地毎に方丈を取り付ケ一番筋線にて繋結し、歩み板は長さ三メートル巾一八センチメートル以上の松板を敷き並べて要所を釘打とした。

建地周囲には、城内側を石垣用足代以上を二十番、三センチメートル口ラス張りとし、濠側一面はシートを張り廻らせた。また妻部はラス張上にビニール幕張りとし、濠側一面はシートを張り廻らせた。

登り棧橋は、登り朽木口径七センチメートル以上、並列建地間に十分の四勾配に鉄線構みに取付け、転ばし根太を約一メートル間隔に置き渡し、歩み板幅約一・七メートルに敷き並べ、根太ごとに大釘打ち、登り〇・三メートル間隔にすべり止めの棧打ちとした。

建物内は適宜、移動足場を組み作業を行なった。濠側の建地は直接濠内より建てたが、水底より深さ約一・五メートルで建地底が安定したので、特に板張、敷盤等行わず、そのまま組みあげたが、工事中も特に支障が認められなかつた。

工作小屋の周囲は三方を杉板張りとし、両妻側に各一ヵ所の出入口を設け

小屋内に事務所より配線したダブルコンセント一ヵ所を取付け、事務所内にタンブラー式イッカ付とした。また、工作小屋の東寄りに水道栓一ヵ所を設けたほか、事務所脇に三・八平方メートルの道具小屋を設け、戸締付とした。

西側には国鉄住宅、東および北側は民有地となり、ことに東側は一重軒と民家の屋根がほぼ接し、からうじて建地を建てた状態で、周囲の住宅からその要望もあり、建地外側には全幅シートを張った。

建設仕様書は前記に準じて杉丸太掘立てとしたが、登り棧橋は解体材の運搬を考慮し、両側道路に通する石壁上に設置した。

当橋の解体用足場は足代のみとし、雨天の際はシートにて養生を施し、橋

の解体の進行とともに順次解除した。

西側には国鉄住宅、東および北側は民有地となり、ことに東側は一重軒と民家の屋根がほぼ接し、からうじて建地を建てた状態で、周囲の住宅からその要望もあり、建地外側には全幅シートを張った。

建設仕様書は前記に準じて杉丸太掘立てとしたが、登り棧橋は解体材の運搬を考慮し、両側道路に通する石壁上に設置した。

(3) 工作小屋 (材料保存小屋兼用、附道具小屋)

一棟

柱行 一七・〇メートル 檜高 五・一メートル

梁行 八間分 九・〇メートル 檜高 五・一メートル

桁行 八間分 八・一メートル 建面積 一二五・一八平方メートル

敷地および工賃の関係上、材料保存小屋兼用とした。

屋根は並船引波型鐵板(三十二番)葺とし、葺は妻屋根に準じ、中央部三ヵ所に塗化ビニール波板を一ヵ所に三枚ずつ張り、明り取りとした。

柱は杉丸太末口径六センチメートル内外、根入れ〇・三メートル、建地間隔一・八メートルに掘立てとし、合掌、桁、布、筋渠、母屋の末口径は建地に同寸、長さ五・五メートル間に架け渡し、合掌ごとに鉄線をもって繋結した。母屋は〇・八五メートル間に架け渡し、合掌ごとに鉄線をもって繋結した。工作小屋の周囲は三方を杉板張りとし、両妻側に各一ヵ所の出入口を設け小屋内に事務所より配線したダブルコンセント一ヵ所を取付け、事務所内にタンブラー式イッカ付とした。また、工作小屋の東寄りに水道栓一ヵ所を設けたほか、事務所脇に三・八平方メートルの道具小屋を設け、戸締付とした。

作業員休憩所および便所 各一棟

休憩所 柵行 梁間とも 三・六メートル
建面積

一二・九六平方メートル

切妻造り、屋根垂鉛引中波型鐵板 (三十二番) 蓋とし、トタン釘打、棟は同厚平鐵板押

えとした。建具は前面寸法より作製し、事務室の上一段を透ガラスを用いた

トトル杉丸太を掘立柱とし、柵、梁、母屋とも杉丸太を十番なまし鐵道構み、

周囲は壁地に貫三通り入れ、外部より垂鉛波型鐵板張りとした。

出入口一ヵ所、窓は二回無双窓とし、出入口戸は鐵板張りとした。内部

三方に腰掛を施させ、中央に煙突付ドーム爐を据え暖炉を設けた。

便 所 柵行 一二・七メートル
建面積 一・八九平方メートル

柱、柵とも杉丸九センチメートル角柱、柱は根入〇・三メートルに掘立てとし

垂鉛は垂鉛引中波型鐵板を片流れに葺き、周囲杉板下見板張りとした。

大小便所別にし、便座および小便所とも調合一・三・六のコンタリート打

モルタル塗仕上とした。大便所出入口はベニヤ板戸釣込み、内部より芦締金

具付とした。

事務所 柵行 九・〇メートル
梁間 六・三メートル
建面積 四八・六八平方メートル
一棟

事務所内に事務室、宿直室(六畳間)、台所、暗室、風呂場を設け、宿直室

のみ床を一段上げ一間の押入付、複連込みとした。

基礎は各柱位置に長径四五センチメートルの松杭を打ち込み、上端を陸に埋め

土台を据えた。用材は檜、または杉の一等材(小屋材等一部は米材)を用

い。天井および室内仕切壁は並べニヤ板張り(風呂場のみ耐水ベニヤ)、ジ

ミナ打とし、暗室は柱両面より太板張りとした。

事務室等の床は継甲板張り、暗室のみさらになべニヤ板張りとし、宿直室は

蓋を敷き込んだ。
外壁は杉板を下見板張り、事務所出入口および便所、風呂場はコントリー

ト打ちモルタル塗仕上とした。
外壁は杉板を下見板張り、事務所出入口および便所、風呂場はコントリー

官集積した。

屋根は垂鉛波型鐵板 (三十二番) 蓋とし、トタン釘打、棟は同厚平鐵板押えとした。建具は前面寸法より作製し、事務室の上一段を透ガラスを用いた

事務室内に螢光灯二、宿直室一と各室で電燈配線し、要所にコンセントを付けた。風呂場、台所に水道栓を設け、便所は大小便兼用便器とし臭突を取付けた。事務室入口には、鍵付庇を取付けた。

工事中に、遠来の各作業員のための宿泊設備がないので、事務所裏に宿泊

室二室、食堂を附設し作業に支障のないようにした。

解体時に当機は国鉄社宅内にあったので、現場周囲と道路に至るま

での土堀上の脇に仕切壁を設け、道路よりの出入口には河開き扉を釣込み、

作業終了時には毎日戸締りを行なった。

この仮設解体は延長九〇メートル、柱は杉丸太を二メートル間隔に掘立て、

挖柱付に貫三通り入れ板張りとし、移転終了後に旧状に戻しておいた。

移転先の現場周辺の境界権は、延長一一メートル、柱は前記に準じて建て、高さ一・五メートルまで貯外面より十八番、四・二センチメートルのラス張りとした。出入口は事務所と倉庫間に各一ヵ所設け、後者は材料運搬時にのみ開閉するようにした。

二、解体工事

解体前には各部にわたり詳細な実測および調査を行ない、写真撮影を終了後、

すべての部材に番号札を付し、解体用の足場を設けて部材を損傷しないよう、運

送他で適宜養生を施し、順次解体を行ない、解体中必要な諸記録をとった。

橋より、南北道路に通する主路上の立木を伐採、整地を行ない、土盤上に板の

保存小屋を設けて構成木材その他の参考資料を入れ、漏れても差支えないものは適

運搬は、基礎を除く構成部材を集積位置より移築先まで全部運搬する条件で、鹿川料及び賃借料の費目のうち、運搬車の借上料として業者と契約して運搬を行なつた。

右側辺は敷地が狭いので、解体部材はある程度の積載量の集積できるたびに順次小型オート三輪車で運搬した。その所要台数は次のとおりであるが、運搬距離が比較的の近距離であり、重要なもの、または駆れやすいものなどは積載量を少なくしたので、比較的の台数が多くなつた。

瓦一七台、屋根および壁土三〇台、木村三五台、廃棄物分材五台、計八七台であつた。

部材は駆れごとおよび再用、非再用に分類しながら保存小屋に格納し、壁土等は使用に便利なよう積み重ねて集積し、瓦は現場内で選別した。

三、基礎工事

(1) 工事概要

旧橋台は入口登石階段、柱礎石とも旧態のまま存置しておき、旧太鼓橋跡の石台につき石垣の抜取、上端不陸部分の手直し、登石段の新設等の現状変更とともに、遠側の不良部分の積み直し、礎石搬入等の基礎工事を行なつた。

工事は、素屋根を建設する以前に行ない、機械力を必要とする工事であるので、西面基礎工事と一緒に請負による施工とし、鉄張による不足分および上端不陸による手直しのための補足鋼込込の部分についても、四面を作製、これにもとづいて施工し、石垣積など、現状の変更には史跡としての価値を損しないよう十分留意のうえ施工させた。

(2) 計画

1. 搭台の塗装

既存の石垣台が一边一〇・八五メートルあるのに對し、旧太鼓橋台は、東面九・二メートル、南北であつて一边が約一メートル不足するので、旧橋台平面寸法に

なるよう城内側に対して張出しを行なつた（張出面積二二・一七平方メートル）。張出に伴う東側北隣および南側西隣の不足部分は、新材料を補足し新たに隔石組とした。

ロ、石垣の積替

城内側に張替するため、橋台の西面（三七・六四平方メートル）と北面（三三・一〇平方メートル）の全部と、遠側のはらみ出しによる不良部分に対してもは東面（二〇・九一平方メートル）、南面（五一・四〇平方メートル）の一部に対して積替を行なつた（總計一五四・一五平方メートル）。しかし、遠側部分の面積は解体の状態により当初の計画よりも若干の増減を感じた。

南側と東側の遠側の石垣は南側は殆んど全面、東側は南寄りの約三分の一の範囲を行ない、積直し以外の部分は間詰石の補充にとめた。東南隅石の上より五段目以下は特に不良であるので取替え、上部は現状の石を再用するようにした。

西側と北側の遠側部分の石垣は、従来の石垣をいったん埋没部分まで解体し現在の石垣の約一メートル外方にコンクリート地盤を施したうえ、積直しを行なつた。

ハ、橋台高さの規定

橋台の天端石の高さは、写真第一二八図、第一二九図のごとく、段違いによる高低があつたので、各隅部の高さは、西北隅の天端高さが現状で一番高いのでこれに合わせることとし、土壌上に規矩杭を打ち、これに前記高さを印し、工事終了まで明確にした。

上述天端石は、各面とも中央部をやや中垂みとして所定の高さまで上げ、一段補助の積石との間の不足分は在來のものに準じてできるだけ古色ある花崗岩で足した。

(3) 石垣解体工事

、解体を行なう部分は、解体前に石に番号を付し、図面、写真に記録したうえ解体を行なった。積直しにそなえる番付は、薬剤で溶解する白色ペイント等を使用し、積上げ後は消しておいた。

、解体材は損傷、割れ等の生じないよう、適宜養生のうえ、ていねいに解体し、積方に備えて順序よく並べておいた。

、解体中に割れ、ひびのあるものを選別し、補足材の用意にそなえ、従来の裏込石はていねいに洗い、泥を落として再使用した。

、解体部分の石垣の隅勾配および平勾配は正確に実測のうえ、現寸引付、または型板を作製し、積上げ際に際して旧部を失わないよう十分留意を行なった。本・石垣上の土はできるだけ石垣外に搬出し、石垣解体に際して、裏込の栗石が濠内に崩れることのないよう、適宜山留めを施した。

四 地 葉

西側および北側の石垣積替え部分にはコンクリート地葉を行なったが、石垣下端高さを定めた後、幅一・五メートルに亘り一五センチメートル程度の玉石を小端立てに敷き並べ、目張砂利を入れ、小鉄で三分搾き固めたらえ、調合一・三・六のコブンクリートを厚〇・四五メートルに板枠の隅々まで行きわたり、空隙の生じないように十分に打ち込んだ。

現在の石垣天端は、前記の規準とした高さより約〇・五〇・七メートルのもので、東南隅石の上部五段までの石は現状の位置におき、現在のこの面の天端石は、積直し後の天端石として使用し、現在の一級目の石との間に足石を入れ、粗面、乱石積に積み、天端をほぼ水平に据付けた。

(3) 石積工事

④ 東面および東面

現在の石垣天端は、前記の規準とした高さより約〇・五〇・七メートルのもので、東南隅石の上部五段までの石は現状の位置におき、現在のこの面の天端石は、積直し後の天端石として使用し、現在の一級目の石との間に足石を入れ、粗面、乱石積に積み、天端をほぼ水平に据付けた。

また、石垣の間隙部は間隔石を堅く打込み、西南隅および東北隅部は長手石を用い、木口面と長手を交互に積み合わせ、表面は支承面、または、のみ切り仕上げとした。

前記の積直し部分はいたん解体のうえ積直しを行ない、従来の石材のうち不良材は取替え、再用材はできる限り旧位置に入るようにした。

ロ、西面および北面

この部分の石垣はいたん全部解体のうえ再用するものとし、寸法指示の位置に積方、勾配とも従来のまま積替えを行なった。

再用部分は北西の隅行方向に対しても移動させ、この結果、不足する部分、(北面は東側と土壁の西側部分、西面は南側)は同様に花崗岩を用いて落し積とならぬよう施工し、天端高不足箇所も前項同様の施工とした。

この二面の石垣下には図に記したコンクリート地葉を施し、石垣の裏込みには石垣上端まで全体に玉石詰めとした。

なお、石垣の補足石は、すべて花崗岩の割石とし、見付面〇・六メートル前後のものを使用した。

⑤ 柱位置置替石の据付

一階側柱以外の柱位置に土台据付のための礎石を据えた。

石垣解体後、現在地盤面の旧北西石垣隅位置を示すコンクリート杭由〇・一メートルを埋込み、旧位置が判るようにした。

⑥ 標示杭

石垣解体後、現在地盤面の旧北西石垣隅位置を示すコンクリート杭由〇・一メートルを埋込み、旧位置が判るようにした。

⑦ 石階段

北側一階出入口に向い幅一・四メートル、七級の登階段
は設けられた。この土壁に対し、地盤面より東に向い九級の登階段
（一・九メートル 路面巾を設けた。）いずれも花崗岩を用い、表面のみ切り仕上げとし、附
段内面はコンクリート詰めとし、合端は調合一・二のモルタル目地とした。

四、木工事

建物を解体するにあたり、各部材にはすべて番号札をつけて入念に取りほど
き、すべての木骨の良否を調査し、腐朽、破損、現状変更その他の理由により、
止むを得ず取替えを要するもののはかは、旧来のものを埋木、矧木、縫木等を施
して、できる限り再用に努めた。

新たに補足したものは、形式手法を調査して旧規にならない加工した。曲線また

は絵様のあるものは、現寸図または型板を作り、正確に施工した。
形式および寸法は旧来のものにならぬ、握手、仕口も当初の旧手法を踏襲して
施工したが、各部材のうち、とくに耐久力を要するもの、または不完全と思われ
る構造上の要所には、見え隠れに添木、鉄金物等をもって補強し、堅固に組立て
た。

各構造材は破風材の一部に樹材、その他は松材であったが、新補材の大半分は
木材に替えて使用した。

これら新補材のうち、化粧材には一部に宮材の捨材、または台檜を使用したは
か、主として塗込材のうち比較的の寸法的に容易に入手しやすい材、または小屋材、
垂木、床板太材など見え隠れの材は地元産の檜を用い、曲りを要する梁材等は時
期を見はからい松材を購入し使用した。

九太梁の取替えのものについては良質の松丸太を補足し、形状、仕上など旧来
にならぬ木造りなし、化粧材および野縁は從来の曲線に合わせて型板により作り、
木材を太鼓挽きに作り取り付けた。

また、從来の縁は各重とも屋根の荷重により、垂下りまたは折損していたので、

新規の補足材は余詰め部分はできるだけ本余り部分を残すようにし、また隅木す
法も若干大きくする等して軒の補強に努めた。
軒は見え掛り部分に和釘を作製使用し、見え隠れは洋釘を用いた。また小屋組
その他の要所にはボルト締め、錨等をもって補強し、万全を期して施工した。
新補材の見え隠れには「昭和四十一年修補」の烙印を押し、埋木、矧木材は合
成接着剤「ボンド」を用い釘打ちとして十分後着せしめた。

解体時において、各構造部の要所は写真撮影を行ない記録し、再用不可能の材
で将来参考となるべき資料などは、一階床下等に格納して保存した。

五、屋根工事

イ、土居葺

従来の建物には本瓦葺の下に土居葺の施工がなかったが、今回は三重とも施工
した。葺材料は桜赤味勝材、長さ三〇センチメートル、巾八センチメートル以上
厚二・七ミリメートルの手削材を用いた。

軒先通りは一枚重ね、以下葺足六センチメートルとし、これより一枚目毎に長
さ三・六センチメートルの竹釘を、横歩み三センチメートル前後に二通り打ち、
脇骨、筈甲、谷の部分はいずれも道具板を掩え、平地葺足に取りあわせ格好よく
葺上げた。

従来の軒先部は出桁より広木までの間は、軒裏の呼土を瓦葺土と兼用し野地
板が張られてなく、補板の釘の留めようがなかったので、この間に厚三センチメー
トルの板を五本入れ（各板の間は約一二センチメートル）、せいは野垂勾配に
合わせて定め、軒先部は広木裏にのせ、屋根野地全体に葺きあげた。

土居葺葺上げ後、巾三・六センチメートル、厚一・五センチメートルの板を極
位置に大釘打にとめ、土留棟とした。

ロ、屋根瓦および瓦葺

従来の瓦は近年のものが多く、形状はもとより、その品質も不適当と思われる

ものが多かったので、約八割程度を補足した。

補足瓦のうち、葵紋のあるものは鬼瓦のみであつて、凹瓦はすべて三つ巴であるので（月見橋も同様）、使用瓦中、比較的古い形の三つ巴にならうと作製した。

鬼瓦は馬鹿に一個見られるものがあつただけで、その他はごく近年のものであるので、同時代の月見橋のもの的形式を採用のうえ作製した。

各鎧羽の鎧甲の二の平瓦は、いずれも水返し袖付に作り、水返しに十分留意して、唐破風隅凹尻には留蓋瓦がなく無理な納まりとなっていたので、今回は丸龜城天守および大手門の例もあるので、半球形のものの上部に凹瓦の鏡を矩折に突き合わせた形のものを作り取付けた。

大庭城は比較的近年のものであったが、従来の城の頃、牆等を一部修理して一箇とも再用した。

各櫓積は従来の形式にない、闇棟、降棟、破風棟とも鳥表を置いて棟を納めた。

新規作製瓦の製作用粘土は、夾雜物の混入しない良質の粘土を選定し、少なくとも六ヶ月以上晒して十分に練り返したものを使用、空隙等欠点のないようていねいに成形し、表面本磨きのうえ鉛消し上げとした。補足瓦は、すべて見え隠れの廻所に修理年号を刻印した。

製品の乾燥中は、龜裂等生じないよう養生のうえ、十分乾燥を行ない、倒焰式薪に入れて焼り十分にしたうえ、焼成温度一一〇度以上、長時間かけて焼成を行ない、龜裂および甚だしい燒狂いなく光沢一様のもので、耐寒試験に合格したものを使用した。

葦土は従来の土に新土を約四〇%補足し、長さ約六センチメートルの蘆芽を切り込み、約六ヶ月の期間をおき十分練り返したものを使用した。

藁積みなどおよび丸伏には南窓漆喰を用いたが、調合は石灰一に対し砂一、マニラ筋は上石灰一袋（一〇キログラム入）に対して六四〇グラム程度入れ、城下端

隅棟の葺き始めの廻所には風漆喰を用いた。

在来の古瓦は再度密間に選別し、再用可能のものはタクシ等で掃除のうえ使用した。

瓦の留め方は、要所に十六番または十八番鋼線の一束繋りのものを用いて繋ぎとめ、軒巴瓦は掛巴のみ径三センチメートルの丸頭付の鋼製瓦釘を打ち固定し、

鬼瓦は八番鋼線を用いて接えの金物に繋結した。

葺方、軒先瓦は全体に瓦割付けを行なった後、唐草瓦は軒先、掛瓦とも敷平瓦を敷き込み、鼻の出を壁面より九センチメートルになるようにとめ、一枚ごとに土留板に十六番鋼線をもって繋ぎとめた。

平瓦の葺足は二の平瓦六センチメートル、その他一三センチメートルとし、登りは軒先部より五枚目ごとに十八番鋼線に繋ぎとめた。葺土は厚さ平均五センチメートルに通り、鞋底きに敷込み、羅垂みに葺き上げた。

丸瓦は南窓漆喰を可及的少量を用いて天端の通りよく伏葺き、軒瓦より三本目ごとに十八番鋼線にて繋結し、壁面の葺詰め部分は壁による仕舞となるので、面戸瓦を用いて荒巣面まで差け付とした。

凹瓦は掛巴以外は各瓦ごとに、玉縁と脚の上部に十六番鋼線で繋ぎ、大棟下および各隅棟、降棟鬼瓦の下の部分には、あらかじめ葺土中より出した十八番鋼線により繋結し裏込みは南窓漆喰を用いた。

大棟は棟鬼瓦間を、下より肌熨斗一枚、雨熨斗一枚、これより上に菊丸瓦一边、雨熨斗一枚、輪輪瓦組合せ一边、割熨斗一枚を重ね、衾雁瓦伏せに積上げ仕舞、のを使用した。

隅棟は肌熨斗一边、割熨斗一枚積み、三重棟棟は肌熨斗一边、割熨斗三枚積み、いずれも鬼瓦には肌熨斗上、輪輪瓦組合せにて増しを付け、棟丸瓦、鬼上鳥表構えとし、反り付に格好よく積みあげた。

千島破風棟積は下より肌熨斗一边、雨熨斗一边、菊丸瓦一边、割熨斗一边、輪

意瓦組合せ、渠、別妻手一枚積み、渠丸五伏とし、全体の筋上を平疊地に合わせて、渠等まで反り付を作り、東上瓦の筋道もとした。

渠風、渠風は下より肌腹斗一辺、西妻斗二辺、渠丸瓦一通り、西妻斗一辺、輪

渠組合せ一通り、割妻斗一枚積み渠丸瓦伏とし、渠丸瓦は用いず九丸

三段に積み、渠瓦上の瓦金は修理前にはなかったが、月見櫓同様、瓦金による雨まつとした。

渠瓦は各々十八番筋線にて馬のりに繋ぎ、渠風振瓦は一本ごとに上端にて渠

瓦の、鳥夷瓦も玉縁と崩の二カ所を留めた。

渠はあらかじめ渠木より出した束に挿し込み、大渠鬼瓦は渠みを渠東に筋線にてくくりつけた。

瓦葺き後、破損瓦の有無を点検し、葺土等の附着した個所は掃除を行なった。

六、盤工事

（一）盤下地

渠下地不舞竹は、秋伐の良質真竹をもって全部新材に替え使用した。渠の大壁の内外部とも尺八竹、間渡竹、木舞竹は真竹孫九センチメートル内外の丸物とし、渠風および軒の構上には径六センチメートル内外の丸物、その他の渠竹は径一センチメートル内外の丸竹の四つ割とし、木舞繩は径〇・九乃至一・二センチメートルの市販良質繩を購入使用した。

渠風板、裏甲など木部に直接塗喰塗とする部分は真竹にて肉薄の割竹を持ち、渠板および入口土戸の外側は土居板使用の樹手削板に、それぞれ麻巻付のうえ釘打としたほか、鰐魚、筋には「ひげ子」の釘打とし塗喰塗込とした。下地溝造は二、調査のうち第二章形式並びに技法調査の項で記す在来の工法を踏襲したのである重複を避けるが、一部は強度等を考慮し若干改めた。

（二）破風板、裏甲は、すべて「ひげ子」打ちであったが、今回は前記のようにし

（四）広木舞、瓦座、出筋は渠をさであつたが（前記はこの上に渠竹打）、渠先は木のほんの人のためもあり、渠の腐れが多く見られたので、渠竹の卷端によると打付に替えた。

（五）各階の軒行上の各種間の面戸部は渠東を差込んでいたが、木片に渠巻きのものを釘打ちにとめた。

（六）各重の渠木、出筋受梁等は木柄を大きく見せるためと考えられる薄板を打ち付けていたが、全部取除いたほか、渠木蓋は近年の補足材で持えてあつたのでとりやめた。

（七）各重の軒は出筋より軒先まで、軒裏からの呼土を瓦葺と兼用していたが、上居葺の関係もあり、渠上に約一二センチメートルごとに棟を入れ、この間に九竹二本並べともに渠巻きのうえ、各所より棕櫚繩を下げ、荒壁付に垂込んだ。

（八）また、この部分の土面柱には小枝を釘打としていたが、今回は土居壁上に各脚接打とした。

（九）渠下地不舞竹の外面は渠厚の関係もあり、渠竹を打ち大直しの際、塗込んだ。ト、間渡竹の下に、ところどころ下り止めの竹釘が打たれていたが、今回は各柱の間渡竹ごとに打っておいた。

（二）壁厚の規準

渠壁付に先だら、外部は洋釘または木片をもって、渠所に壁厚および型板取付の規準並びに標示を設け大直しを行ない、一部は朱墨を打つてこれに替えた。内部は窓枠、鏡等を壁厚を考慮して取付け、床部は便宜上、雑布置を取付けたのでこれによって各壁面の規準とした。

（三）荒壁

（四）壁は解体に際して、あらかじめ塗喰部分を除去し、いったん三センチメートル目の筋にかけ、夾雜物を除去した古土に良質の粘土を約五割程度混入し、荒壁

および大直し用土に備えた。

業者に長さ約六センチメートルに切り、前記の混合土に一立方メートル当り約三三キログラム程度の割りに混入し、清水を加え数回切り直してねかせ、三ヶ月後再度薙ぎを入れ繰り返し、適宜水を補充して水を溜め、十分に土殺しを行なう。使用時にさらに適宜薙ぎを混入して使用した。

軸部壁の荒打は、在来通り下げ襷の先をさばき、前記土の固まりを手塗り厚さ五センチメートル内外につけ、この際、下げ襷は放射状に塗り込んだ。

軒裏は新たに漆刷毛をもつてトンボを下げ、脚木、隅木、窓檻、通り柱頭等、鳶巣の生ずるおそれのある部分も同様のものを荒壁付の際、打ち壁に塗り込んだ。

外高壁の十分乾燥した後、厚約五センチメートルに裏返し縦塗りを行なう。再乾燥後、内部の木舞振りを外部同様に行ない、荒壁付を行なった。三重裏部、千鳥波風説は片面壁であり、塗厚も少ないので、裏返しは大直しとして行なつた。

石落し部分は上部の壁の取付の間合上、一度身合の大壁部分の荒壁付を行つた後、木舞振りを行ない、壁付を行なつた。三重裏部、千鳥波風説は片面壁であり、塗厚も少ないので、裏返しは大直しとして行なつた。

廉破風および軒裏、小天井の揚壁は、野地板張りに先だら、小屋裏側より土付をなし、乾燥後、外部より裏返しを行なつた。

腕木、広木舞、出街、隅木等の木部は、厚二センチメートル内外の荒壁塗りをなし、裏型は荒壁付の折、大略の種型を造り出した。

荒壁乾燥後、壁面の不滑い部分は適宜、斑直しを行ない大直しに備えた。大直しは、前記荒壁用の土に砂を三割程度の割り入れ、薙刃込み、厚約二センチメートルとし、各所の寸法を定め、定規、型板に合わせて不陸、斑のないよう造りあげた。

外部は中塗りを行なわず、大直しの上に直接漆喰塗を行なつた。

(4) 漆喰塗

大直し乾燥後、左記調合により下塗、中塗、上塗の三回の白漆喰塗を施した。

外部白漆喰材料および調合

漆喰下塗調合(散伏とも調合同断)

石灰一袋、砂〇・〇一五立方メートル、マニラ切〇・九四キログラム、板海苔一、三キログラム

漆喰中塗調合

石灰一袋、砂〇・〇一五立方メートル、油切、板海苔とも一、三キログラム、油〇・八リットル

漆喰上塗調合

貝灰一袋、真芋苦、板海苔とも〇・五六キログラム、油〇・三六リットル

貝灰は県内大川郡白島産(一袋八キログラム入)、下塗、中塗の石灰は土佐灰

の上灰、板海苔は朝鮮産銀杏苔、油は大豆白醸油の上等品を用い、真芋苦は板木県産野州麻を原料として、木脂にて柔軟になる程度叩いた後、長さ一・五センチ

メートル内外に切断し、押き機械にかけ、精選、乾燥したものを作成させ使用した。

塗方は、前記調合材を練り舟で銀押え、切返し等十分練り返したものを使い、地磚、縫隙なく柱敷際を揃え入念に仕上げた。

破風板、裏中等木部は、前記野州麻にて長さ一五センチメートル、鰐魚、窓檻は長さ三センチメートルのひげ子を打ち漆喰下塗りに塗り込み、曲線は各部の型板に合わせ、懸魚、鰐魚、兔の毛通し等の特徴は十分留意し、漆喰下塗りより、外部漆喰塗と同様の調合にて仕上げた。

内部壁は白漆喰塗とし、上灰を用い、調合は外部壁に準じて持え、下塗、中塗の二回塗とした。

上蓋り乾燥後、外部の直接雨水のかかるおそれのある個所には、防水剤として東京芝浦電気株式会社のシリコーン「TSW-SII」(一種一四キログラム入)を七平米メートル当たり約一キログラムの割合で吹き付け塗りを行なった。

七、建 筑 工 事

新補材は檜木材の乾燥材を使用したが、比較的の破損が少なく、現状変更により入口戸戸、千鳥破風および三重妻部の窓以外の窓の縦框および下框は全部取替えたが、その他は一部補修した程度で再用した。

窓の戸戸は下部が外方に張出す特殊な形態のものであるが、従来は見込巾同寸のものであったので、縦框の取替えを要したが、この取替えに際しては全部を解体することなく、縦框のみ梢部で切断し、新たに作った框を組み込み、ボンド入れ膜詰めとした。また上面の刀刃も継ぎが欠けたものが多く再用に耐えなかつたので補い、下框とも釘打ちにためた。窓の戸戸は不良部分のみ芯材とも横材のものを作り替えた。

一階出入戸戸の戸戸車は金属製の近年の戸戸車三個が取付いており、当初は木製と考へられたが、やはりかなりの重量となるため今回も金属製とし、径九センチメートル一ミリメートルのベアリング入りバント車に替え取付け、敷居上にも従来どおり厚〇六センチメートルの平鉄板を打ち動きのよいよう施工した。

入口戸戸には引手を新たにしたほか、収金物を受け、外部より海老屋による戸戸取りとし、窓戸戸および洗面戸戸にはあふり止め金具を受けた。

該部屋は、一部に軸の部分の欠損部が残されていたのみであつたので、全部新たに作製した。

八、雜 工 事

イ、古色塗りおよび烙印

取替または新補足材には、古材と調和のよいようトーチランプにて表面を炭化し、ワイヤープラシまたはたわし等で拂り、板材等はアンバー粉を調合したも

の水溶液をもって古色塗りを施した。
また新補材の見え隠れ部分には「昭和四十一年度修補」の烙印を焼きつけた。

ロ、防腐 防錆

一階戸戸および居間には武田業品工業株式会社のキシリモントRを購入し土台は二回塗り、居間戸戸上げ後は一回それ自身を塗りとした。

その他の材の防錆は、三共株式会社の高松営業所の請負として施工した。施工は施工場所により土壤処理、浸漬処理スプレー処理による方法とした。土壤処理としては、基礎(構台下)および東石周辺にアリデン(〇倍液を散布し)一メートル当り一と二・五リットル使用。浸漬処理は主として構造材である一階各柱、根太材をアリアンチ剤を用い、浸漬槽に約三十分浸し、その他の各階の木材(建築、野地板を含む)はアリアンチ剤を二回塗布し(平方メートル当り〇・二五リットル)仕口、燕手等も人念に行なつた(写真第三二五図と第三二八図参照)。

ハ、葵紋の製作および漆塗

各重破風の鯉魚および兎の毛通しには、六葉部分に木製葵紋の黒漆塗が取付いたが再用に耐えなかつたので全部新作了。

葵紋本体は檜製とし、千鳥破風は外径一七・四センチメートル、唐破風は径一七センチメートル、三重妻部は径一五センチメートルのもので、見本、図面により作製した。

表面は全体を黒漆塗としたが、紋の彫刻後、ペーパーをもつて本地裏面の整形した後、本地固め、剃摩、傷締、繕い研ぎ、下地固め、同研ぎ、捨中塗り、同研ぎ、中塗り、同研ぎ、黒上塗仕上げとした。

同紋は各懸魚取付位置に大入れとし、側面の漆喰による見え隠れ部より釘打ちに止めた。

ニ、金 具

一階出入戸戸の戸戸引手金具は現状のものを新たにし、収金物、海老屋、窓戸戸

戸塚金具は同城月見櫓のものを参考とし、鉄鋼の原取付のあふり止め金具は高知
守のものにならない作製した。

九、避雷針工事

避雷工事として檐に避雷針を新設した。同工事は日本工業規格 JIS A 4201 に適合するものとし、避雷導線は大棟雁振瓦上に沿わせた導線（端部は軒部に沿わせて立上げ）より、下り棟、隅棟、三重軒先に布設し、軒先より西側および北側との一本の引下導線に連結させ、各重の軒先部は広木舞前面にビス止めによる黄銅製支持金物によつて取付けた。

避雷網は $60\text{m}^2 / \text{m}^2$ ($2\text{m} / \text{m} \times 19$ 本撃り) を用い、棟の導線留金物は、黄銅帯

($25\text{mm} / \text{m} \times 3\text{mm} / \text{m}$) をもつて約一メートル間隔に被覆瓦に堅固に取付けた。

地下導線のうち、一重軒より地上までは黄銅管 ($40\text{mm} / \text{m}$) にて養生し、かつ皆内にビニール管を挿入して建物との絶縁をはかつた。

また、地上一メートルまで、下方三〇センチメートル角のコンクリート台を設置して保護管下部を固定し、コンクリート台中に金属製ボックス（扉付）を嵌込み、この中で単独に接地抵抗を測定できるよう接続端子を設けた。

接地電極は各引下導線毎に厚一・五ミリメートル角の鋼板を埋設し、導線を半田付に接続させた。同電極は西側は割合常水面が高く、地下三メートルとしながら、北側は土壌上のため常水面が低いと思われたので、約一メートルの長さの補助棒三本を浦い、なお、電極の防錆のため一カ所に木炭三俵ずつ用いた。

工事終了後、四国電力株式会社高松営業所による接地抵抗の検査を行なった結果は、次のとくであった。

一、工事終了日

昭和四十二年五月十五日

二、測定点検日時

昭和四十二年五月十七日

天候晴

三、測定点検場所

高松城艮櫓避雷針

四、測定結果

良

接地抵抗 北側（土壌上） 三・四Ω
西側（平地） 六・五Ω

第一章 実施工工程表

（一）工事日誌抄

昭和四十一年十月一日

工事着手

昭和四十一年十一月十七日

良機解体式

昭和四十一年十一月二十三日

解体着手

昭和四十一年三月十九日

移転終了

昭和四十一年四月二十五日

石垣工事着手式

昭和四十一年十月二十八日

上棟式

昭和四十一年九月八日

素屋根解体終了

昭和四十二年十月二十四日

竣工式

工種	日	年月日	着手事務	施工事務	施設工事	解体工事	保存工事	作業記録	調査在庫	製品	準備	着手事務	施工事務	施設工事	解体工事	保存工事	作業記録	調査在庫	製品	準備	着手事務	施工事務	施設工事	解体工事	保存工事	作業記録	調査在庫	製品	準備		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
基礎工事	(基礎用足場建設を含む)	同	解体及び移転工事	解体工事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
石垣積工事	石垣積工事	同	基礎工事	基礎工事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
礫石搬付	礫石搬付	同	石垣積工事	石垣積工事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
木造組立	木造組立	同	礫石搬付	礫石搬付	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
修理組立	修理組立	同	木造組立	木造組立	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
軒廻り木造組立	軒廻り木造組立	同	修理組立	修理組立	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小屋組立	小屋組立	同	軒廻り木造組立	軒廻り木造組立	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
瓦搬入	瓦搬入	同	小屋組立	小屋組立	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
瓦搬入	瓦搬入	同	瓦搬入	瓦搬入	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
壁土搬え	壁土搬え	同	瓦搬入	瓦搬入	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
荒打及び下地	荒打及び下地	同	壁土搬え	壁土搬え	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大直し	大直し	同	荒打及び下地	荒打及び下地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
白漆喰下塗	白漆喰下塗	同	大直し	大直し	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
内漆白漆喰下塗	内漆白漆喰下塗	上塗	白漆喰下塗	白漆喰下塗	上塗	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

第二章 工事費

監理工事	建具、鏡、漆喰塗喰仕上	四・七・三	四・四・二	四・一・七	四・一・八	四・一・九	四・一・十	四・一・十一	四・一・十二	四・一・十三	四・一・十四	四・一・十五	四・一・十六	四・一・十七	四・一・十八	四・一・十九	四・一・二十	四・一・廿一	四・一・廿二	四・一・廿三	四・一・廿四	四・一・廿五	四・一・廿六	四・一・廿七	四・一・廿八	四・一・廿九	四・一・三十
板設物撤去	避雷針工事	四・八・三	四・四・三	四・一・七	四・一・八	四・一・九	四・一・十	四・一・十一	四・一・十二	四・一・十三	四・一・十四	四・一・十五	四・一・十六	四・一・十七	四・一・十八	四・一・十九	四・一・二十	四・一・廿一	四・一・廿二	四・一・廿三	四・一・廿四	四・一・廿五	四・一・廿六	四・一・廿七	四・一・廿八	四・一・廿九	四・一・三十
板設物撤去	跡片付	四・八・四	四・四・四	四・一・七	四・一・八	四・一・九	四・一・十	四・一・十一	四・一・十二	四・一・十三	四・一・十四	四・一・十五	四・一・十六	四・一・十七	四・一・十八	四・一・十九	四・一・二十	四・一・廿一	四・一・廿二	四・一・廿三	四・一・廿四	四・一・廿五	四・一・廿六	四・一・廿七	四・一・廿八	四・一・廿九	四・一・三十
板設物撤去	跡片付	四・八・五	四・四・五	四・一・七	四・一・八	四・一・九	四・一・十	四・一・十一	四・一・十二	四・一・十三	四・一・十四	四・一・十五	四・一・十六	四・一・十七	四・一・十八	四・一・十九	四・一・二十	四・一・廿一	四・一・廿二	四・一・廿三	四・一・廿四	四・一・廿五	四・一・廿六	四・一・廿七	四・一・廿八	四・一・廿九	四・一・三十

第一回 支出の部
内訳
金二八〇五〇〇円
總収入額

金三三七五〇〇円

金一三九五〇〇円

金二七九〇〇〇円

金一五〇〇〇〇円

金二八〇五〇〇円

内訳
金三三四八八四七八円

金三八七〇三円

金一〇三六四七八円

金九〇三六九一五円

金二四八六八九円

共済費
災害補償費
賃貸金
需要費

雜収入金(先却代品)

工事費

金 八五、九七円
金 九六、〇二五円
金 一三一、〇〇〇円
金 八八〇、六七〇円

役務費
委託料
使用料及び賃借料
工事請負費
原材料費
備品購入費
人件事務費

着工
竣工
昭和四十年十月
昭和四十二年九月

高松城の創建
事業者 高松市
収入内訳
金 一三三、七一五、〇〇〇円
金 一、三九五、〇〇〇円
金 二、九四〇、〇〇〇円
國庫補助
香川県費補助
高松市負担金他

金三、四一二、四七三円
金 二〇九、七一円
金五、五六一、五三円
内

給料
職員手当
共済費
貸金
報償費
旅費
需要費
役務費
委託料
使用料及び賃借料
備品購入費

高松城は、また玉藻城とも称し、天正十五年に、讃岐に封ぜられた生駒雅楽守親正が、引田城・聖通寺山城と所を移し構えた後、同十六年黒田如水の助けを得て、その彌張りにより築いたといわれる。

その後、寛永十七年に四代藩主高俊が出羽国に移封せられ、一時、伊予藩主により治められたが、寛永十九年、松平頼重が入封し、本丸・東之丸・西之丸・新曲輪等を修築し規模を整えた。これより明治の魔羅まで、松平氏一代にわたり歴代藩主の居城であった。城郭はその北面を瀬戸内海に面し、特色ある水域の形態を備えている。

東之丸の建立
東之丸は、松平氏が入部後、寛永十三年頃よりおこなわれた大改修の際、新たに構えられた郭である。良櫓の築造年代については、これを証するにたる資料を得られなかったが、「小神野夜話」によると、延宝五年五月に完成されたようで、月見櫓と時期を同じくして建てられたものである。
その後の修理

今回の解体によると、創建後、間もなく軒廻りの改造があり、二重と三重の腕木を切断して補強材を挿入し、また、三重の野檻も切断、改修されたことが

第三章 重修銘板

事業概要

重要文化財高松城東之丸良櫓修理記
解体修理工事（旧太鼓櫓台の補強工事を含む）

都の痕跡から判明した。軒端風や千島波風もこれら取付けの状態から、この時に付加されたものと認められる。ついで安政三年には、ほとんど解体に近いまでの大修理が行なわれ、一重の軒端、窓の建具等に改造の痕が見られる。

が、全体としては当初の姿を踏襲していると考えられる。

明治末年には、屋根の葺替えと一部壁の補修が行なわれ、鉄筋の一部も張り直された。

修理の大要

修理はいったん解体し、旧太鼓檻跡に移築、組み直したが、構造形式の踏襲はもちろん、後世の改変部については、資料にもとづき可及的に当初の形式に戻復整備した。次にその大要を記す。

二、修理の大要

(一) 当檻は昭和四十年八月に、日本国有鉄道より譲渡を受け、東之丸の東北隅より旧太鼓檻跡に移築したが、旧良檻の石垣はそのまま存続した。

(二) 良檻の規模がやや大きいので、旧太鼓檻台の城内側石垣を約一メートル強張し、また、石落しの関係上建物を右に九十度回転させた。なお、石垣の濠側のはらみ出し部分は積み替えを行なった。

(三) 二・三重の軒通り、唐破風、千鳥破風等の建立直後の改変部分は現状のままとし、安政三年の改変部分のみ復旧した。

(四) 大櫻戸、鬼瓦をはじめ役瓦は、ほとんど近年補修のものであったが、純は在来のものを使用し、その他は月見櫻のものを参考として作成した。

(五) 解体前は土居蓋が施されていなかったが、今回、各重とも施工した。

現状変更

二、現状変更要旨

(一) 旧太鼓檻に移築した。

(二) 一重の補強橋を撤去し、軒廻りを旧復に復した(後述の補強橋のため)



1. 宽政七年范書（二階北側唐破風棟 割號斗瓦）

寛政七年四月廿七日

五 発見物資料

昭和四十二年九月

工事関係者

高松市長

三宅徳三郎

国東熙太

前高松市長

瀬尾充

玉葉公園事務所長

荒木吉信

岩下敏也

市川雄也

工事指導担当官(文部技官)

工事主任

南玉葉公園事務所長

荒木吉信

岩下敏也

市川雄也

(一) 軒の如き外觀であった。(二) 一・二重の隅脚木の出を整えた。(隅脚木八安政の墨書きの出が長過ぎ、三重の工法にならつた)

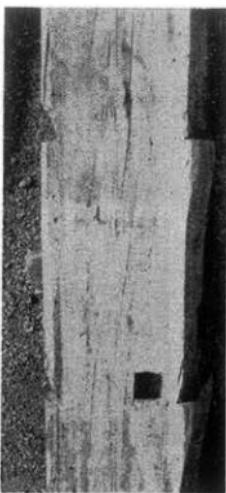
各階窓の土戸の形式を旧に復した。(旧窓枠堅挺は下方張出しであるので土戸もこれに対応させた)

以上、工事の概要を記し後質とする。

2. 安政三年墨書き（藩南面東隅より一本目側柱の西面）

安政三年
正月

立修復



3. 安政三年墨書き

（藩西南隅脇木側面）

内安政三年

辰春

御矢倉
御修復

作事奉行

北村甚右郎

大工頭

平野 京平

役人

伊藤勢三郎

國宗助三郎

塩入新三郎

左官棟梁

湯浅 清藏



4. 安政三年墨書き（藩北東隅脇木側面）

安政三年
御矢倉

御修復

掛り

口

北村甚次郎

伊藤勢三郎

棟梁

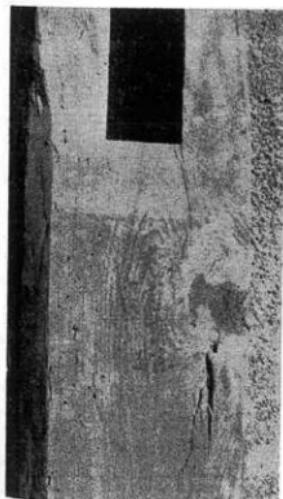
口

5. 安政三年墨書き（東側千鳥破風接木下端）

左官棟梁

湯浅清道

註 同人は(3)墨書きにより安政三年の修理の折の左官棟梁である。



6、安政三年墨書

(一階東南隅柱込桟)

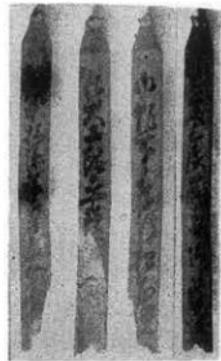
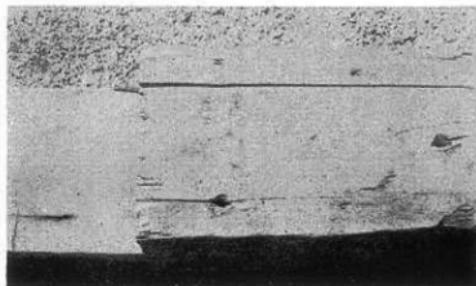
安政三年辰歳春御修復

御作奉行 松本 □

御大工頭 平野 □

漆梁指添 福永 □

7、天保十四年墨書(一階東南隅石落のうち南側横面)



8、年代不明墨書(東子島破風壁上端)

三十□分
廿三匁

四匁□分
四匁□分

□匁□分
□匁□分

六匁八分
九匁□分

十四匁□分
十七匁□分

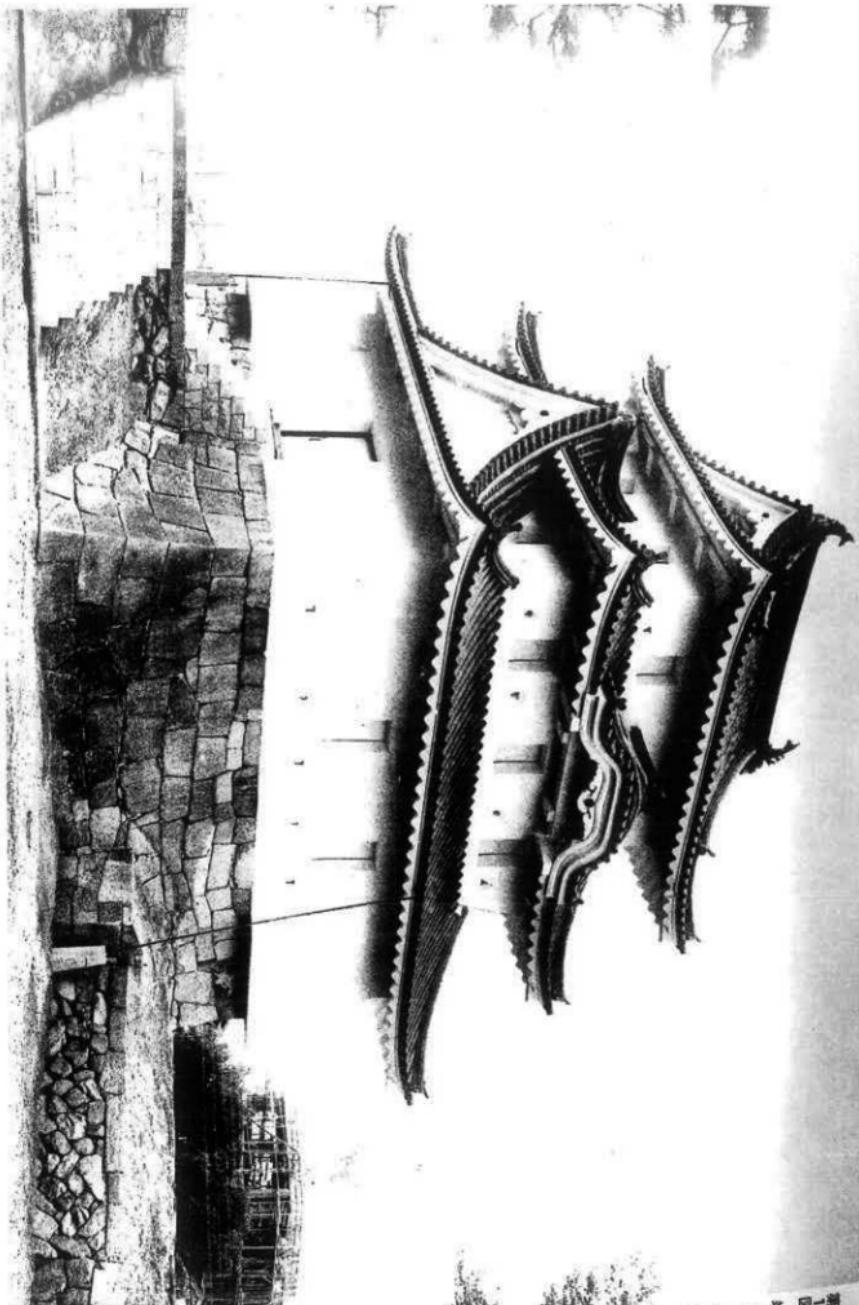
九匁□分
廿三匁

二匁七分
十五匁□分

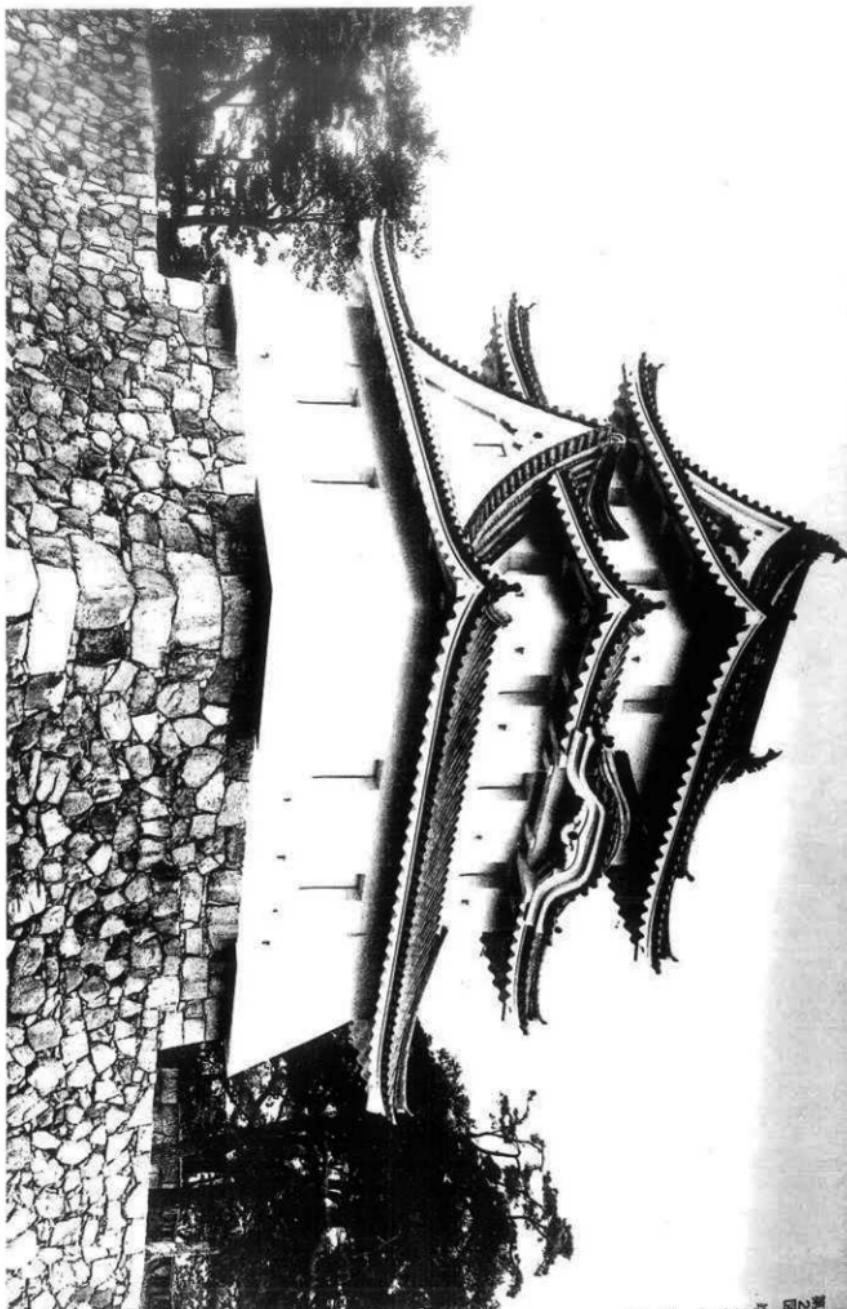
廿匁
十匁七分

五十匁
廿匁
八十七分
十五匁□分

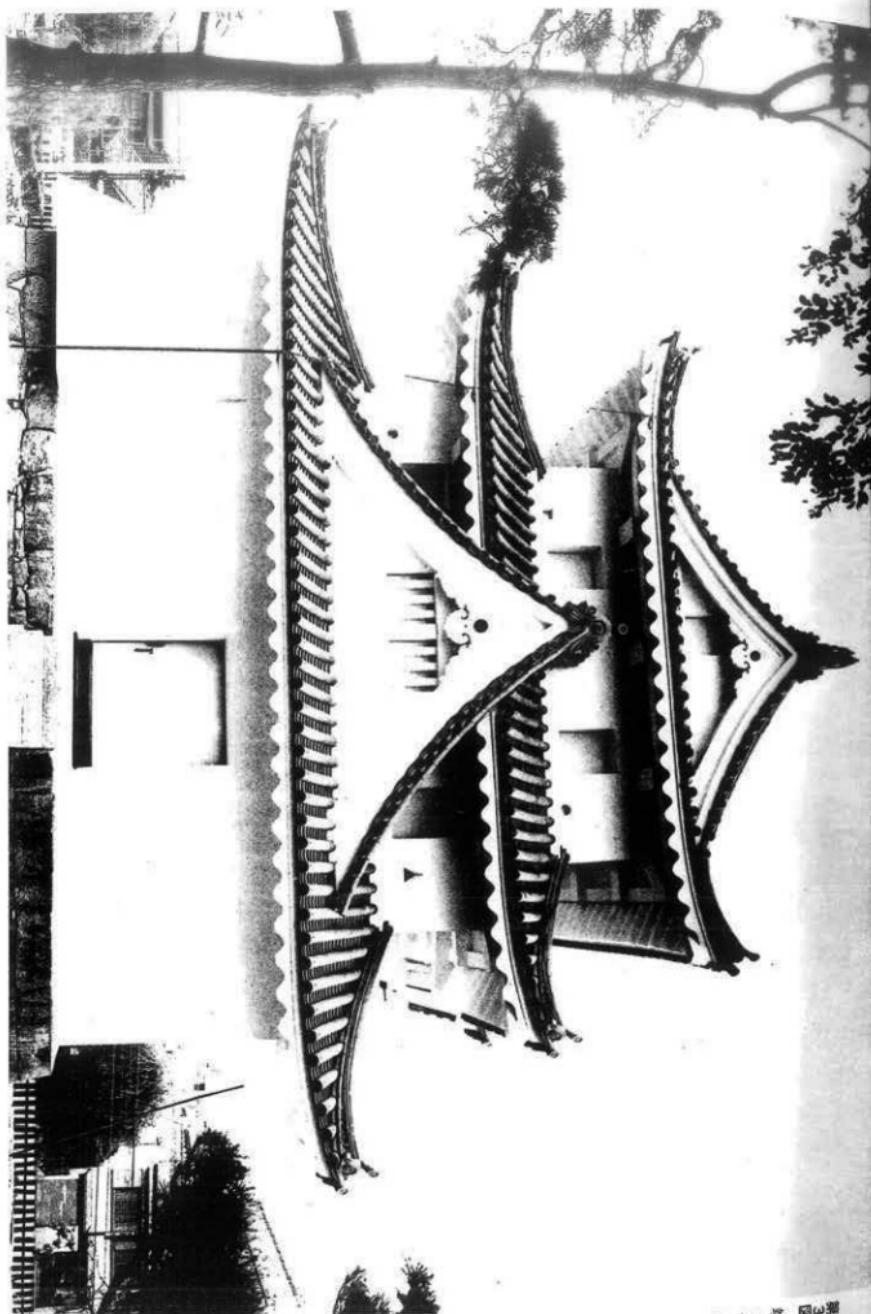
久四郎
花平
半□
久兵衛
物□
佐□
八十□



第一回 建工空影北四郎



第二圖 坡工全影湘東園



北面 條塊工圖 3

第4図 燥工東面



第5図 燥工南面

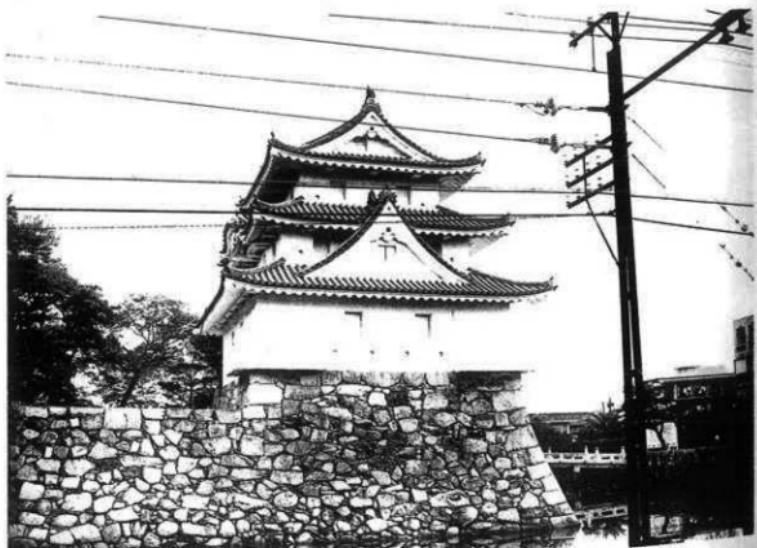


圖7 條工西側詳抽

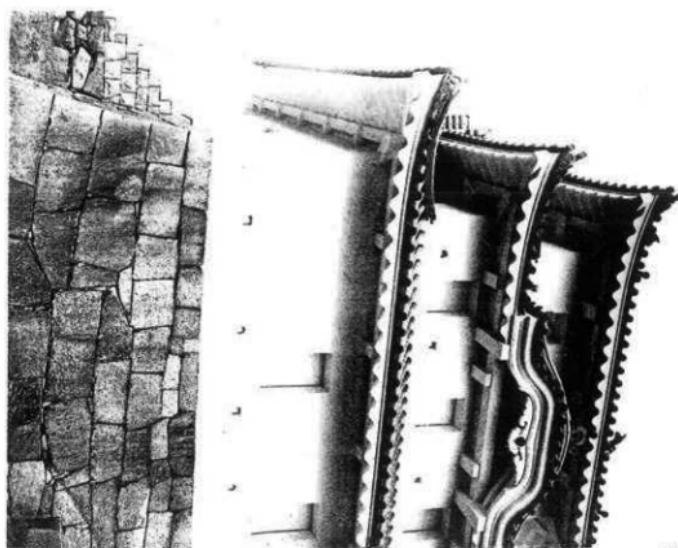
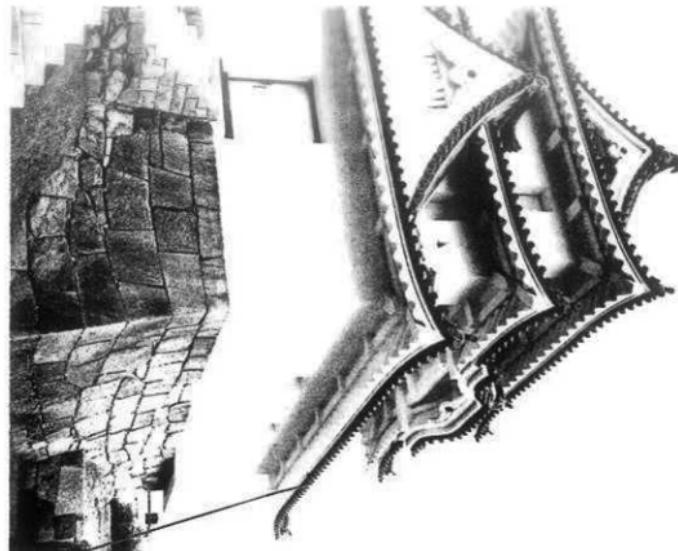


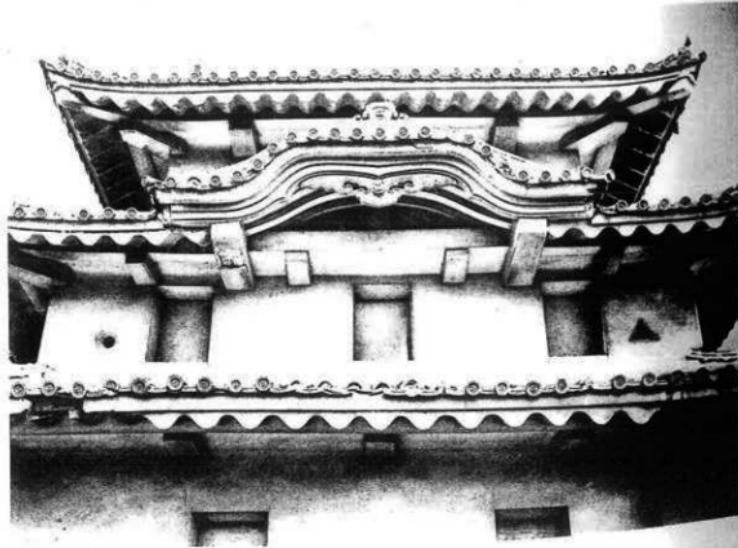
圖6 條工北西隅詳抽



第8圖 墓工西面詳圖



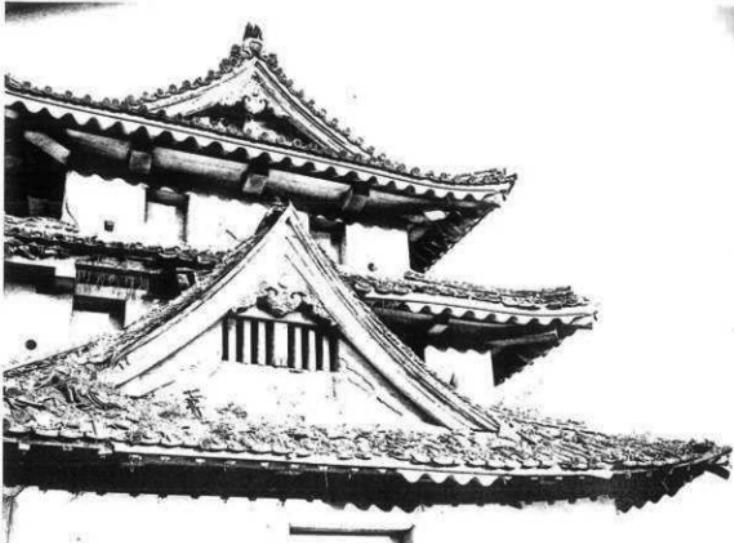
第9圖 修理前南面詳圖



第10圖 墓工北面詳細



第11圖 緣理前西面詳細



第12圖 修理前 南面(移築前)



第13圖 修理前 西面(同上)



圖 15 (回) 洋灰磚鋪地

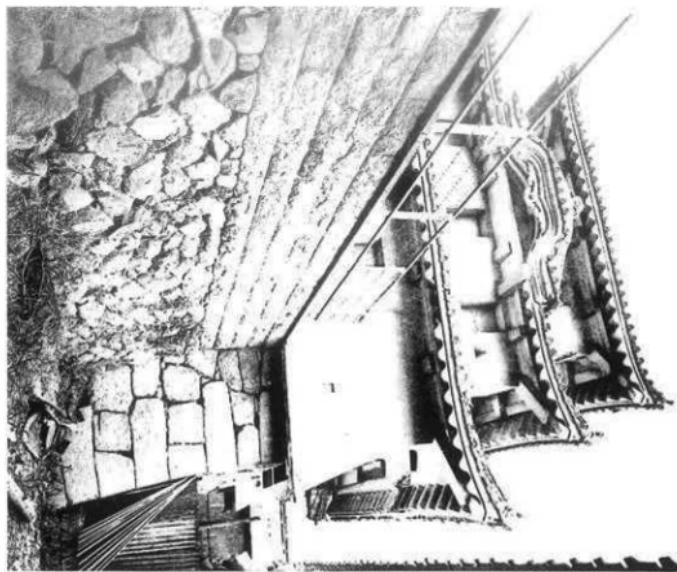
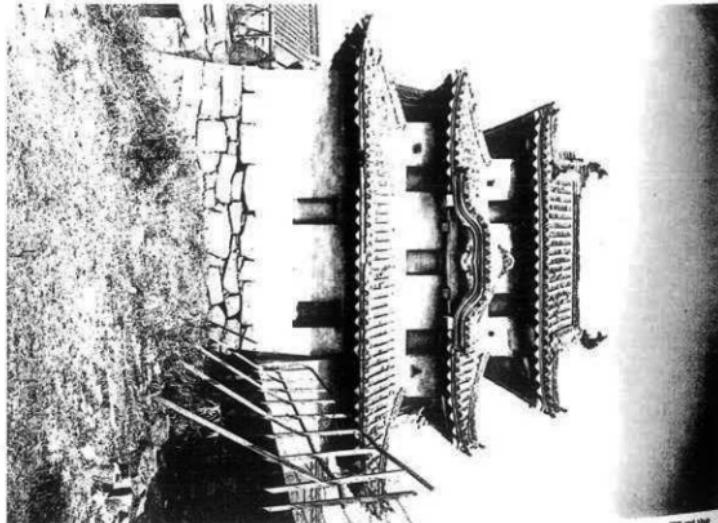


圖 16 (回) 鋼筋鋪地



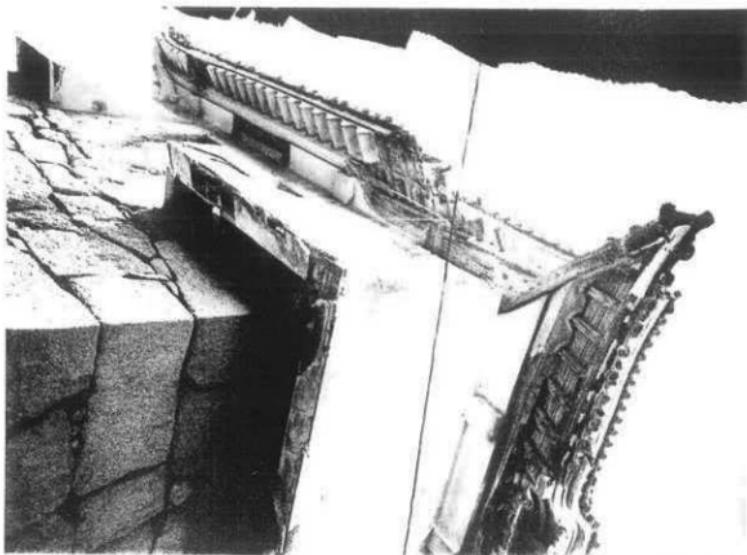
第16圖 修理前 南面(移築前)



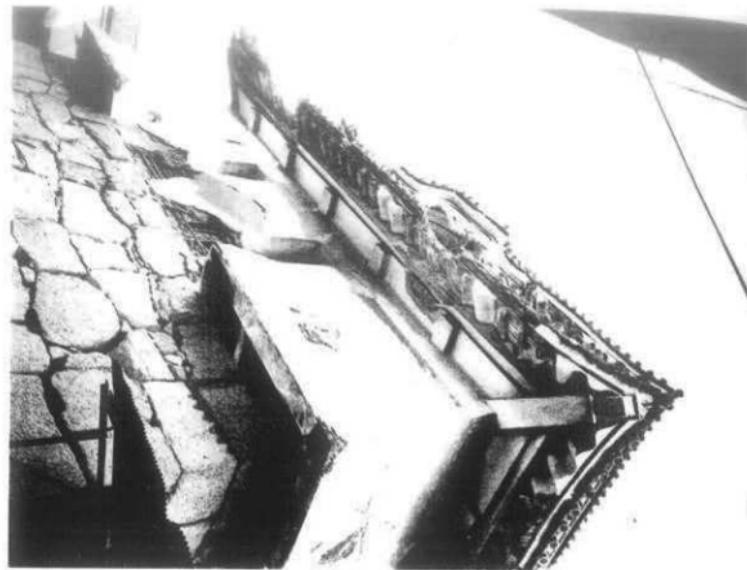
第17圖 修理前 北面(同上)



第18図 施理前 東面石落し及び軒樋り(参考地)



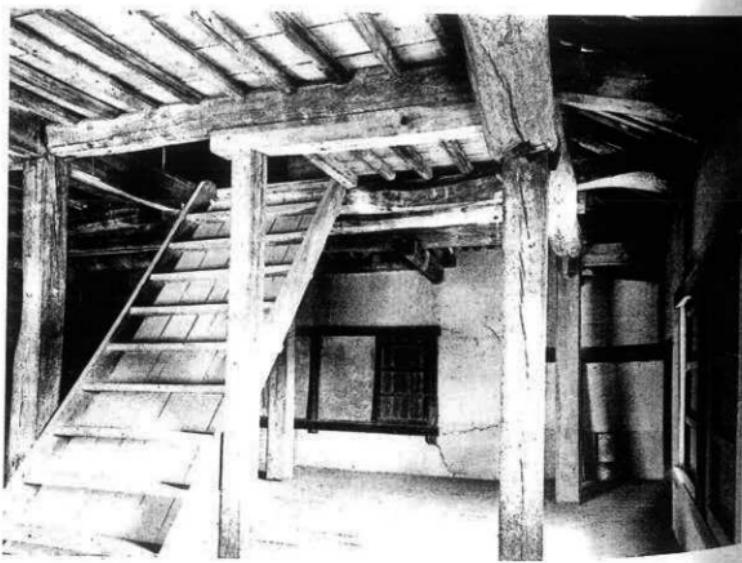
第19図 施理前 北面 石落し(参考地)



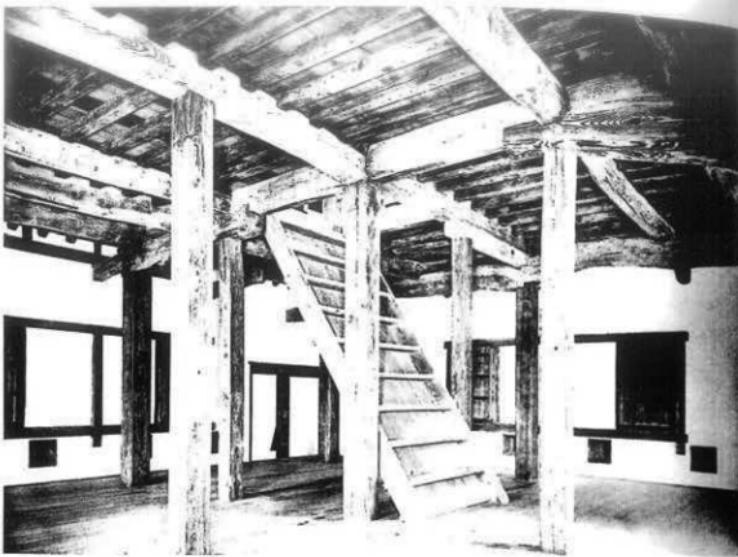
第20圖 檜木一層內部構造



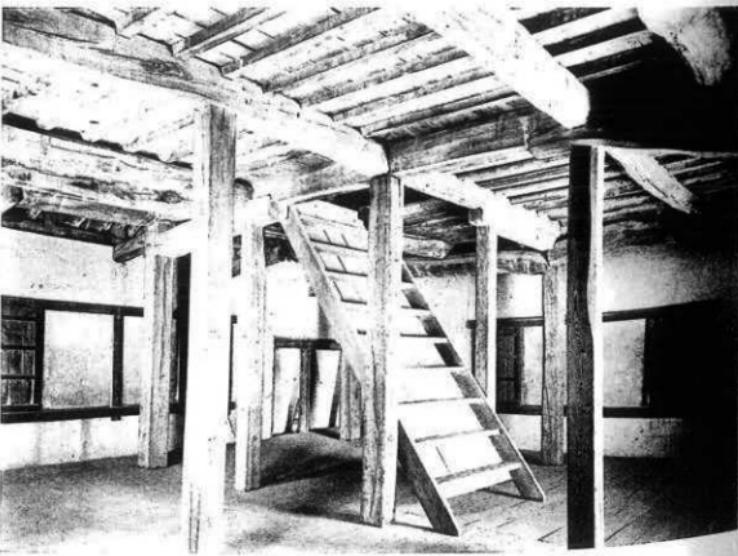
第21圖 檜木二層內部構造
上「移築前」



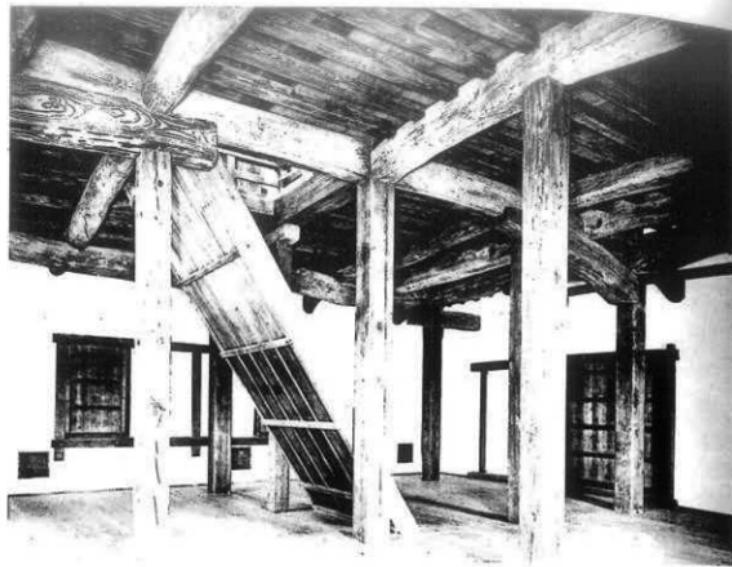
第22図 墓工一施内(西条ひき家)



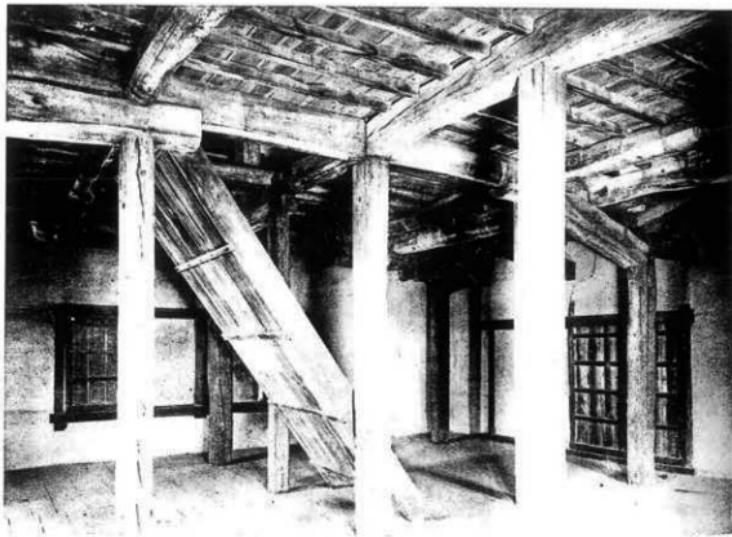
第23図 住居前同 上(林家)



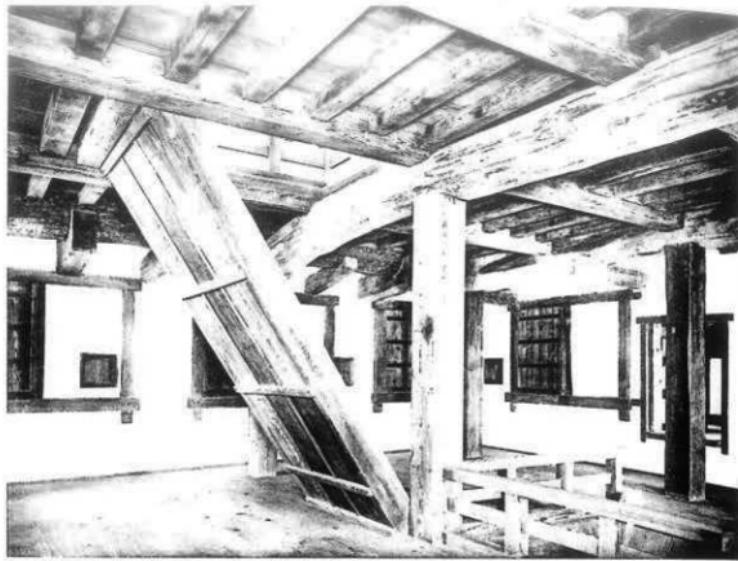
第24図 塚工一筋 内部北及び西面



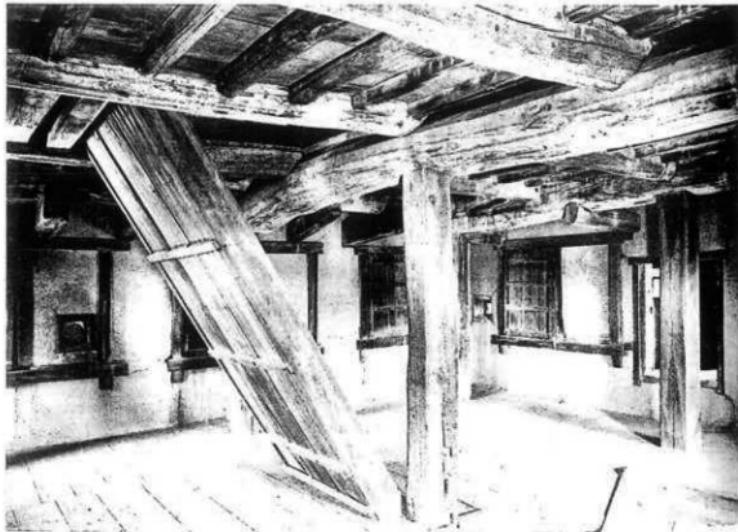
第25図 修理前 同上(移築前)

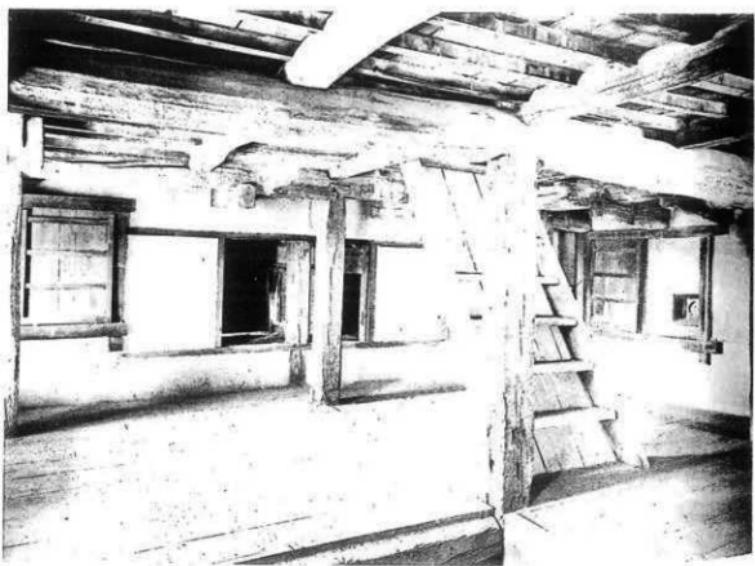
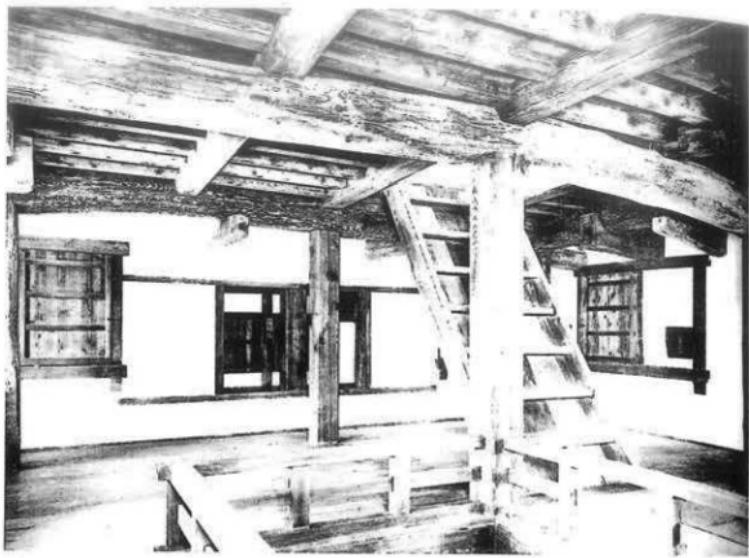


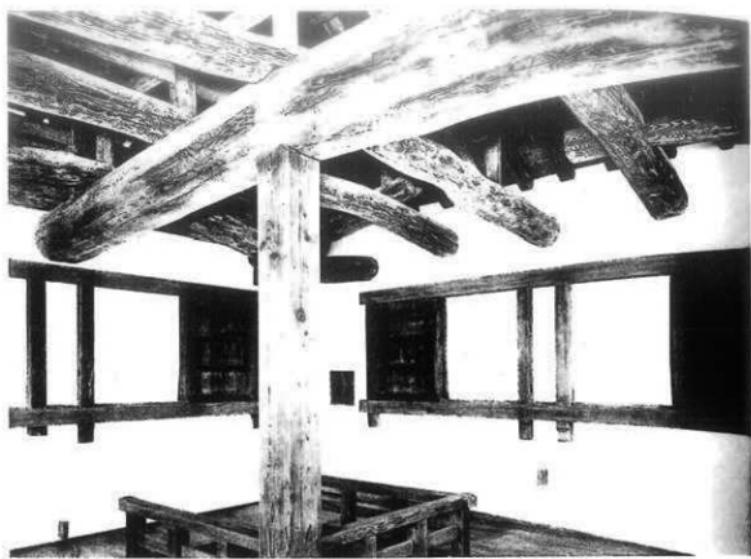
第26図 塚上二階内部(東及び南面)



第27図 修理前 同上(移築前)







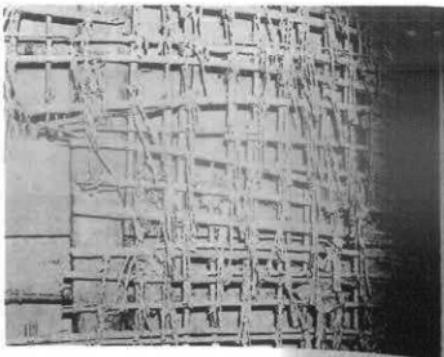
中塗仕上げ

大直し

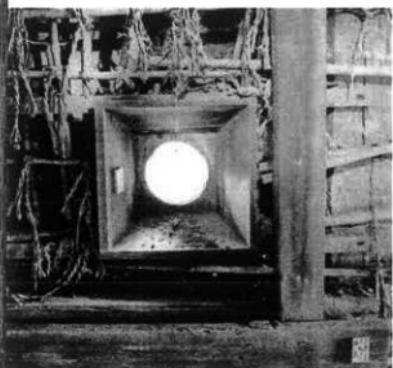
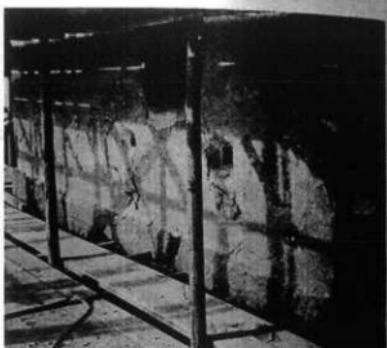
荒 壁

木舞搔

第63図 解体中 内部大壁塗装状態



第65図 二階鉄眼の塗込められていた状態

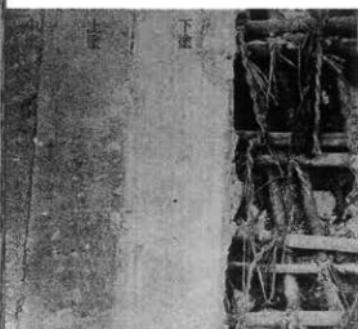


第66図 解体中 鉄眼枠の取付状態

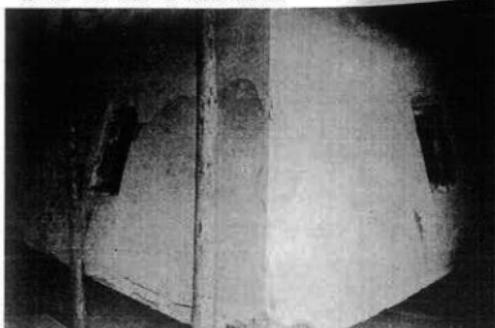
第67図 同 内部(一階は大壁部の鉄眼は除かれていた)



第68図 同 石落し部の鉄眼(北西隅)



第70図 石落し壁付状態



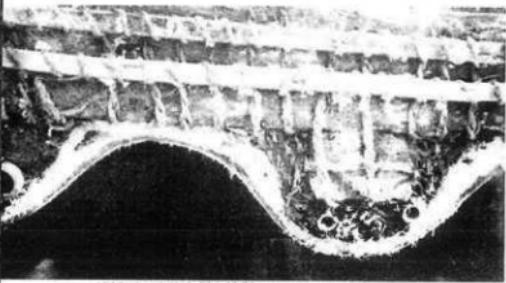
第56図 解体中 三重輪部屋根野地



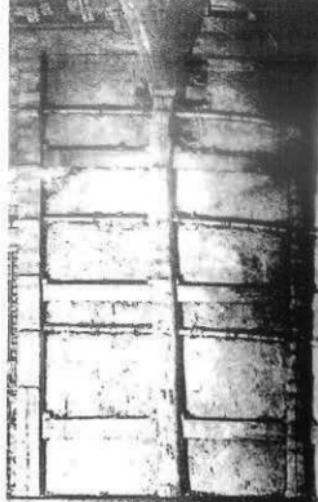
第57図 同 軒口部壁下地



第58図 同 軒揚壁付詳細



地樋下に九竹を打ち波型の下地としている



第59図 同 千鳥破風壁付状態



第41図 横行き
二重屋根瓦葺法壁



第42図 同上



第43図 同上 三重屋根瓦葺土置の状態

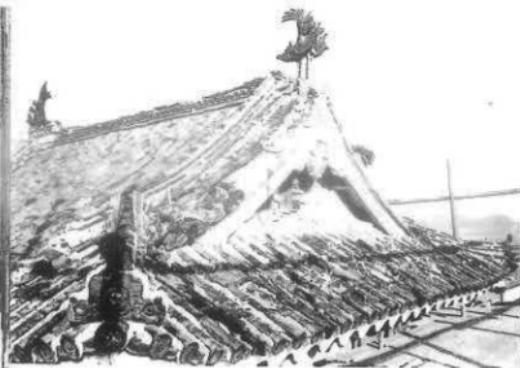


第44図 同上
唐破風屋根の谷



第45図 同上
千鳥破風屋根の谷





第35回 修理前 三重屋根



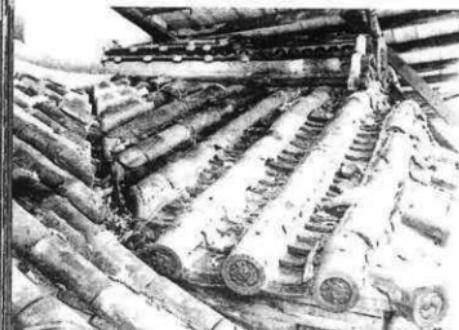
第36回 同 大棟鰐



第37回 同 二重隅棟



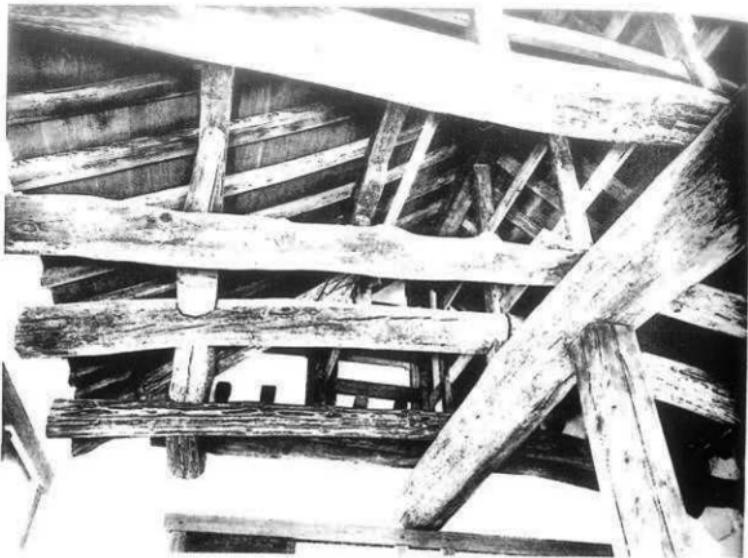
第38回 同 二重隅棟



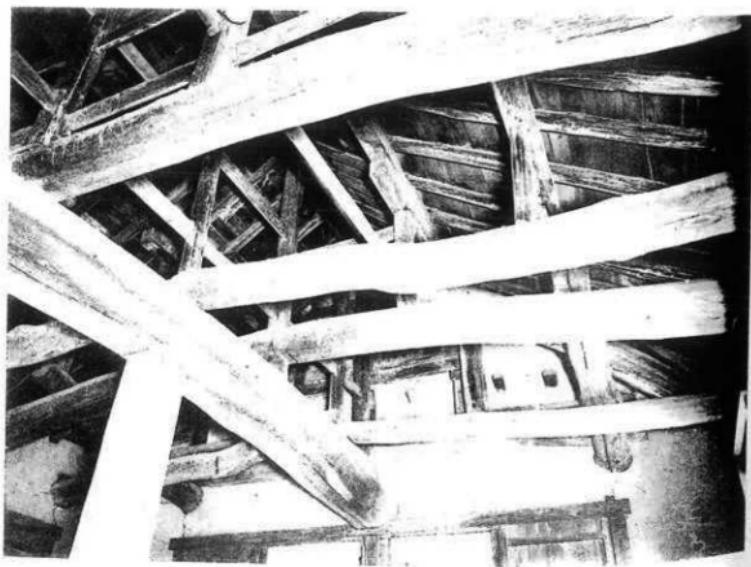
第39回 同 唐破瓦屋根



第32圖 旗工三層小屋
組



第33圖 修理前
同上

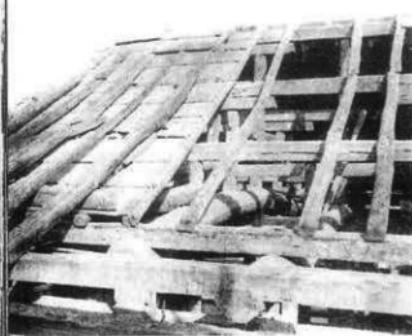


第71図 解体中

三重屋根野樋



第73図 同 化粧樋の取付状態



第75図 同 唐破風屋根野樋取付状態



第78図 同 一重軒の樋取付状態



第77図 同 二重軒隅部取付状態



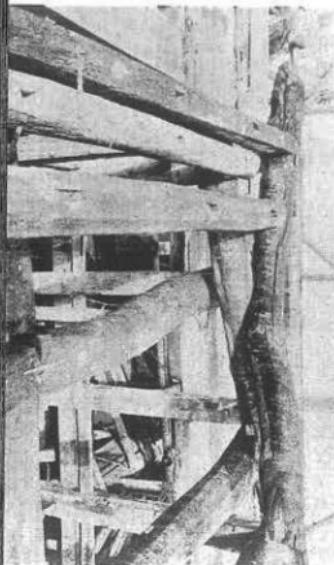


第80回 同 小屋梁詳細

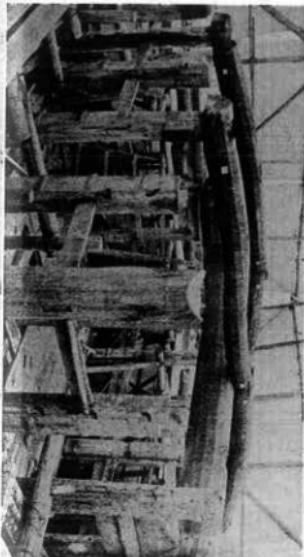
○印の梁は梁尻の端をが達されていない



水頭梁



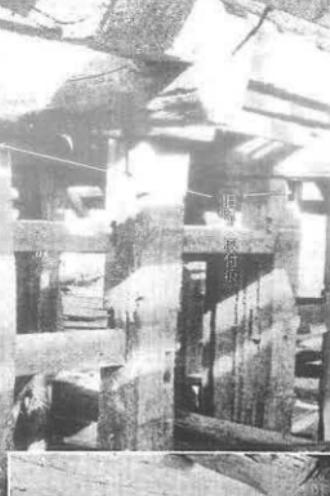
第81回 三重脚木附り(左)



第81回 三重脚木附り(右)

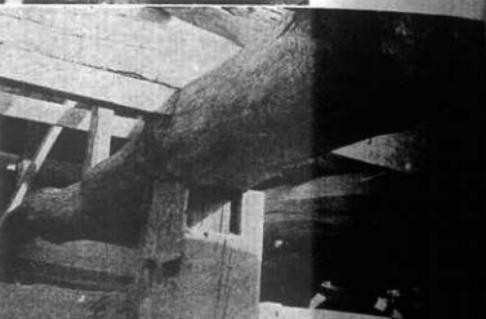


二重腕木詳細
側柱中間の角穴は使途不明



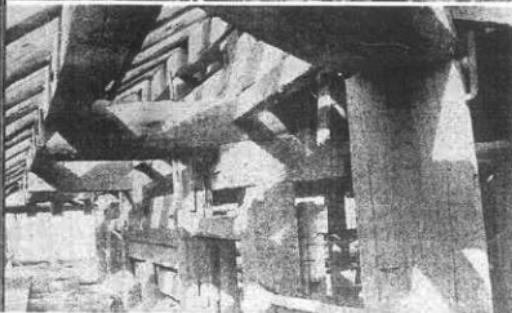
第86図 同 右

隅柱上にも柱に納入れの腕木であったものと思われる



第85図 同 旧腕木取付痕仕口

もとの腕木枠が切斷されてそのまま残されている

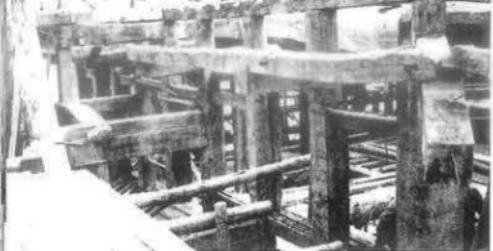


第87図 三重旧腕木の残存状態

同右

(突出部が切斷されている)

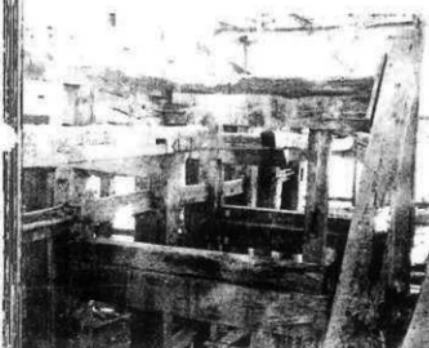




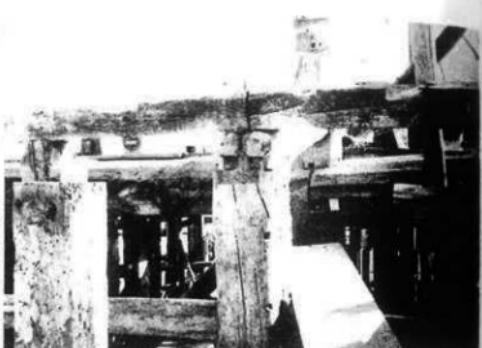
第89図 解体中 東側千鳥破風軸部



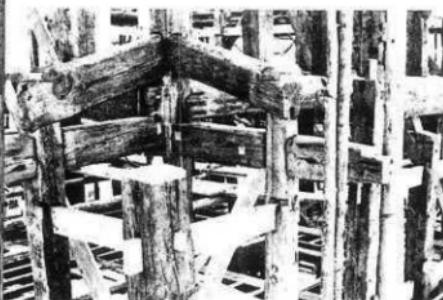
第90図 同 千鳥破風棟木納り状態



第91図 西側千鳥破風 棒木尻は駒木鼻を切断し木目欠き、金送止めにしている



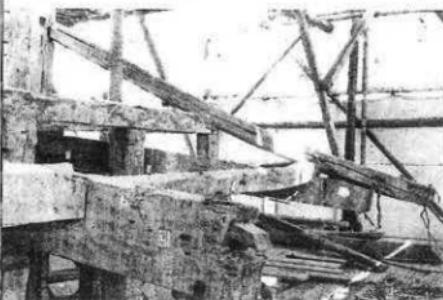
第92図 同 左 棒木取付仕口詳細

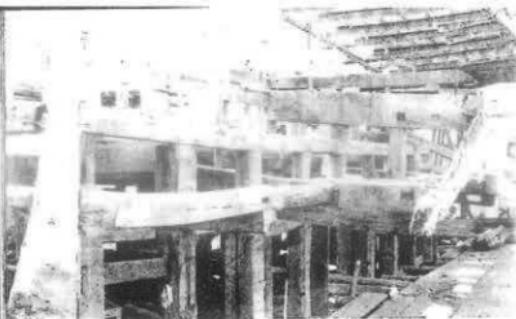


第93図
一階旧駒木柱面で切断

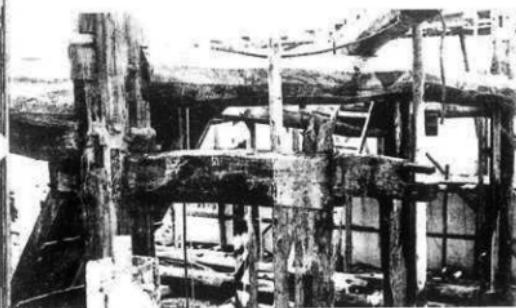
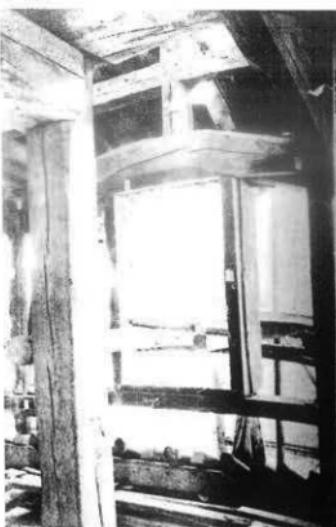


第95図
解体中
一二重隅部の納り

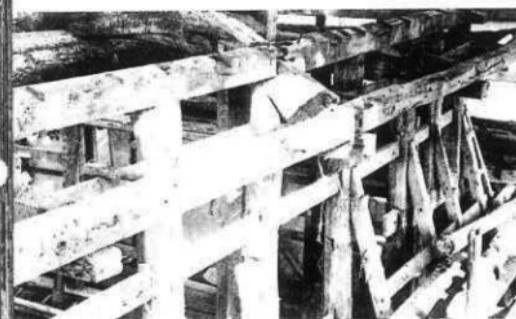




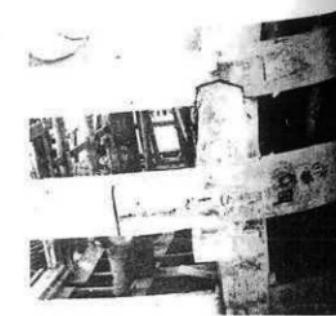
第97図 解体中 唐破風軸部



第100① 解体中 初重腕木(隅部)取付状態

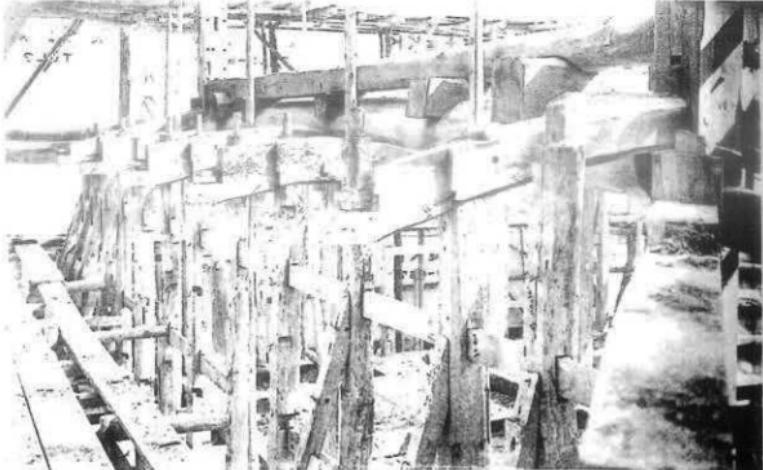


第101図 同 初重軒桁支持構造

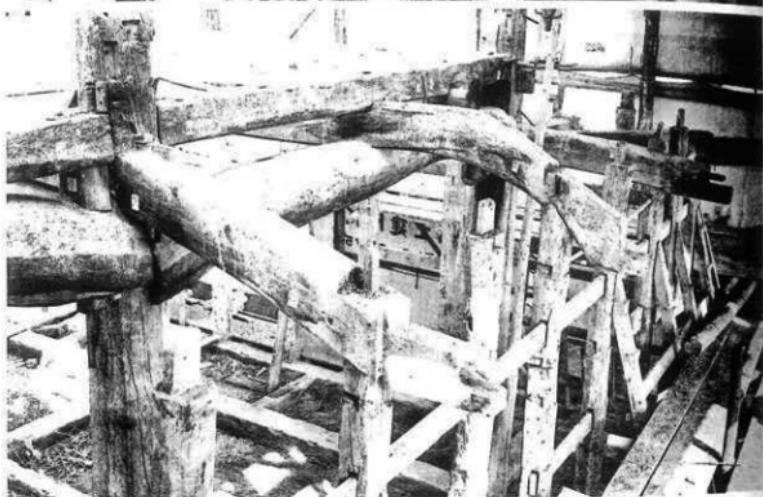


第102図 同上(左方の腕木は塗装と同一材)

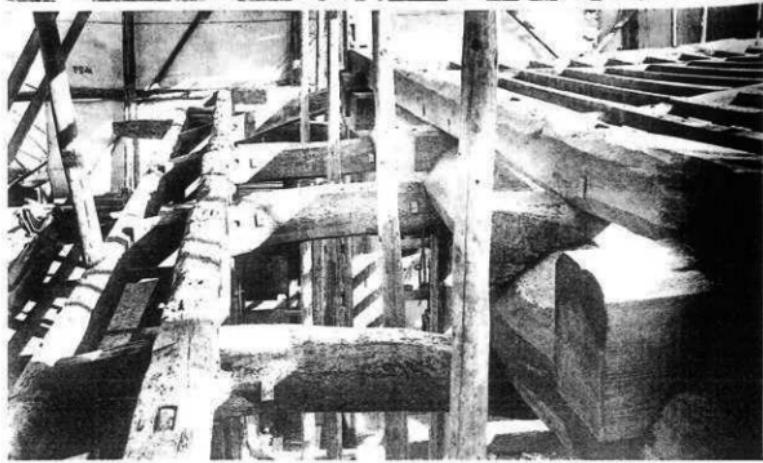
第34図 和室中
柱頭部柱頭部
材の接合方法



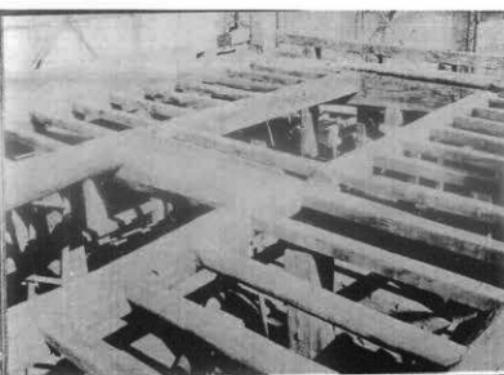
第35図 同
木取付詳細



第36図 同上



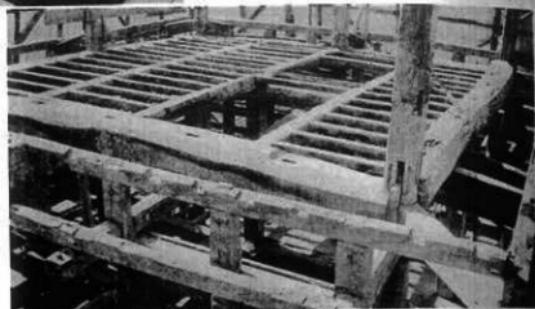
第106図 同上



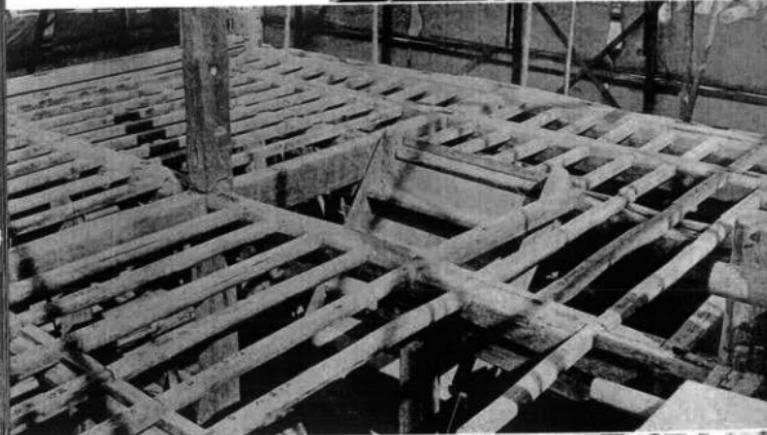
第106図 同右



第107図 解体中 三階床



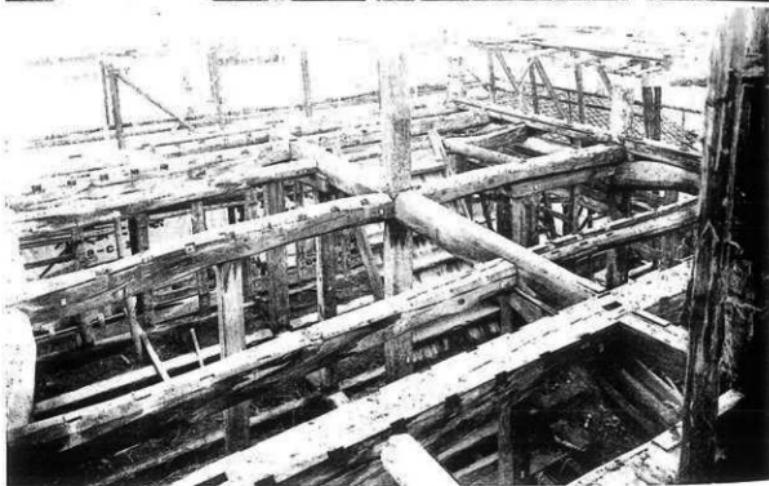
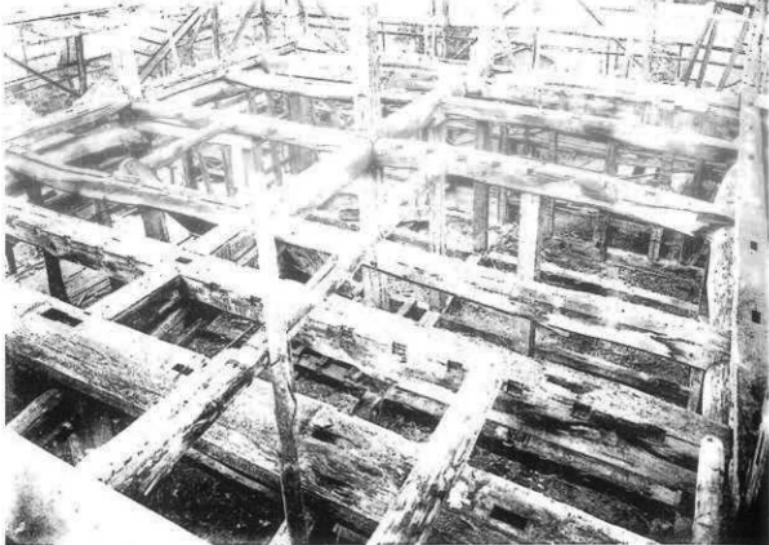
第110図 解体中 二階床



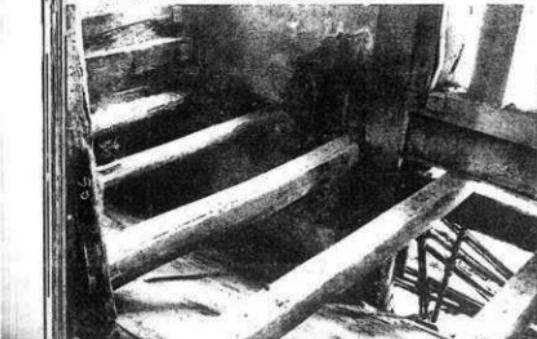
第111図 同一階床



第104図 同上



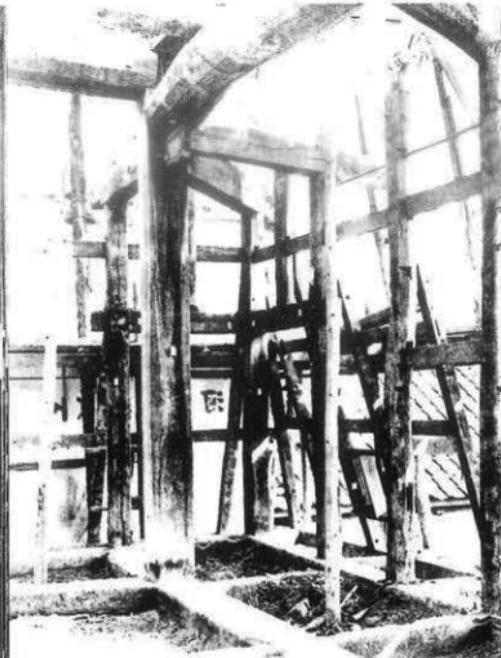
第115図 同 千鳥破風内部床板太



第114図 同 二階中央通り柱及び梁の取合せ状態



第117図 同 石落軸組内部

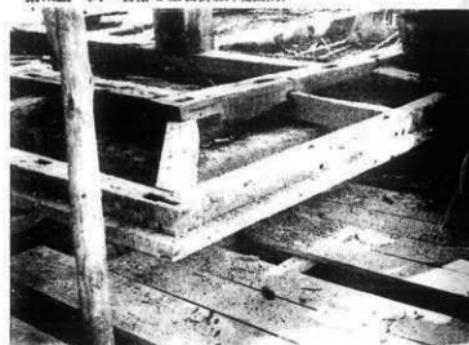


第118図 解体中 一階石落し側面

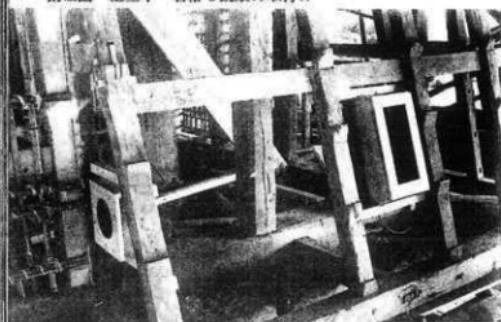
第119図 同 石落し土台詳細(北西隅)



第119図 同 石落柱上部の取付け



第120図 組立中 石落し銃眼の取付け



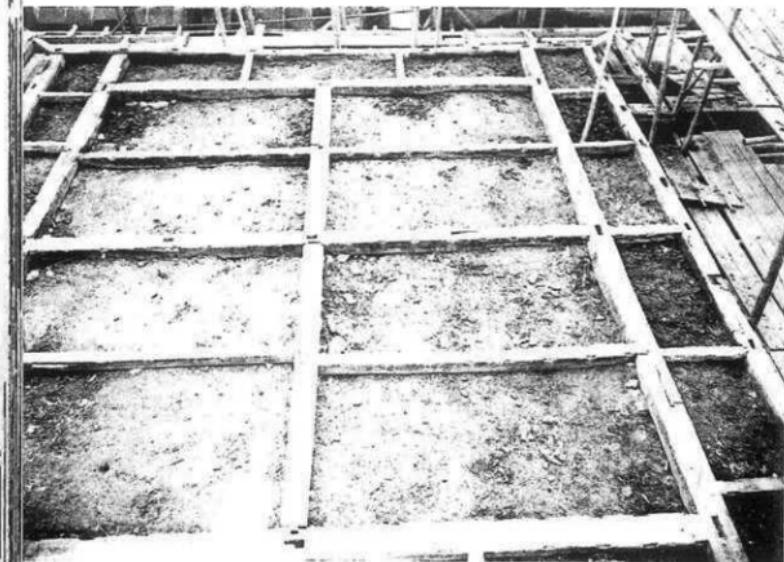
第121図 同 一階銃眼取付詳細



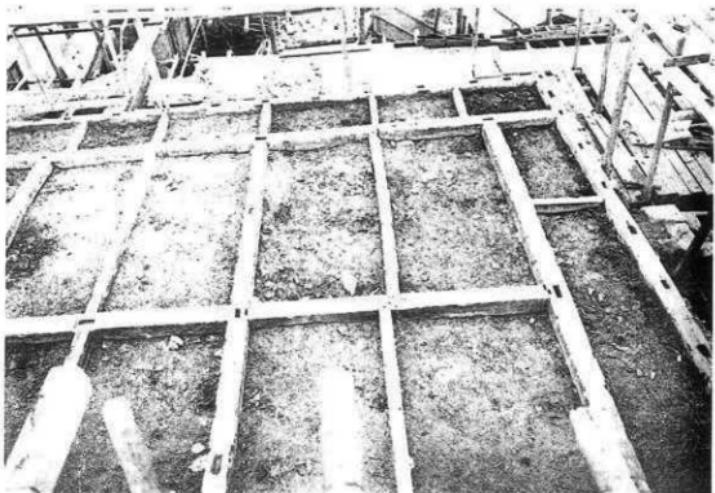
第22図 解体中
一層床板太取付状態
〔根太は後浦材〕



第23図 同
一階土管据付状態(西より見る)



第24図 同上
(北より見る)



第三圖 斧柱甲、斬柱石の状態
「南西隅より見る」



第四圖 貝塚台上の土台下砾石の状態(南東隅位置より北を見る)



第五圖 同上(南東隅より西を見る)



第129図 旧太鼓櫓古北面(拡張前)



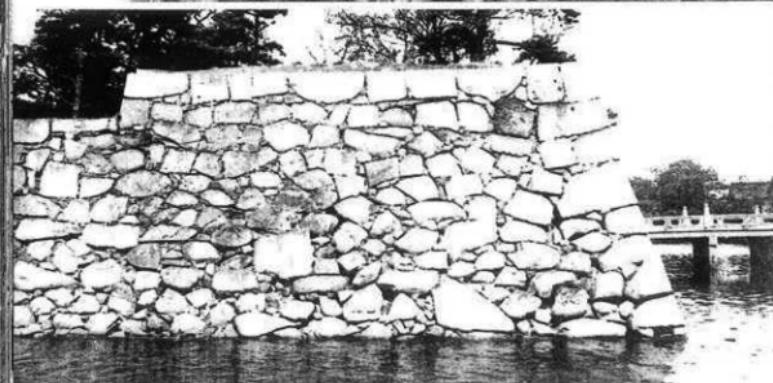
第130図 同上 西面(同)



第131図 同上 東面(同)



第132図 同上 南面(同)



第12図 旧太鼓樓上端(延張前)



第13図 同右 石垣解体中(内部は割石積)

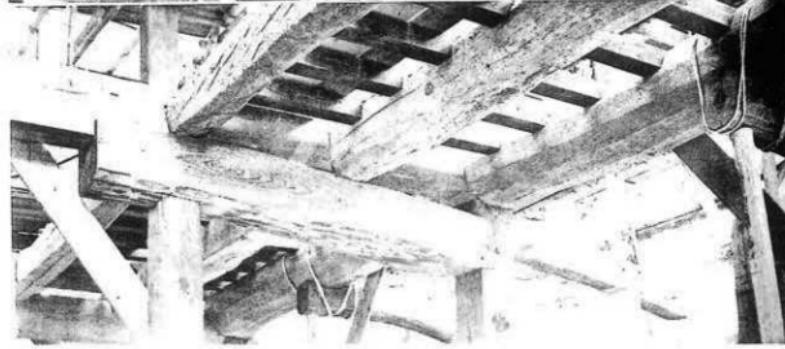
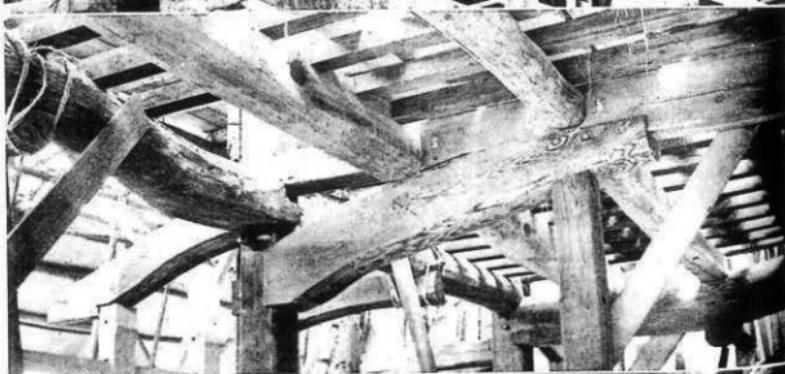
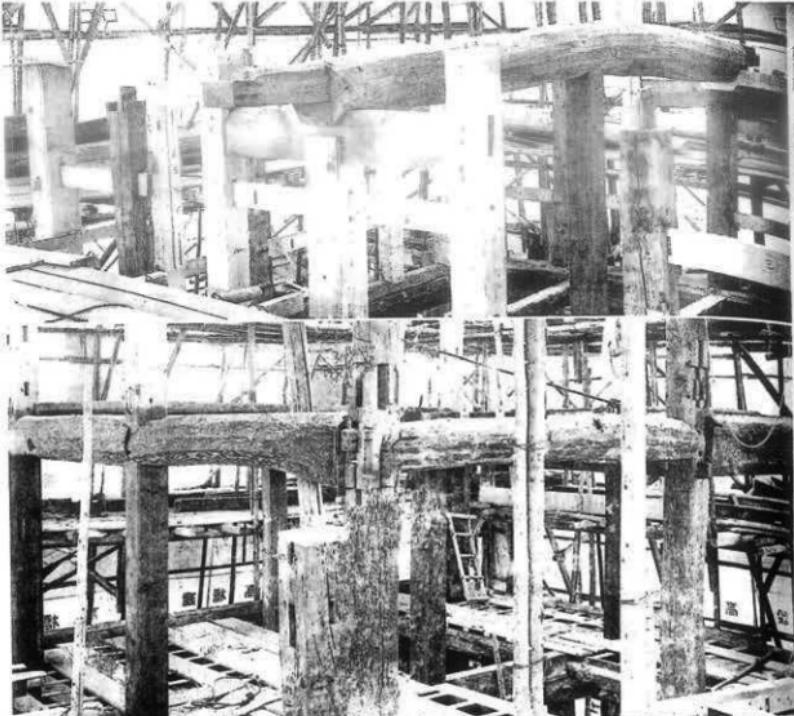


第14図 同上



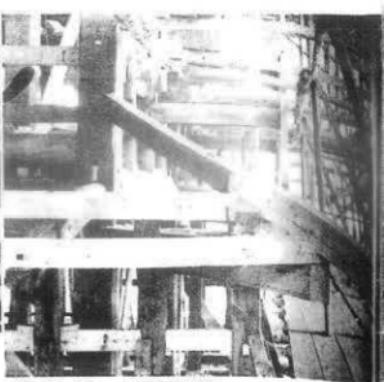
第15図 同 檜台基礎地盤(左の石垣を約1m前方に出した)



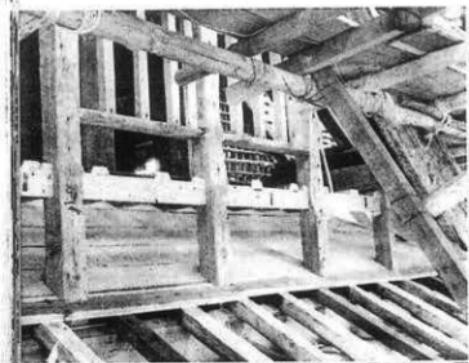




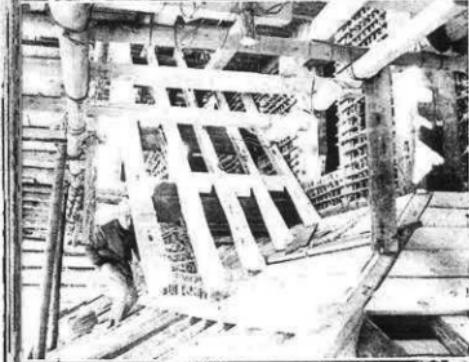
第143図 組立中 三重軒桁取付



第144図 同 二重隅木取付



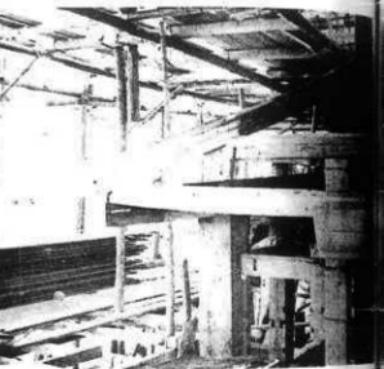
第145図 同 千鳥破風枠組及び窓



第146図 同 二層千鳥破風部木舞桟



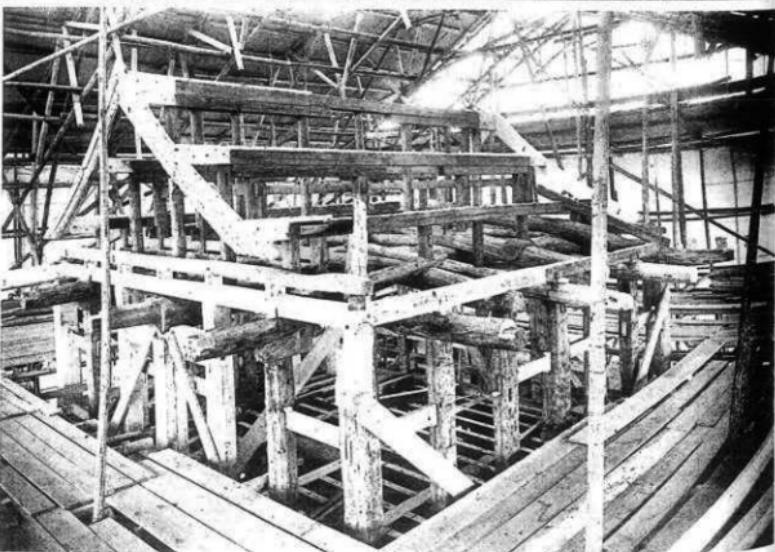
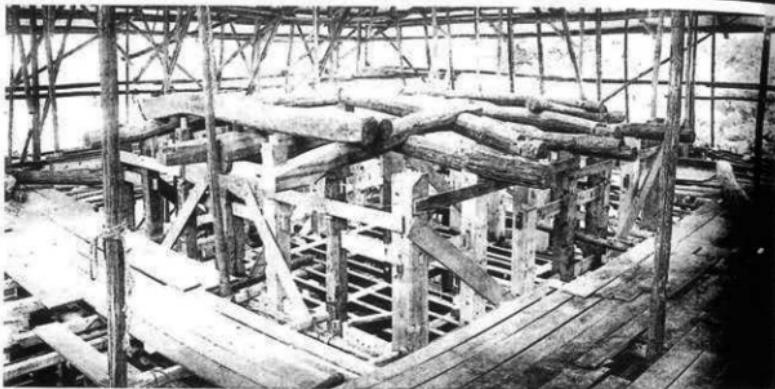
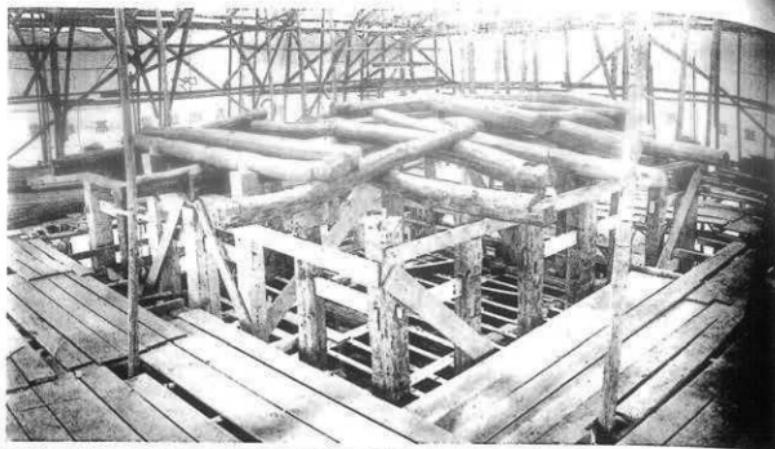
第147図 同 唐破風野地及び二重軒廻り

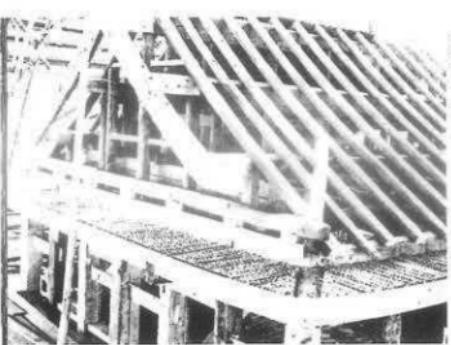


第148図 同上



第149図 組立中 千鳥破風野地

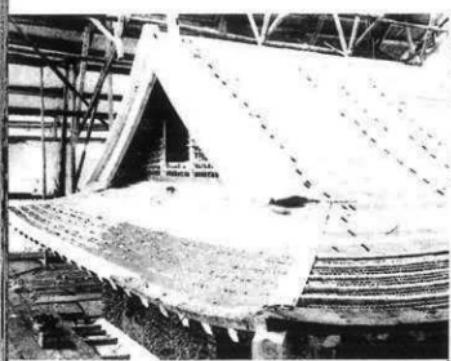




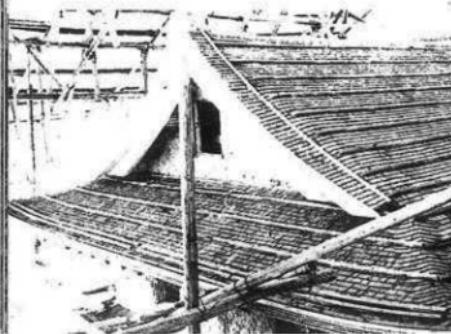
第153図
組立中
三重化粧板取付



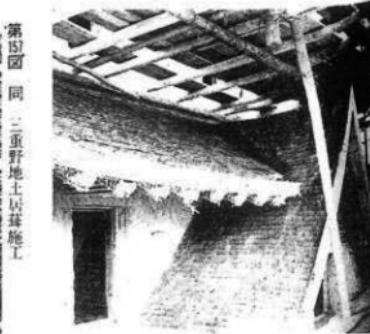
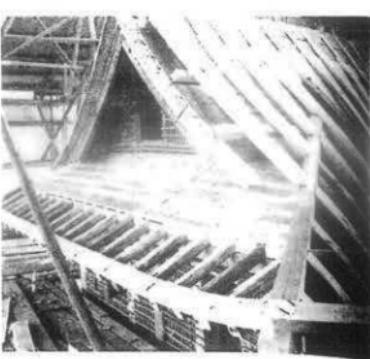
第154図
同 地檻取付

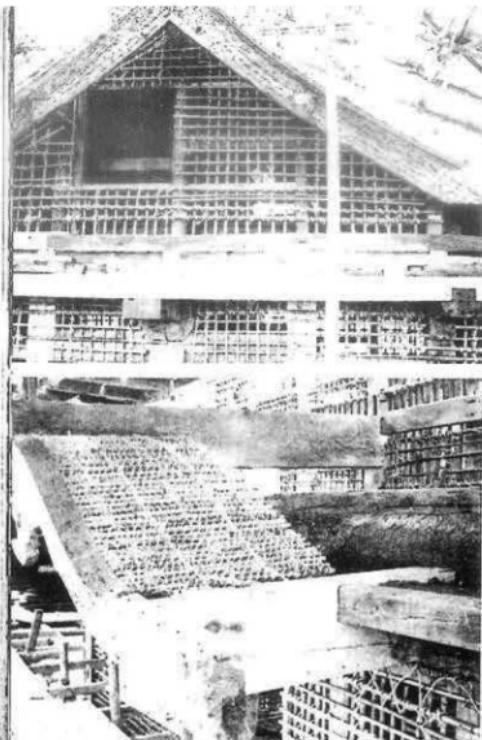
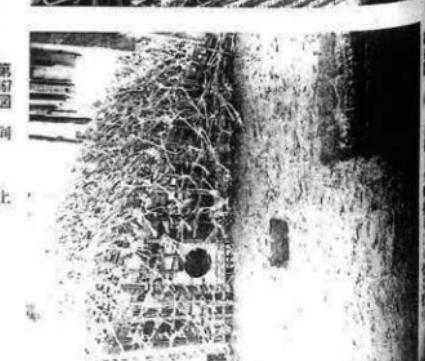
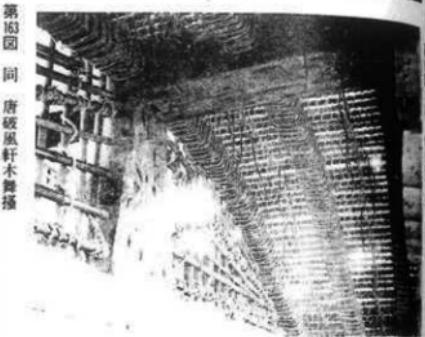


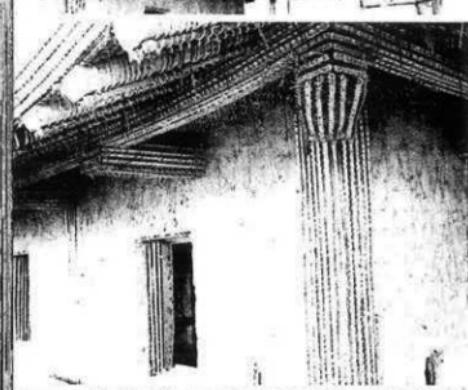
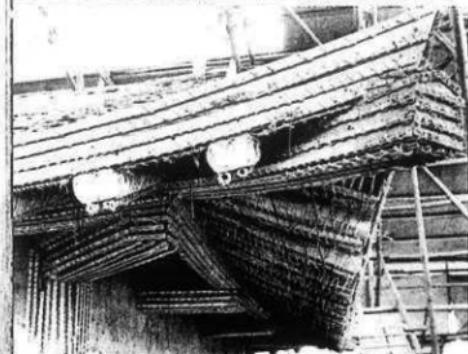
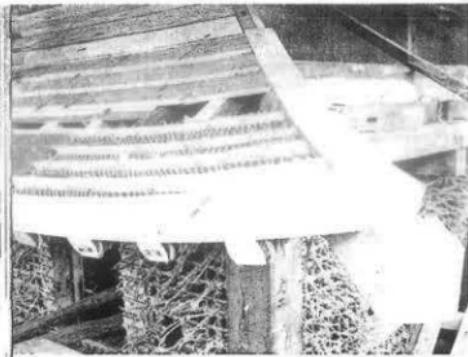
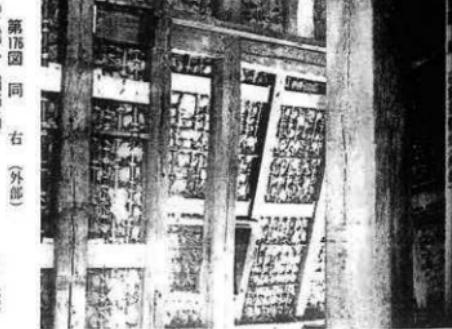
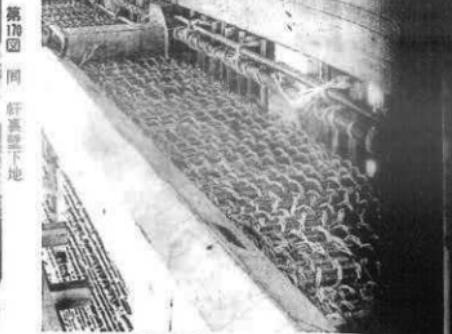
第155図
同
三重野地



第156図
同
三重野地土居葺施工



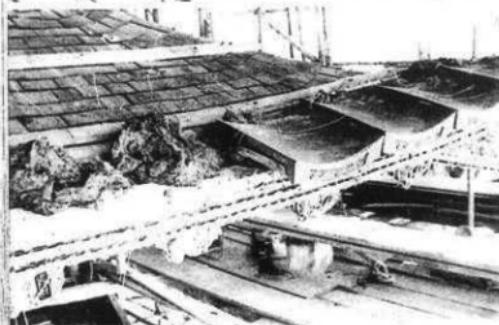




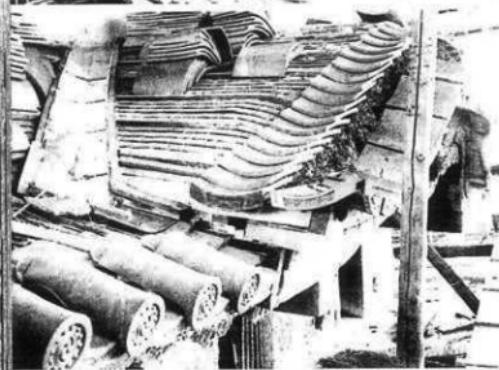
第178図 同 右端横施上中



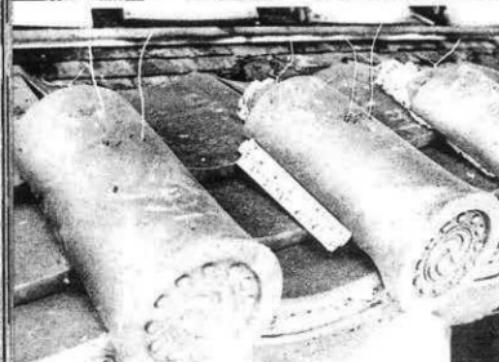
第179図 同 唐草瓦取付状態



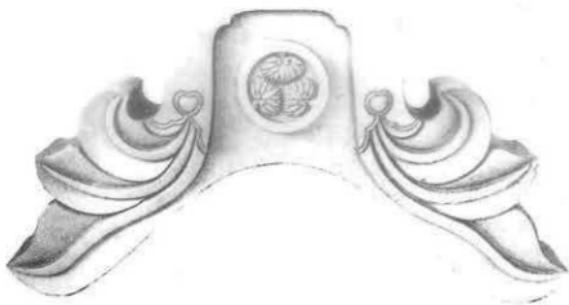
第180図 同 唐破風部の谷の施工状態



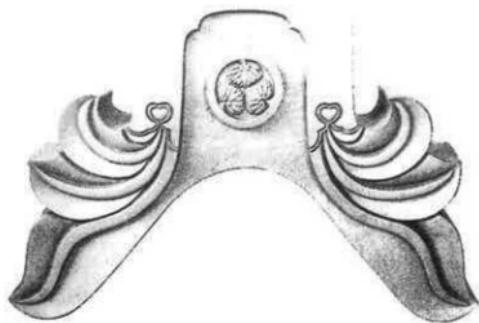
第181図 同 軒口瓦の取付状態



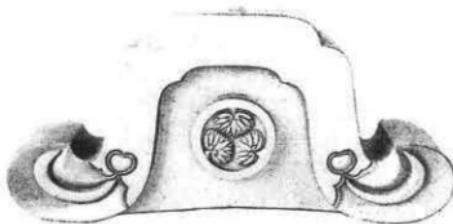
第194図 大棟鬼瓦



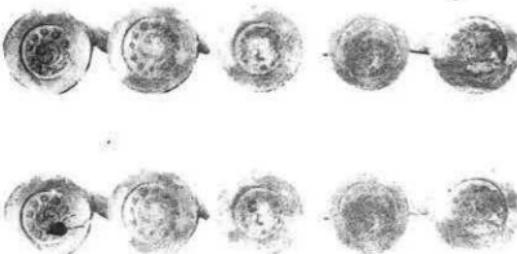
第195図 千鳥破風棟鬼



第196図 唐破風棟鬼



第197図 軒巴十種



卷瓦

第195圖 今回補足 第幾圖 同 陽唐草瓦 第94圖 同 軒巴瓦

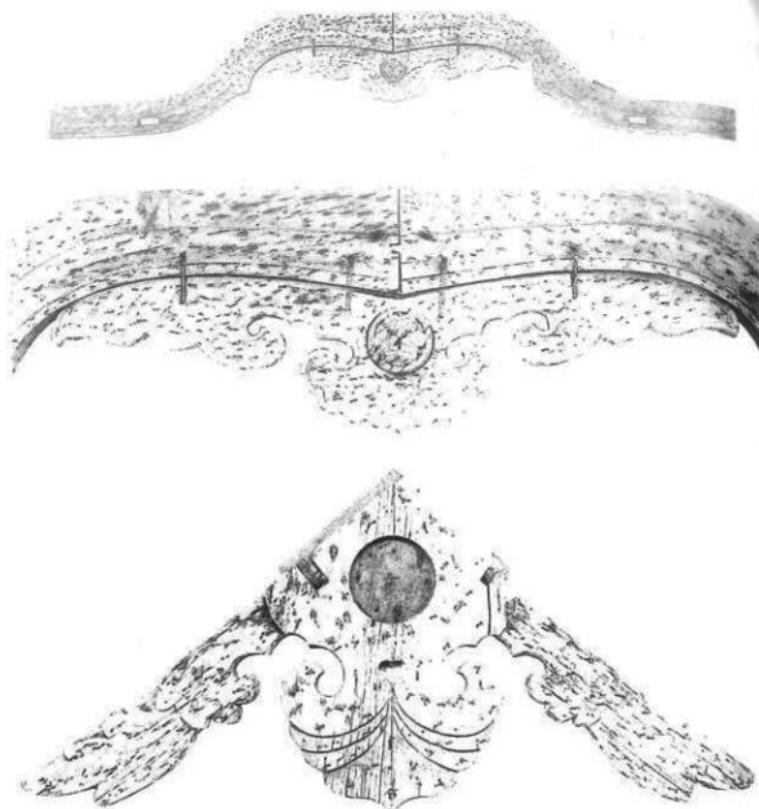


第194圖 同上

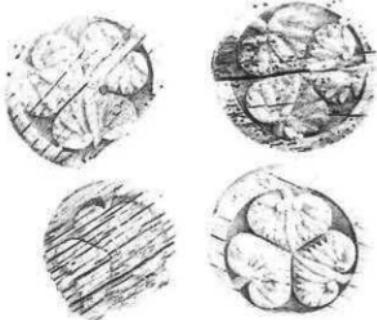
第195圖 同上

卷瓦





第23図 後補の裝紋



千鳥破風(後補)

唐破風(当初)

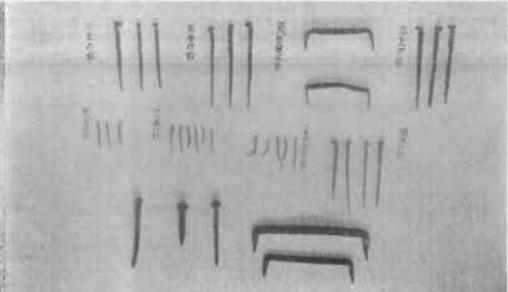
三重表(後補)



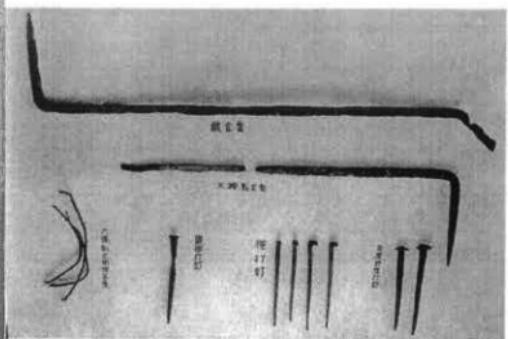
第25図 裝紋二種



第204図
金物各種



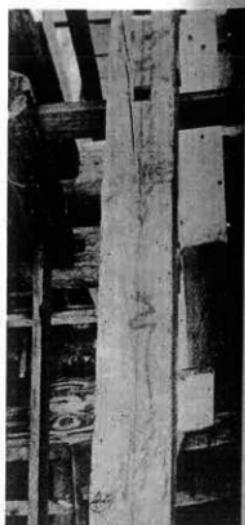
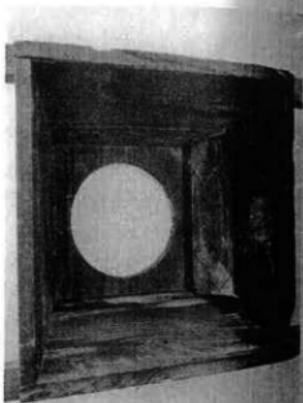
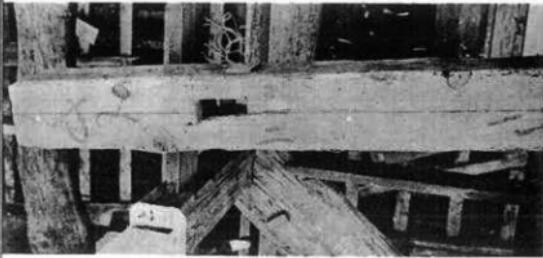
第205図
金物各種



第211図
土台墨書き 矢張外西かわ南ノはな
矢張外南かわ西ノはな



第212図
二重母屋の墨書き



第213図

現状要観資料
初重秆の離取付状態
古い種は文政の修理の際に補強棒として入れられたものである



第214図 同



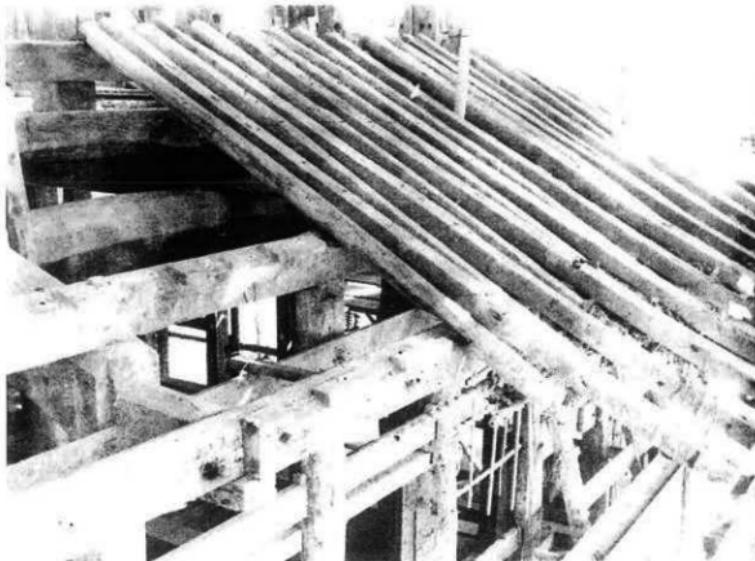
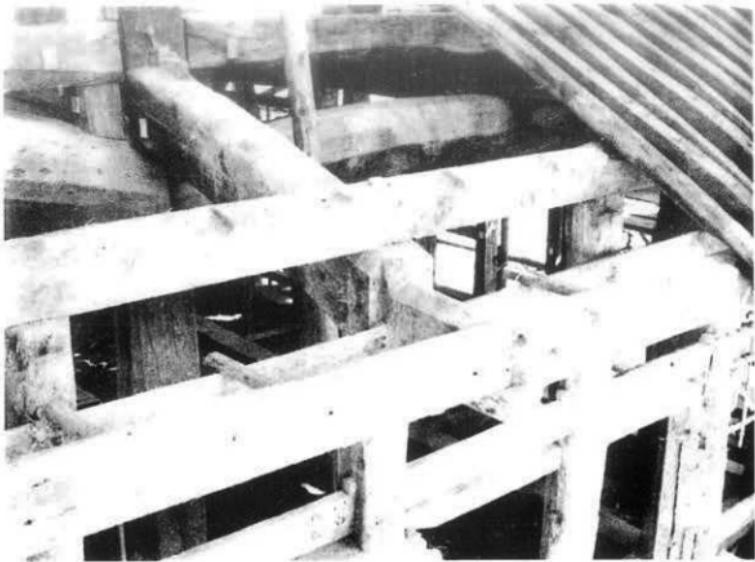
第215図 同

補強棒に鼻隠板の取付いている状態

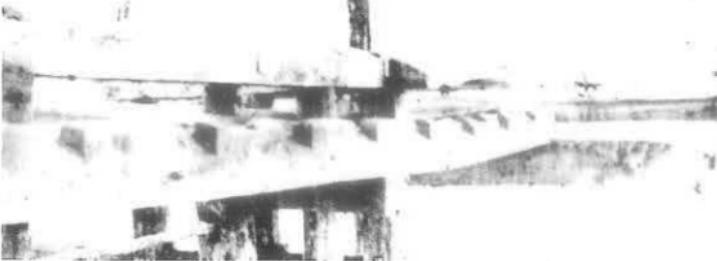


古い棟の軒板上の釘は現在打ちたてられた釘の位置。○印は使われていない新しい釘

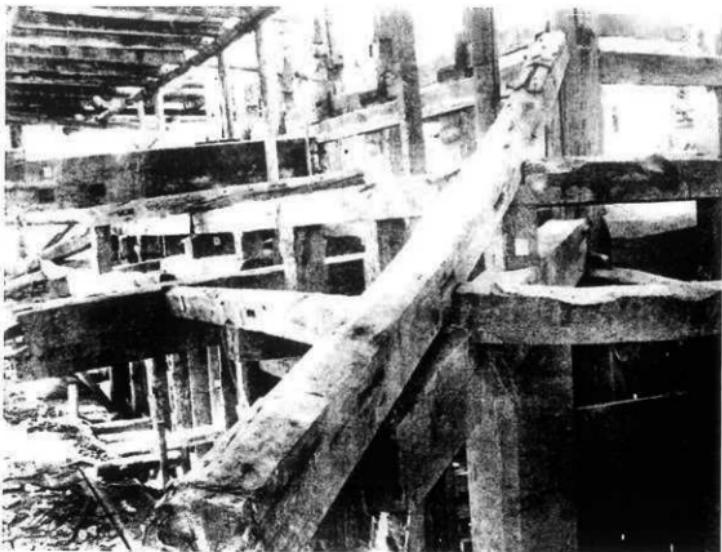
第1回 古い棟の軒板上の位置には、もとの釘穴と現在の釘と二回打ちされていた



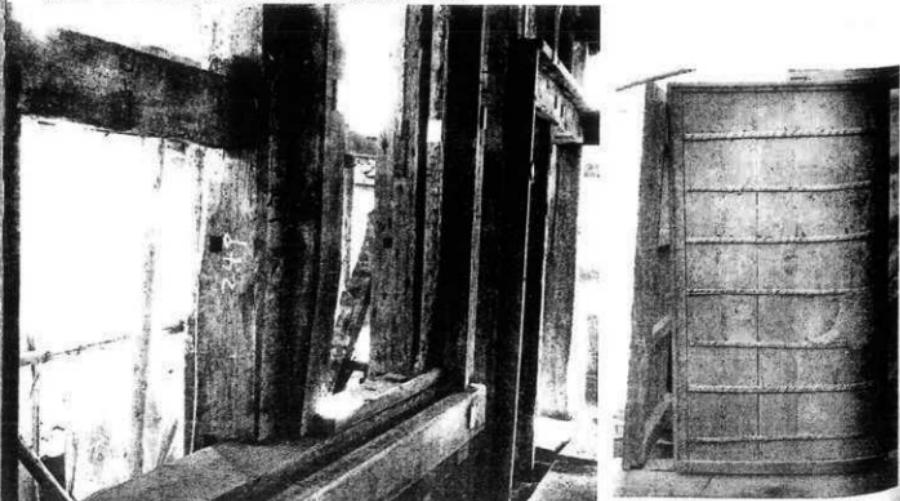
現状要観資料
初意軒の隅腕木が出桁より延びて
構木を受けていた。



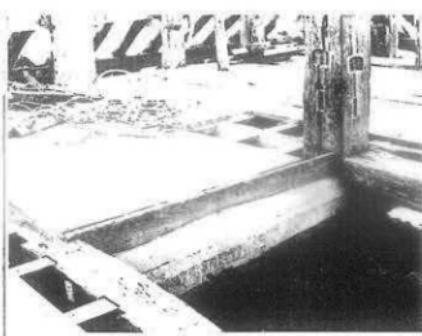
第219図 同一重軒の隅腕木も初意と同様の端上であった。



第220図 同 柱面の壁止めが外方に張り出しに造られている状態



第22図



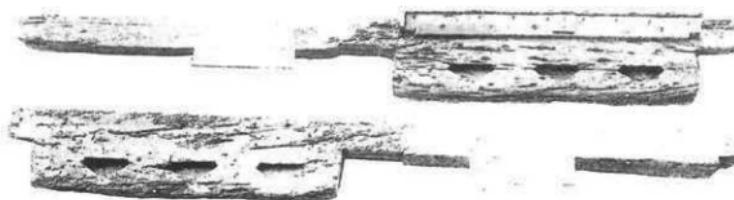
第22図

二階下段の板柱

第23図



第24図



転用材
二三階窓に各一方所づつ格子が取付いた
と考えられる臺脚が用いられていた。

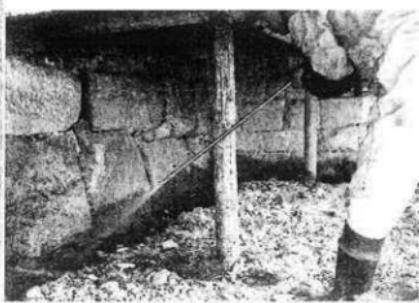
二階 う二-つ四

二階 う二-四二



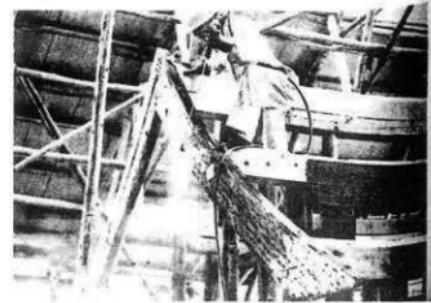
第25図

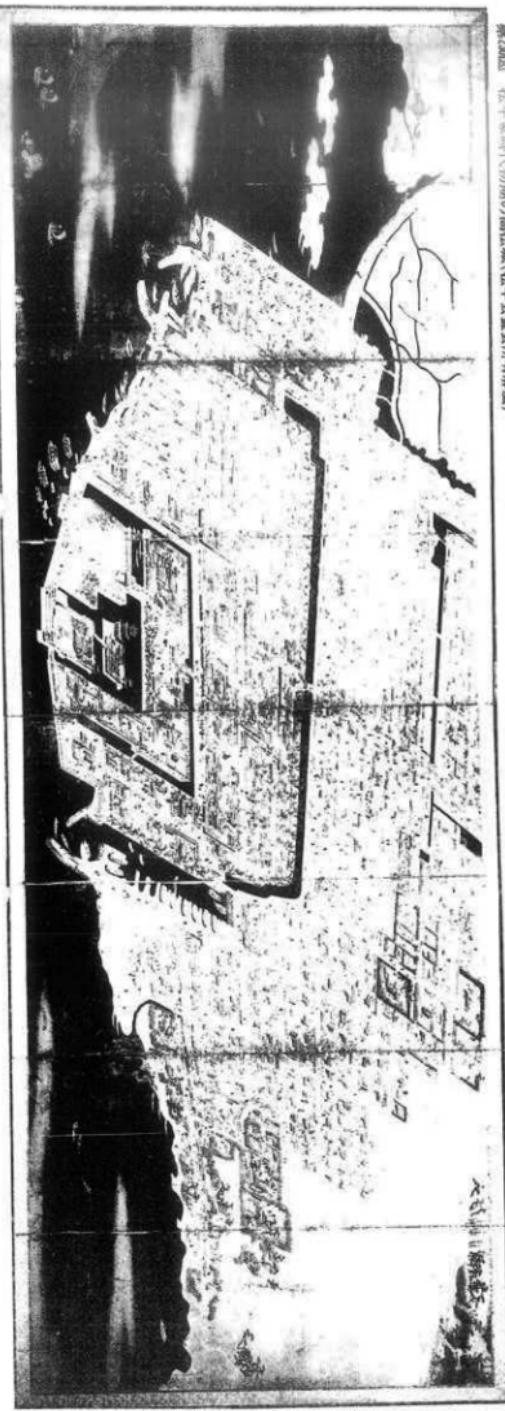
同右(転用材)



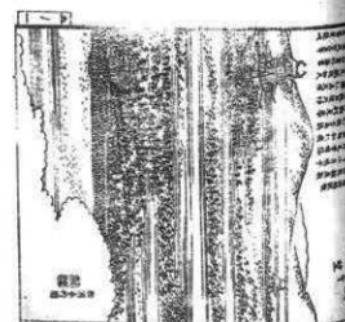
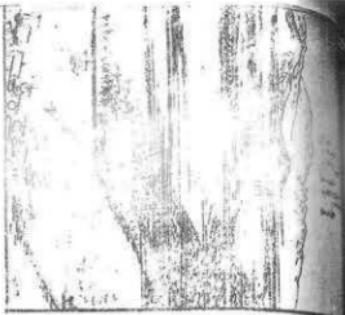
第26図

同(土壤処理)



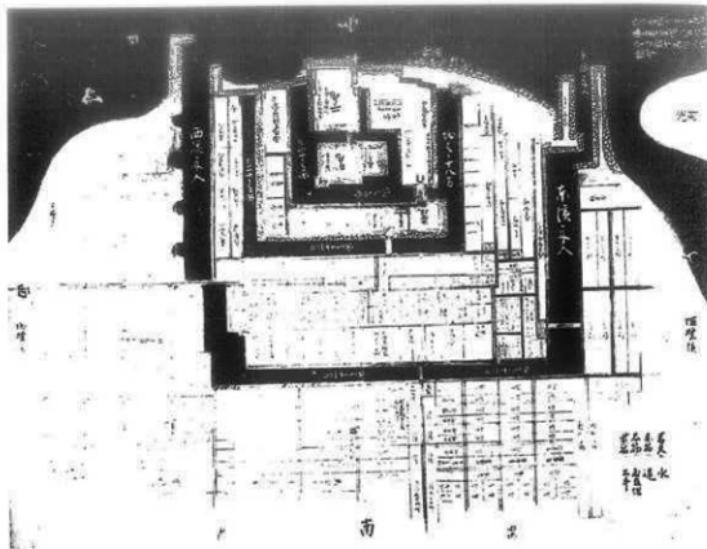


第20回 松平家時代初期の高松城(松平公益会所有蔵風)



第21図

生駒家時代 高松城屋敷割の図(丸龜市福家忠衡氏蔵)
寛永十四・五年頃の図と思われる

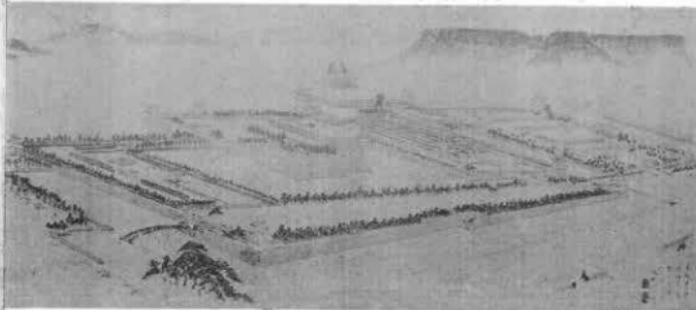


第22図

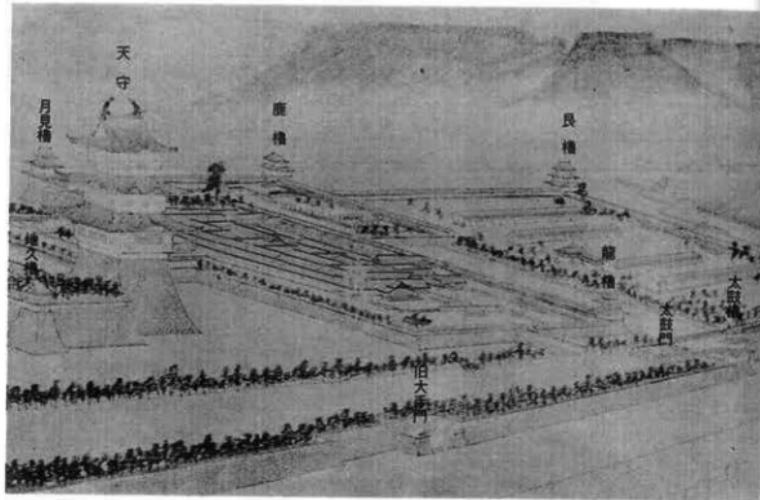
高松城古図
著者 家原十、至平、赤町刻圖



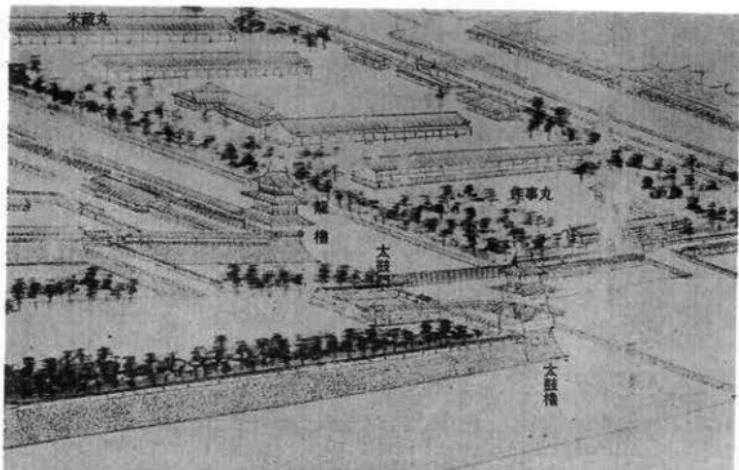
第233図 高松城古図(県内志度町 松岡茂春氏藏)慶応二年の鉛がある



第244図 上図詳細



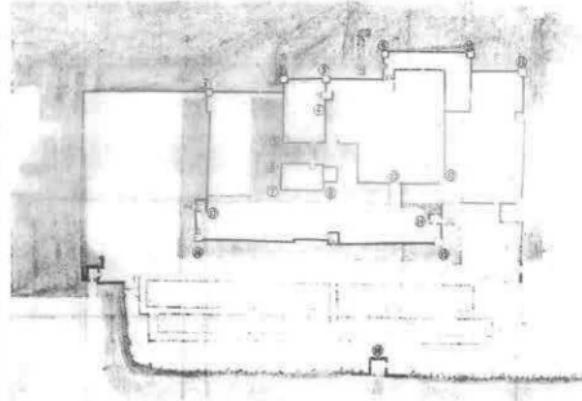
第255図 同上 大鼓櫓附近詳細



第23図 上園詳細



第23図 高松市街古図(等)(高松市図書館蔵)



①虎櫓 ②腰櫓 ③云櫓 ④黒櫓 ⑤文櫓 ⑥矩櫓 ⑦地久櫓 ⑧天守
 ⑨月見櫓 ⑩屋櫓 ⑪辰櫓 ⑫辰御門 ⑬桜御門 ⑭太鼓御門 ⑮太鼓櫓
 ⑯鳥櫓 ⑰西御門 ⑱茶盤櫓



第24図 高松市街古図(第2)高松市図書館蔵
(高松市歴史古図・松浦正一氏蔵)



第24図 高松市街明細全図
明治三十九年頃の図(高松市図書館蔵)

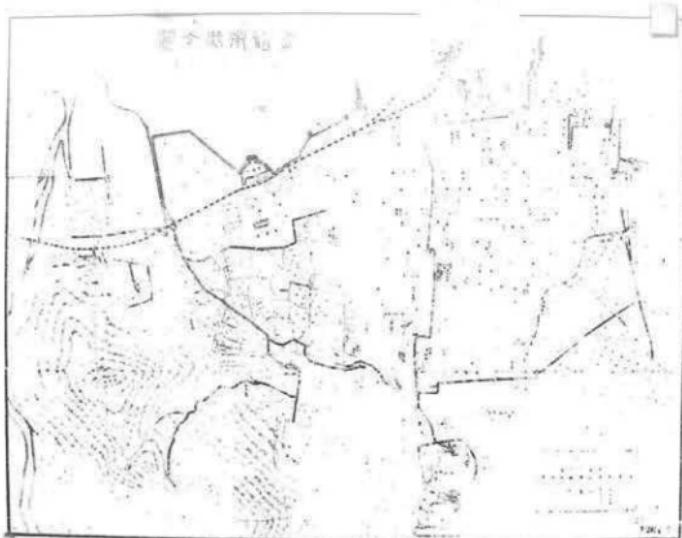
第24圖 高佐方地分間圖(等) (松浦正一氏藏)



第24圖 上圖詳細

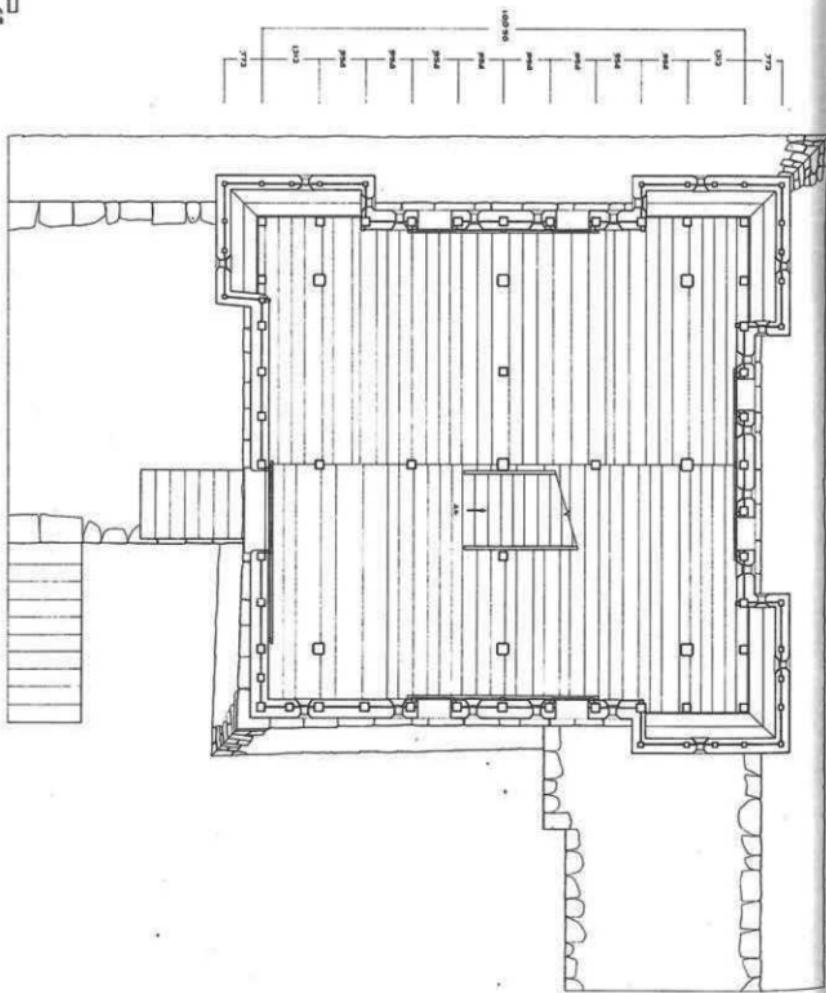


高松市街全図
大正十年の図(高松市図書館蔵)
城の北側はすでに埋立てられている。



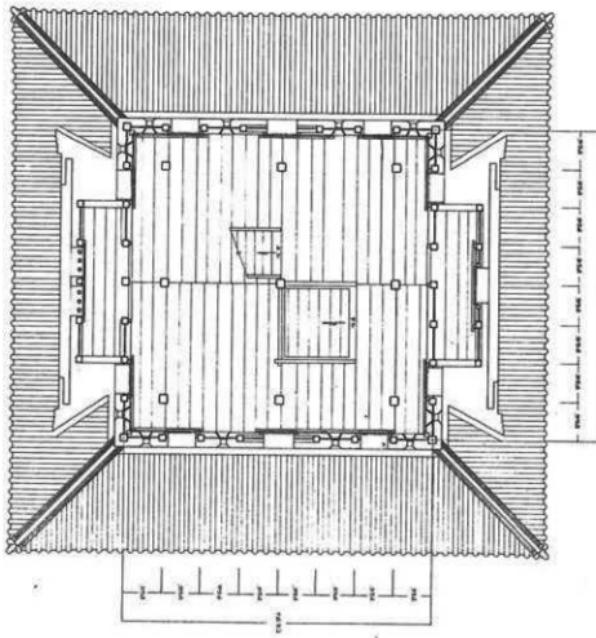
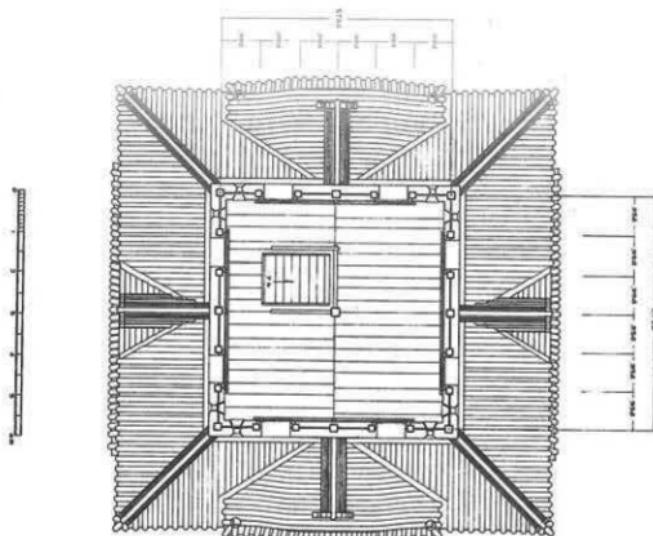
明治初年頃の長崎(月見櫓入り)
城柵はすでに失われている。

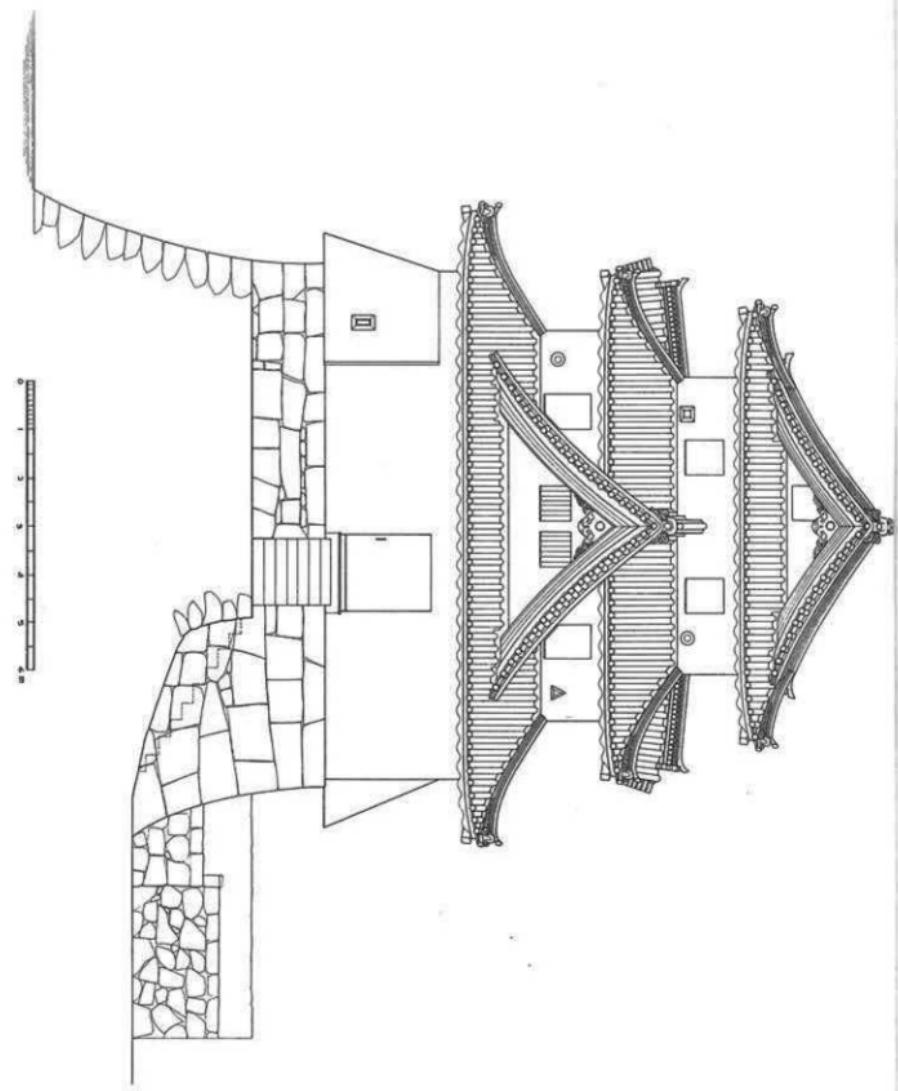


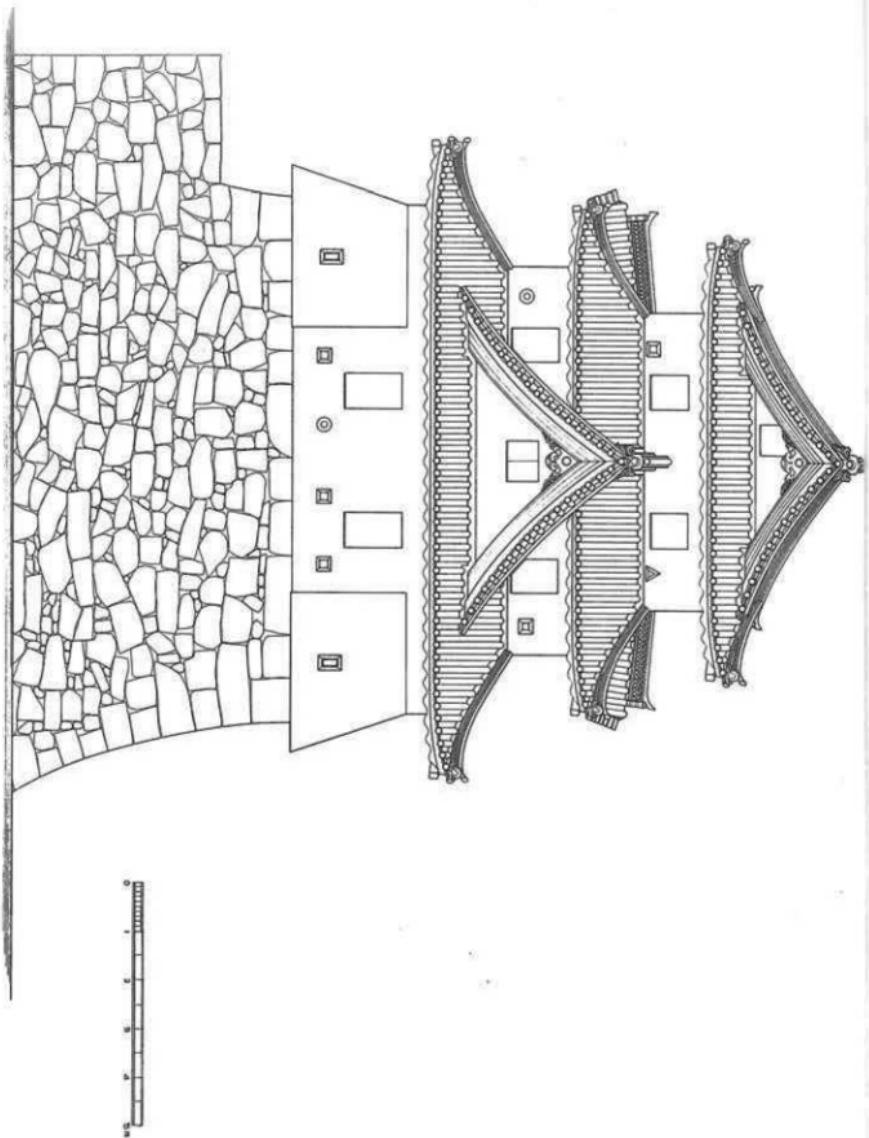


比例尺
一寸
一尺
一丈
一里

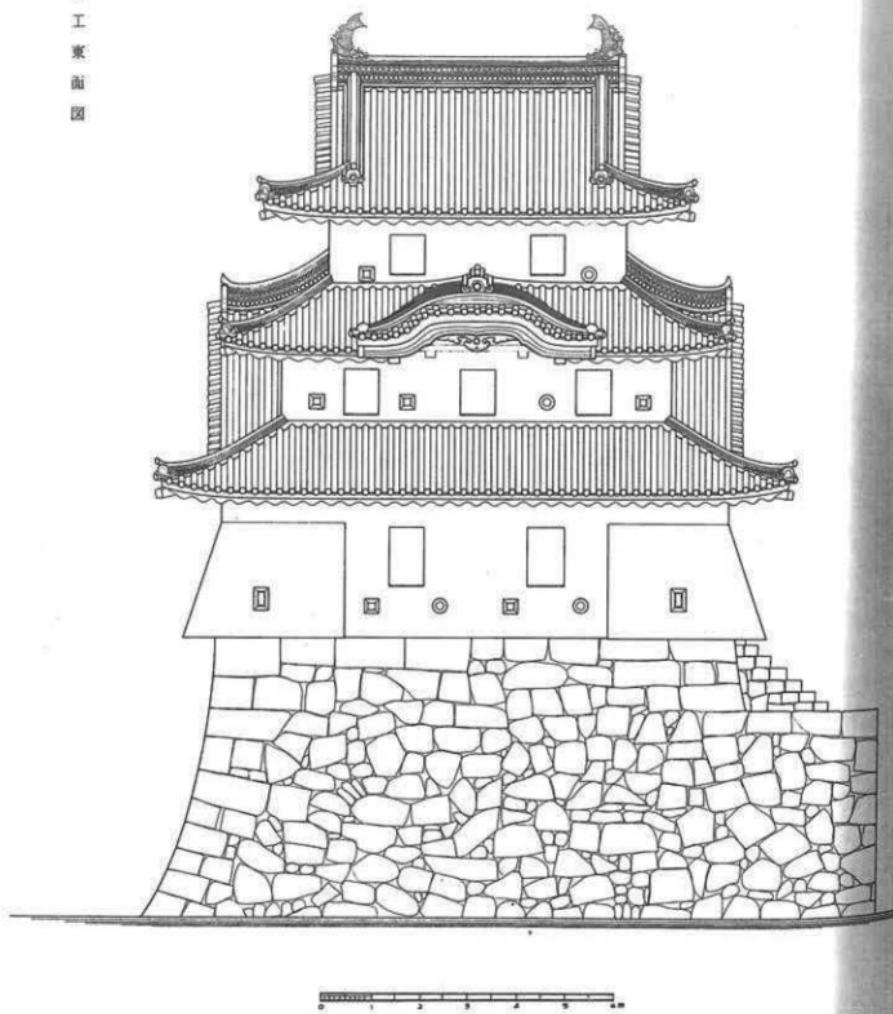
圖二·三層半木屋工法

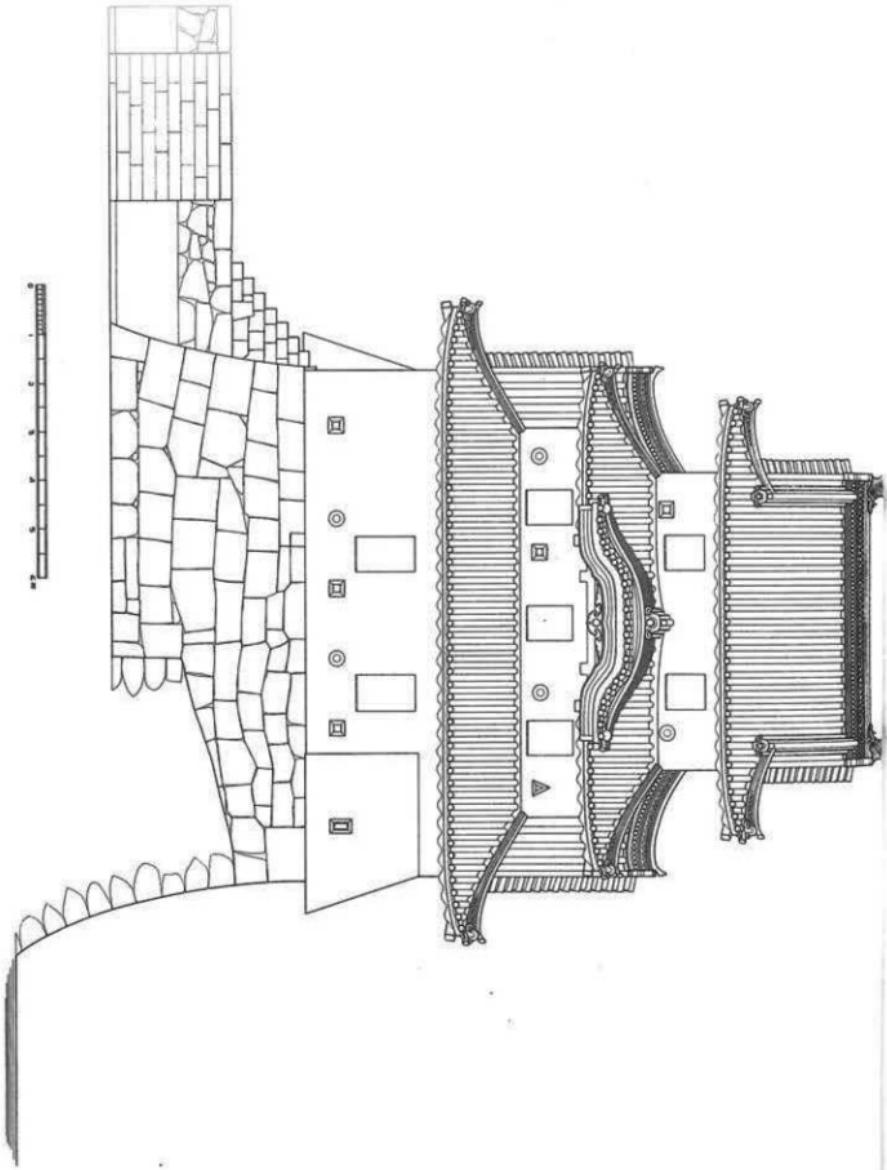


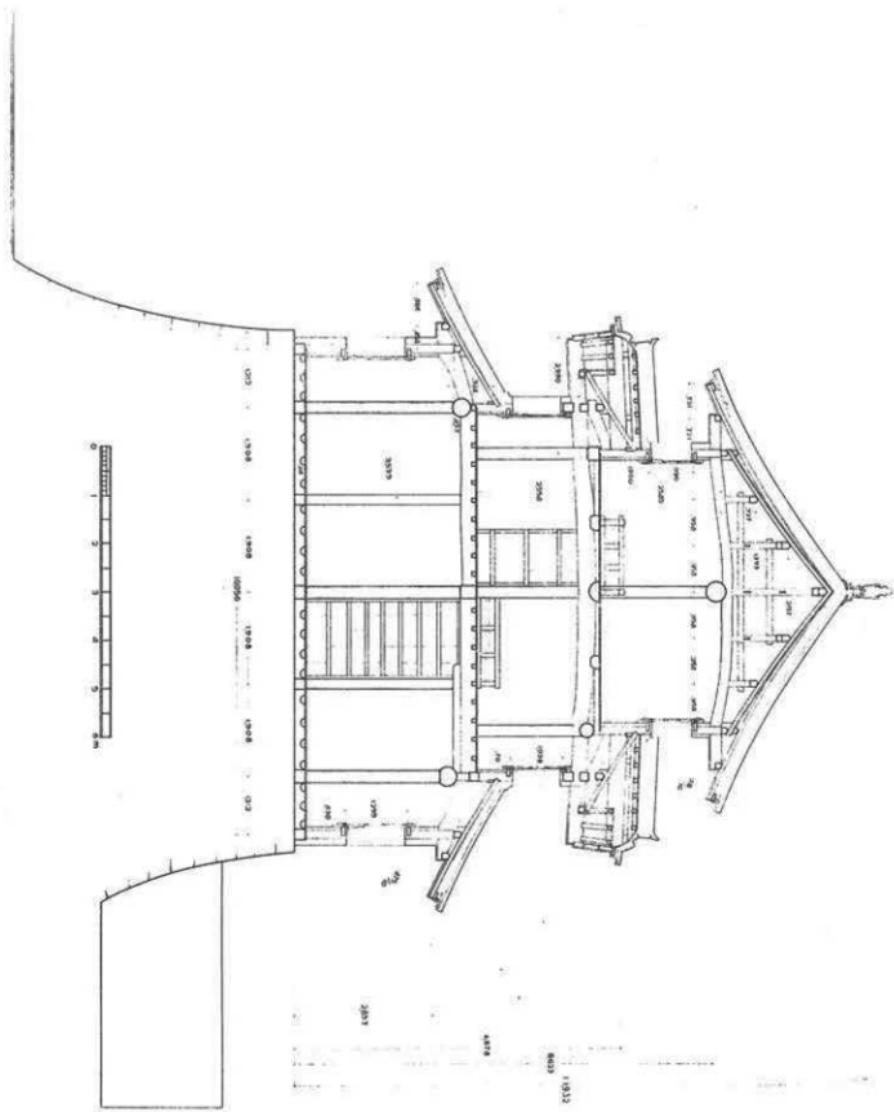


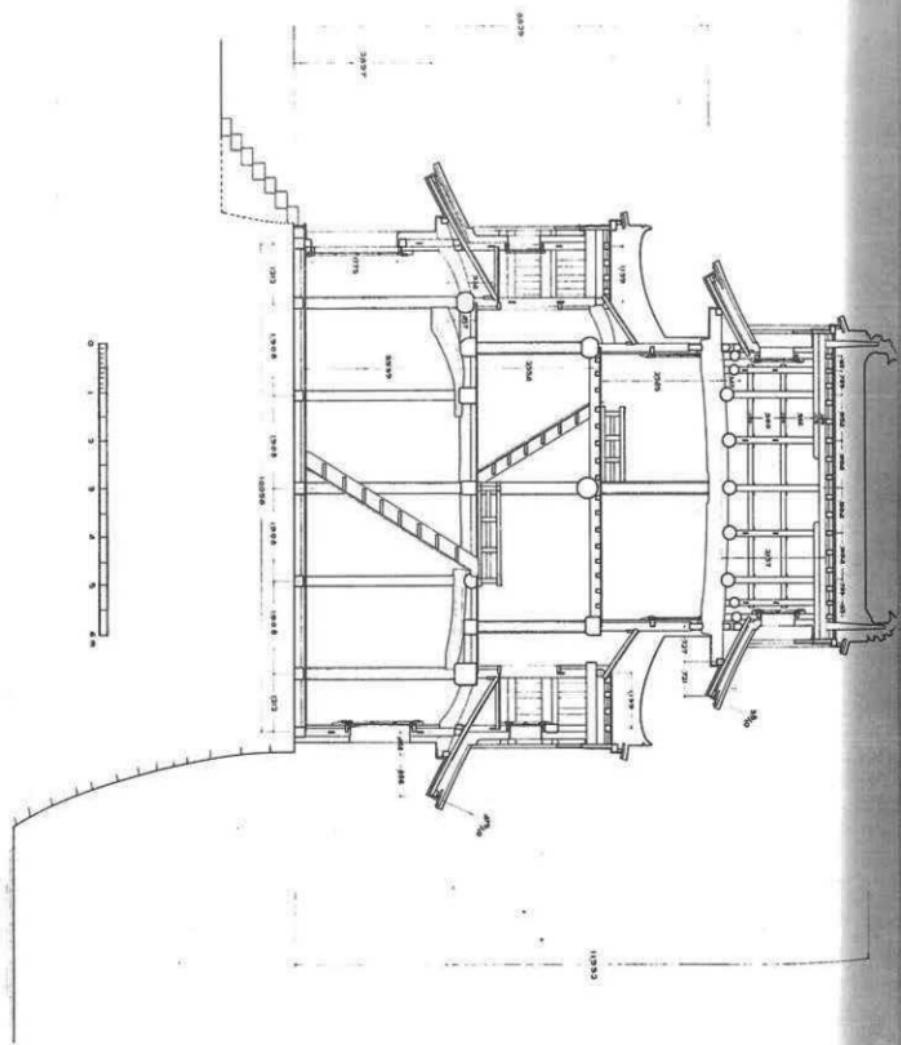


第五圖 廟工東面圖

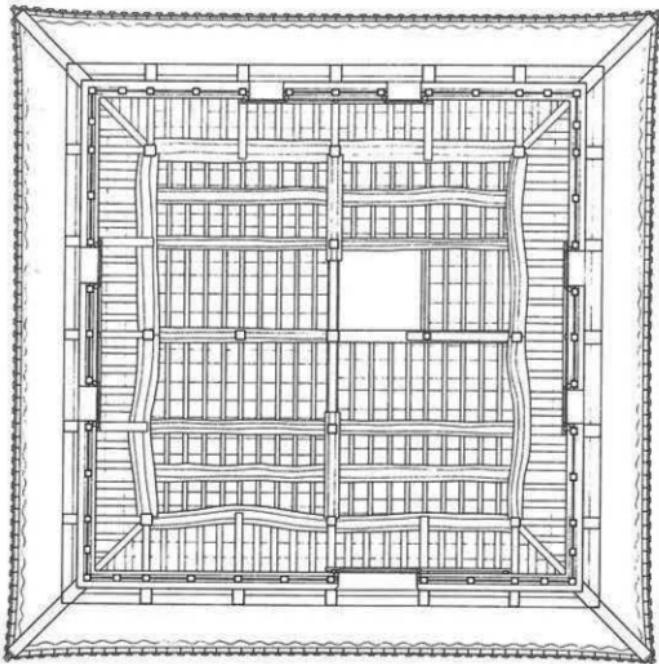




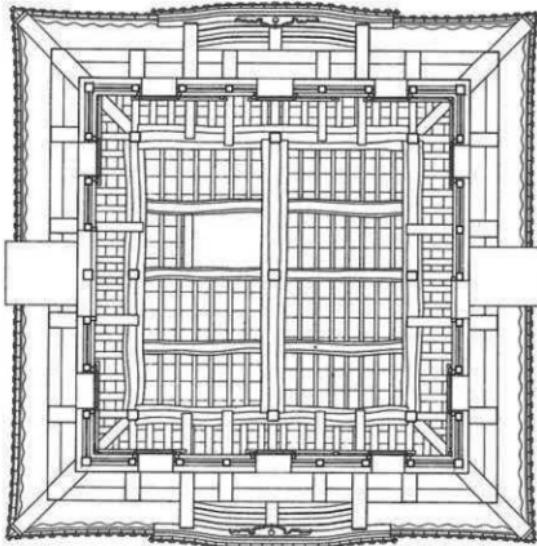
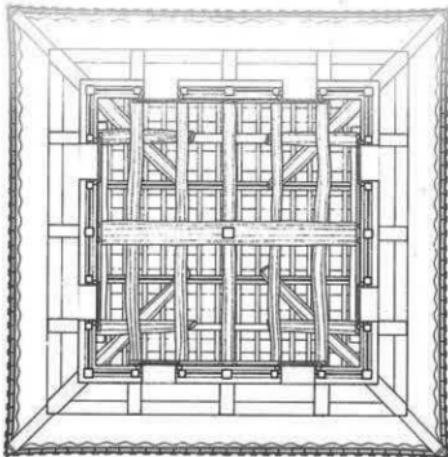




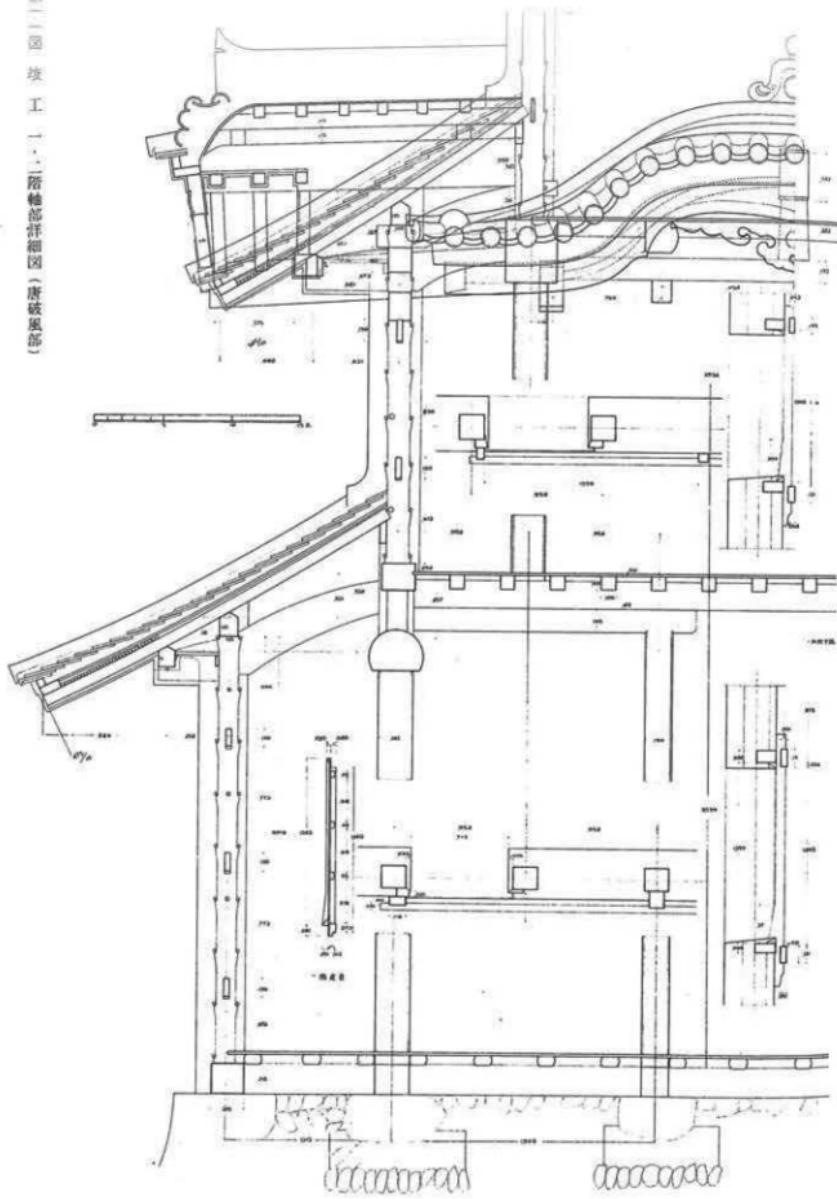
第九回 埼工初重見上圖



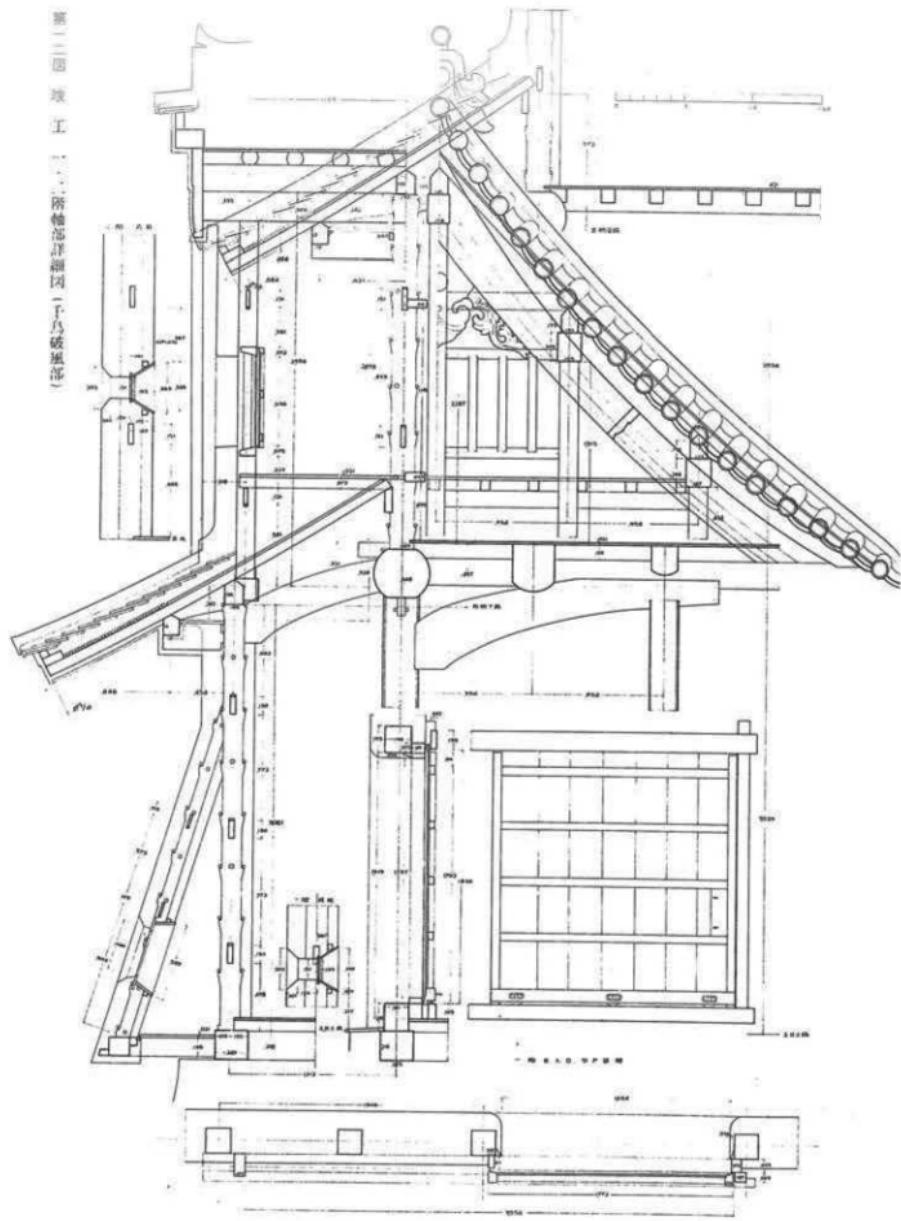
第一〇圖 梱工二重・三重見上図



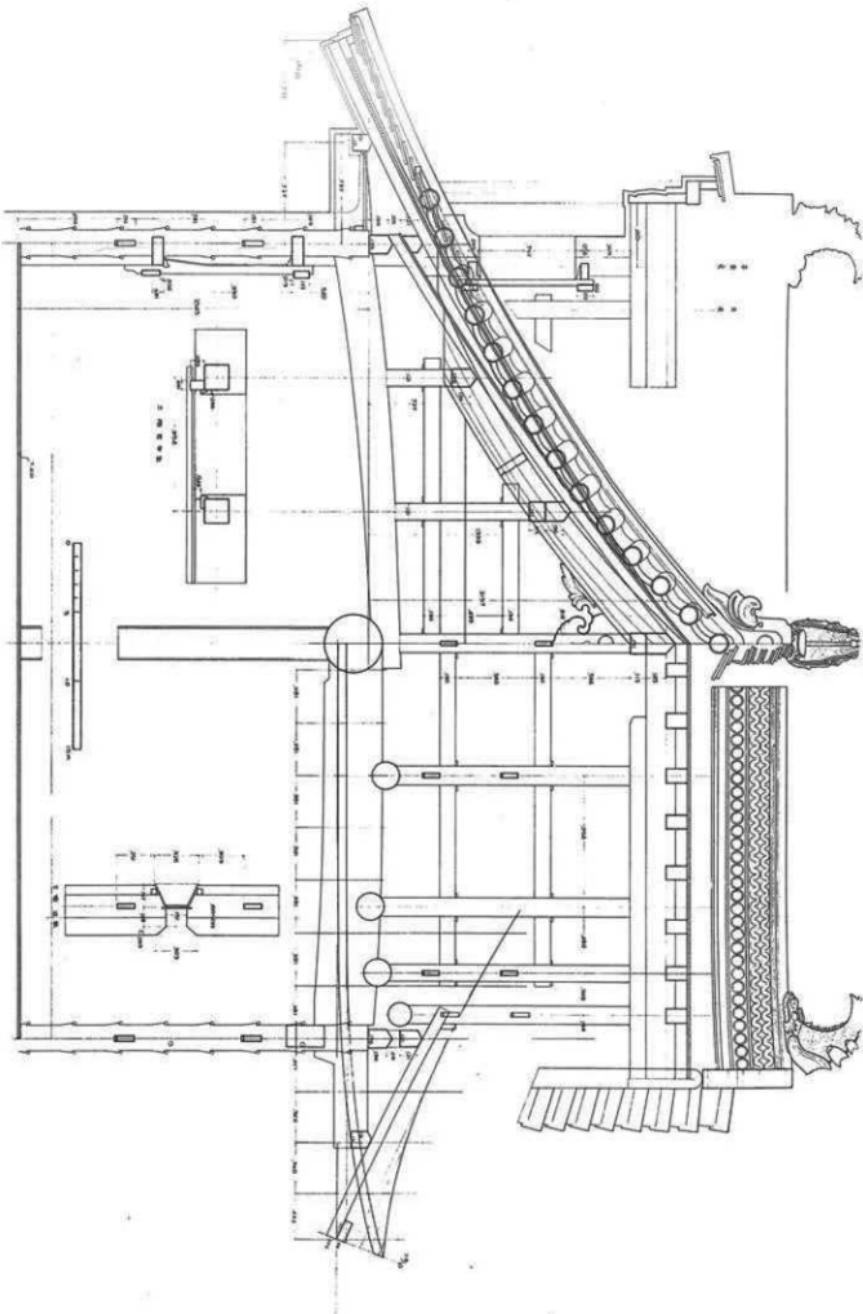
第一圖 埼工
一·一階軸部詳細圖 (唐破風部)



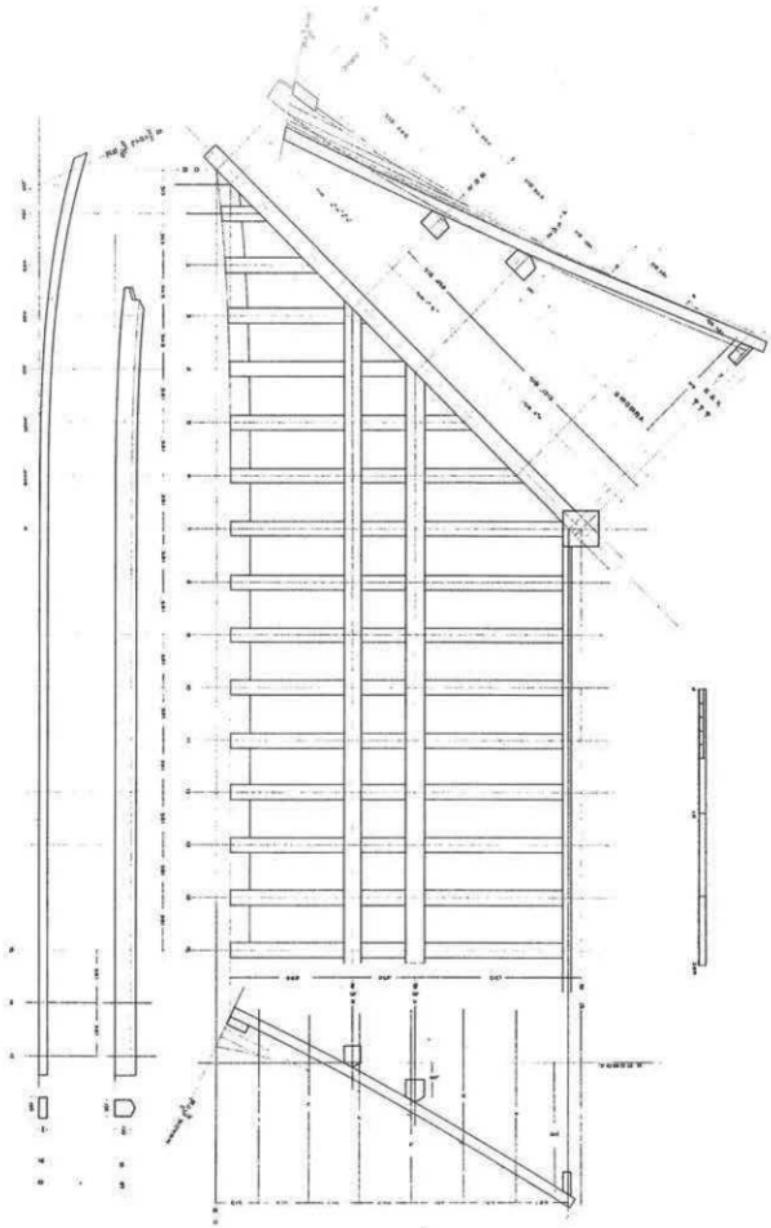
第一回 墓工
一、所轄部詳細圖(千鳥破風部)



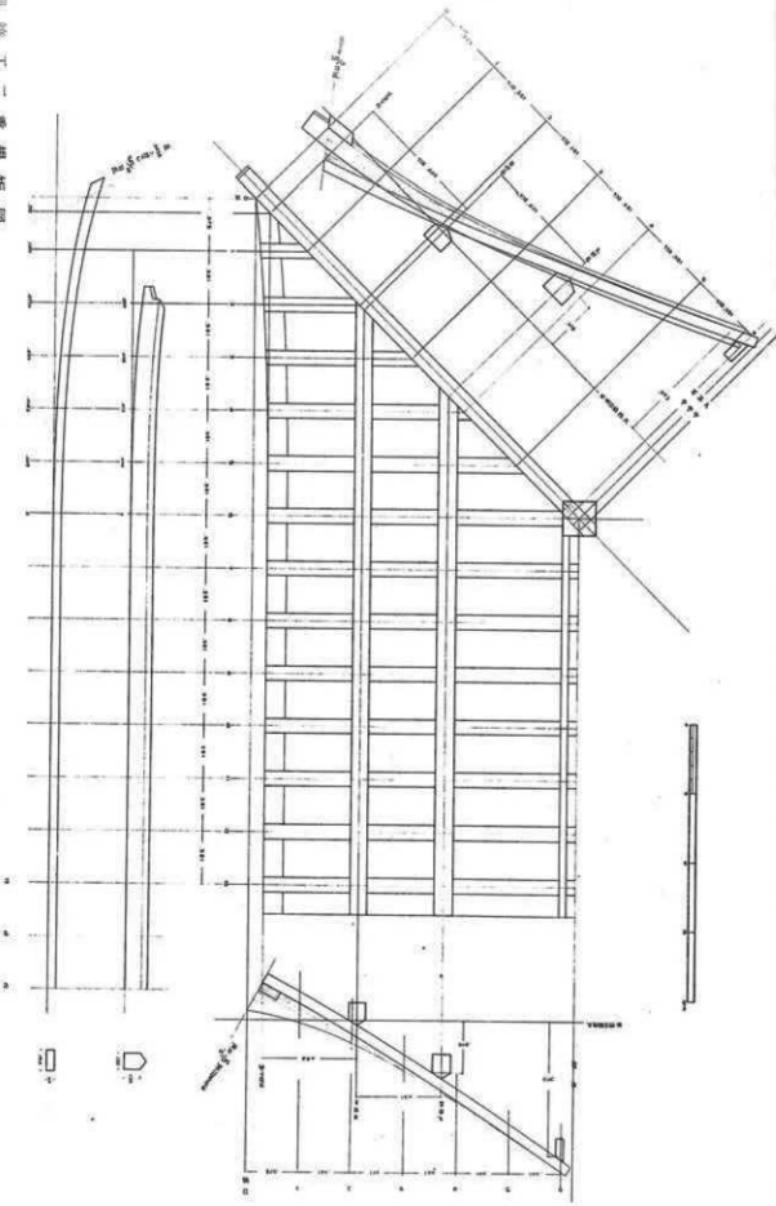
第一三图 梁工 三重脚踏小提琴详细图



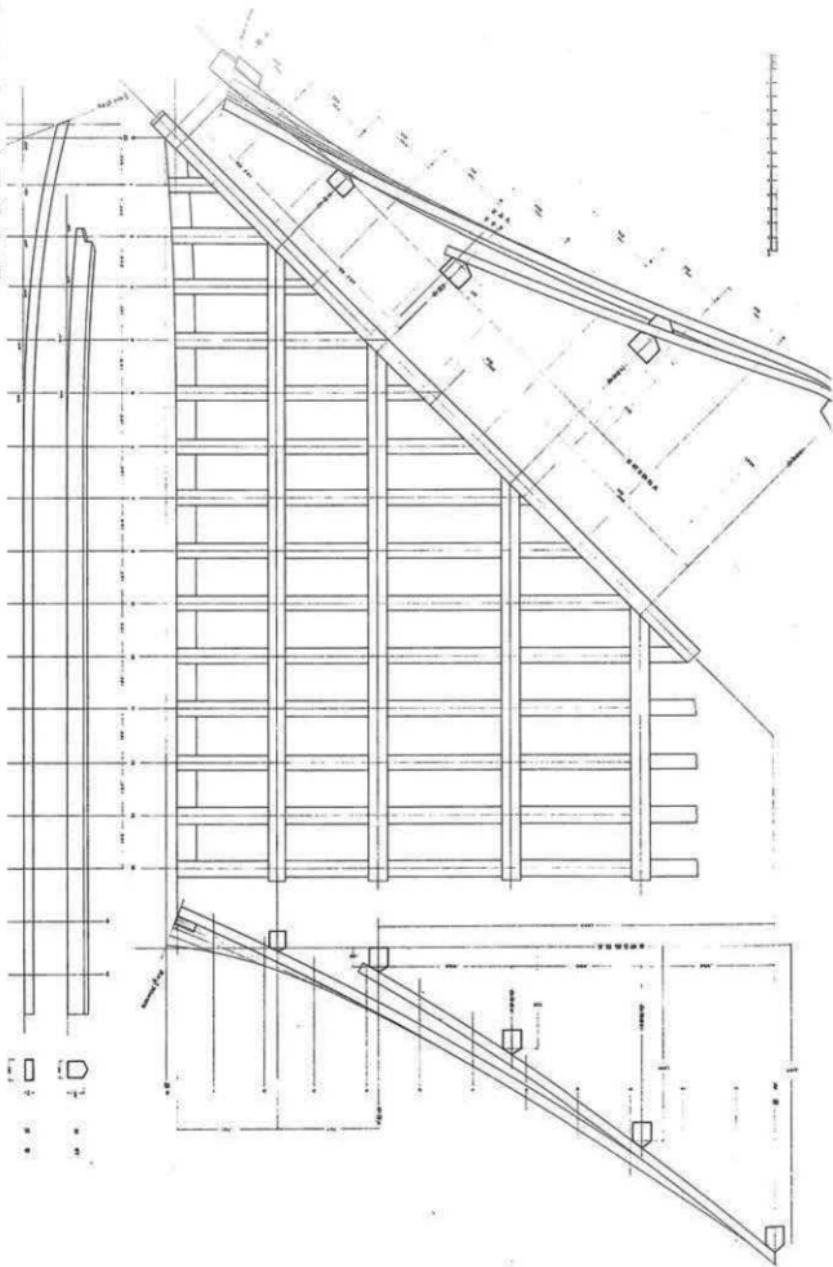
第一回 地工初重規矩圖

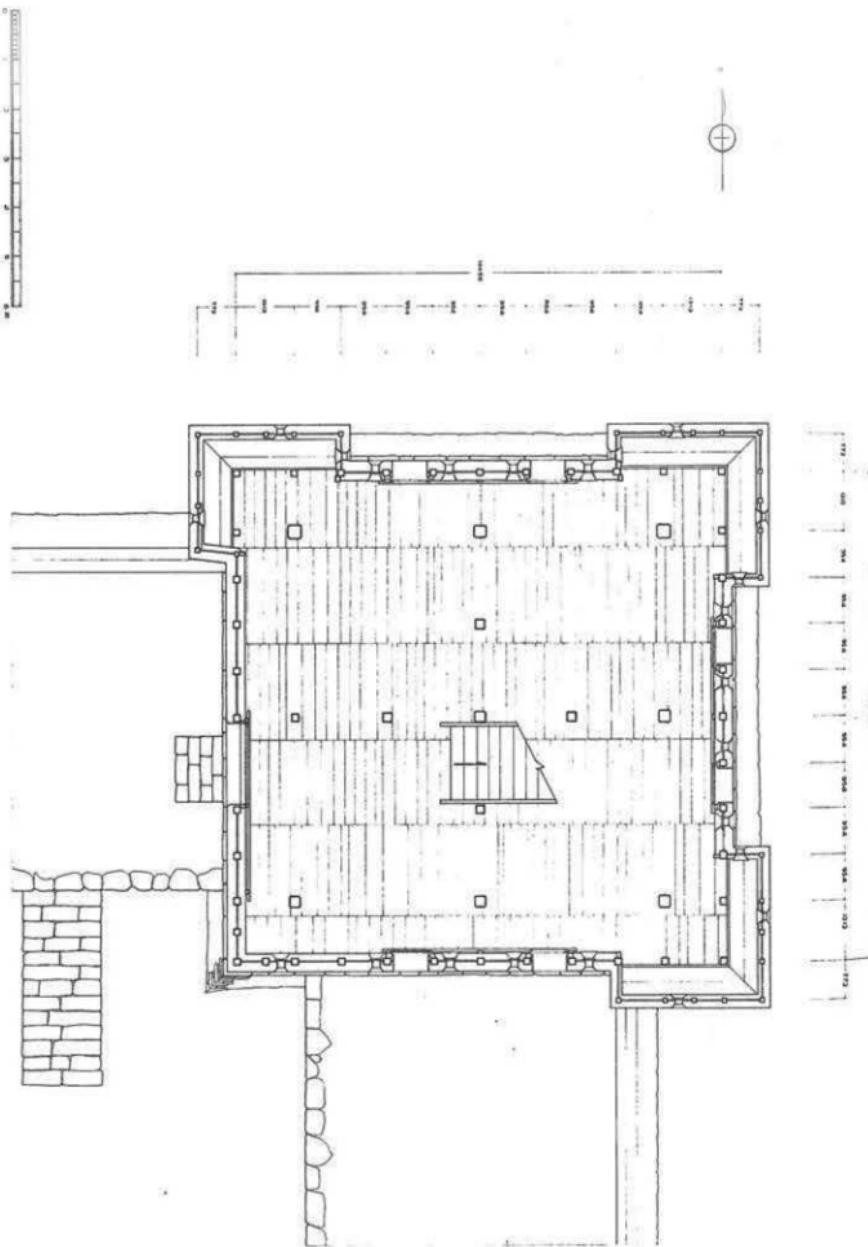


第一五圖 施工二重規相圖



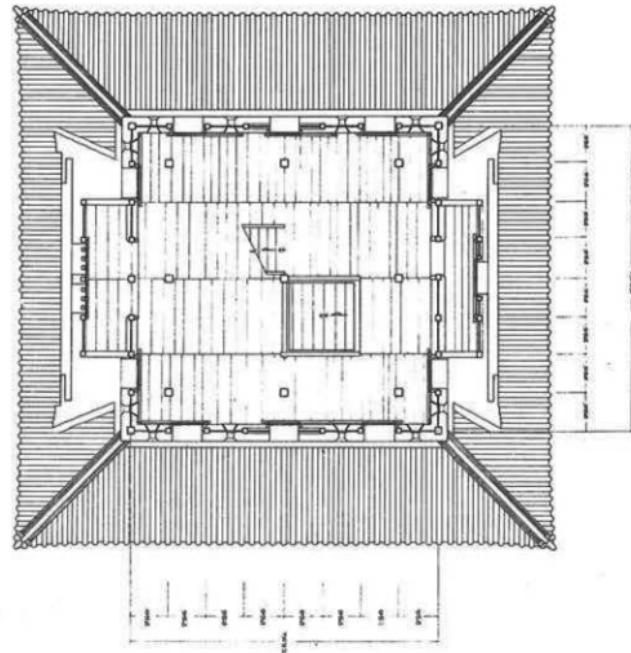
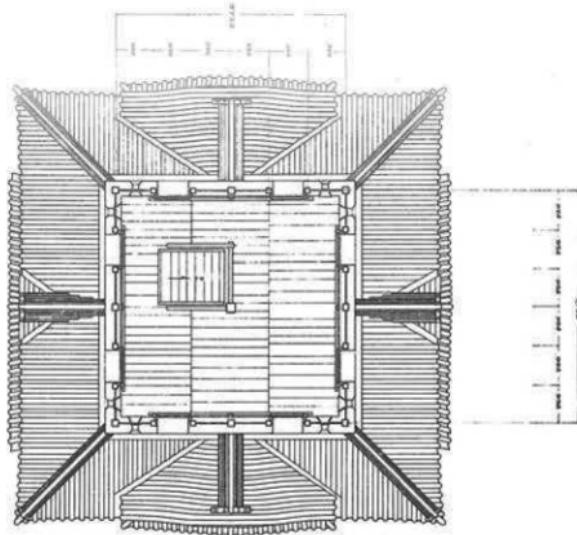
第一六圖 施工三重規矩圖

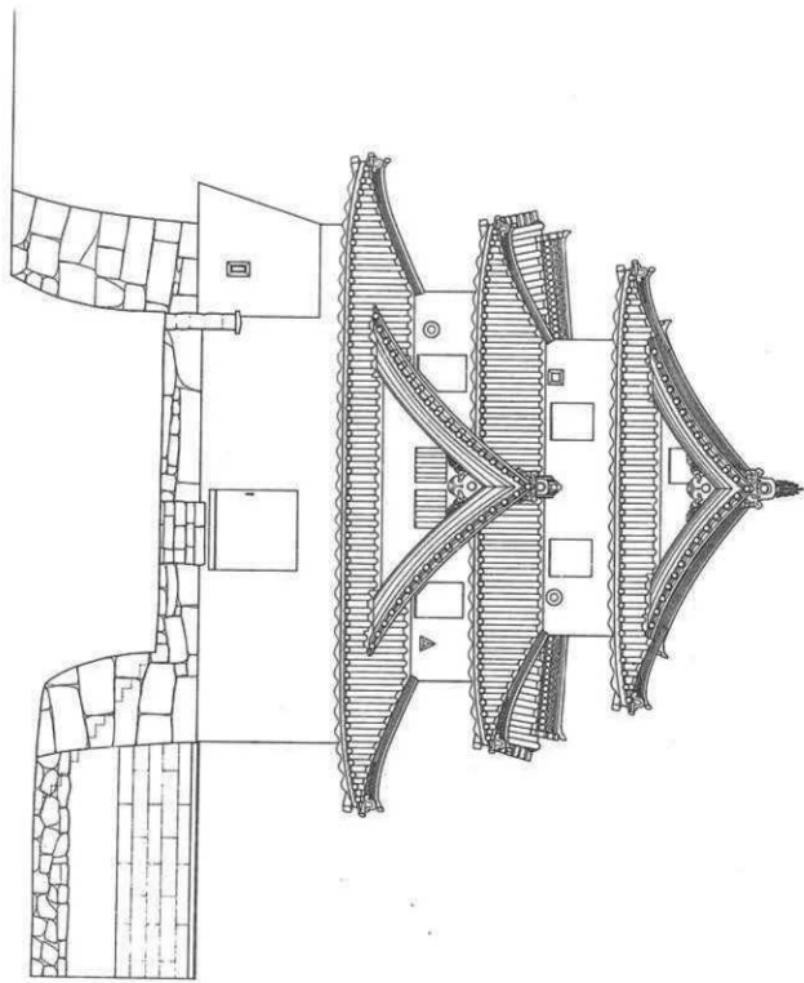


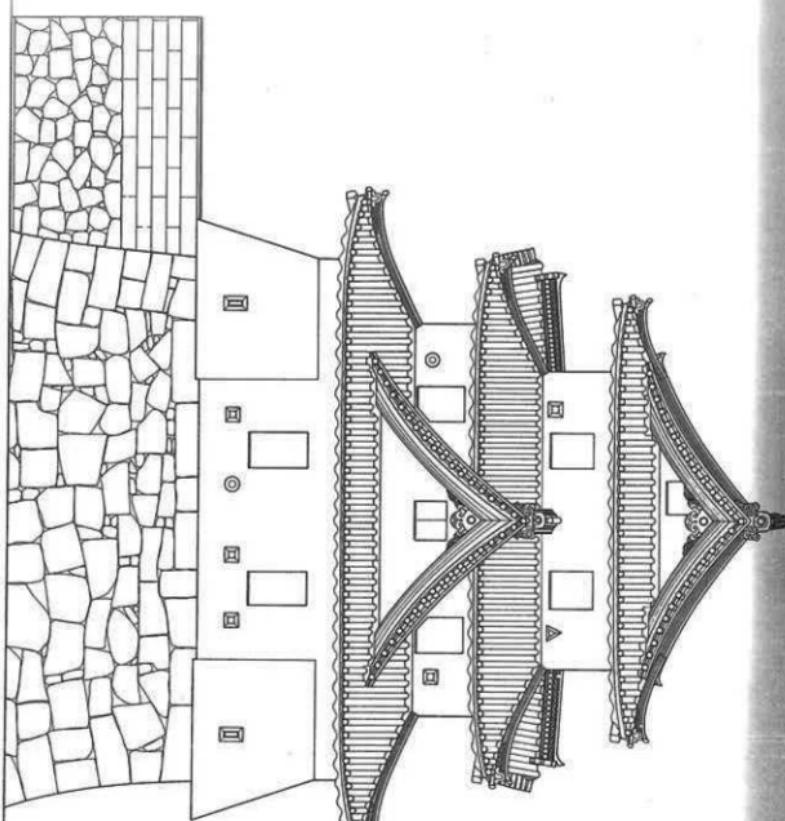


第一八图 修理前 二层·三层平面图

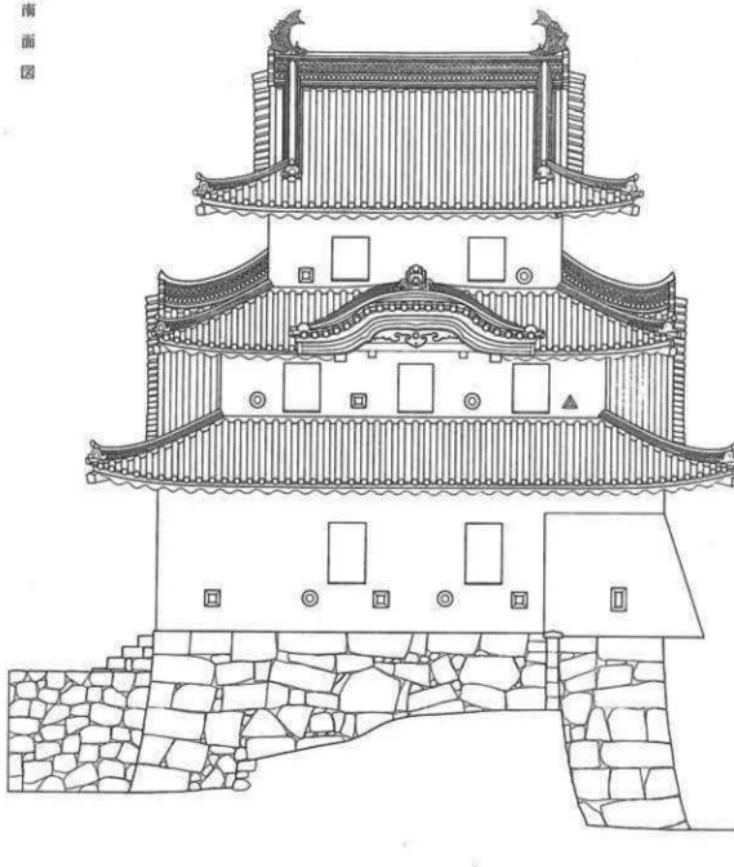
1:100



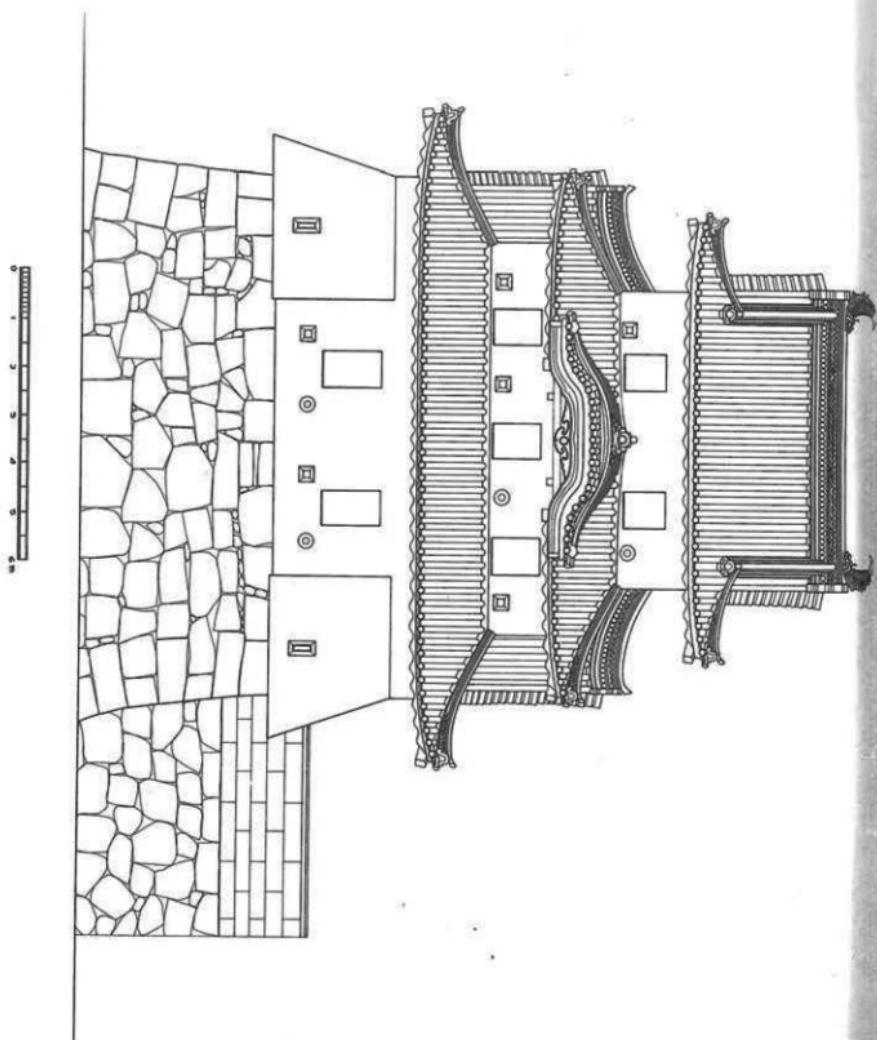


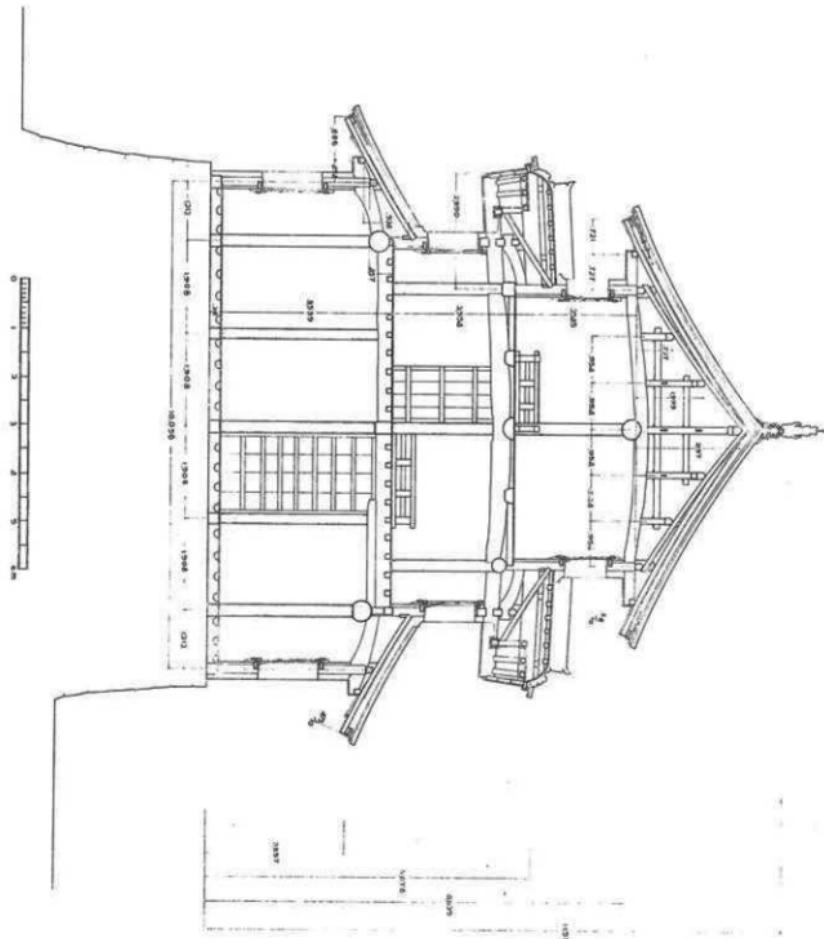


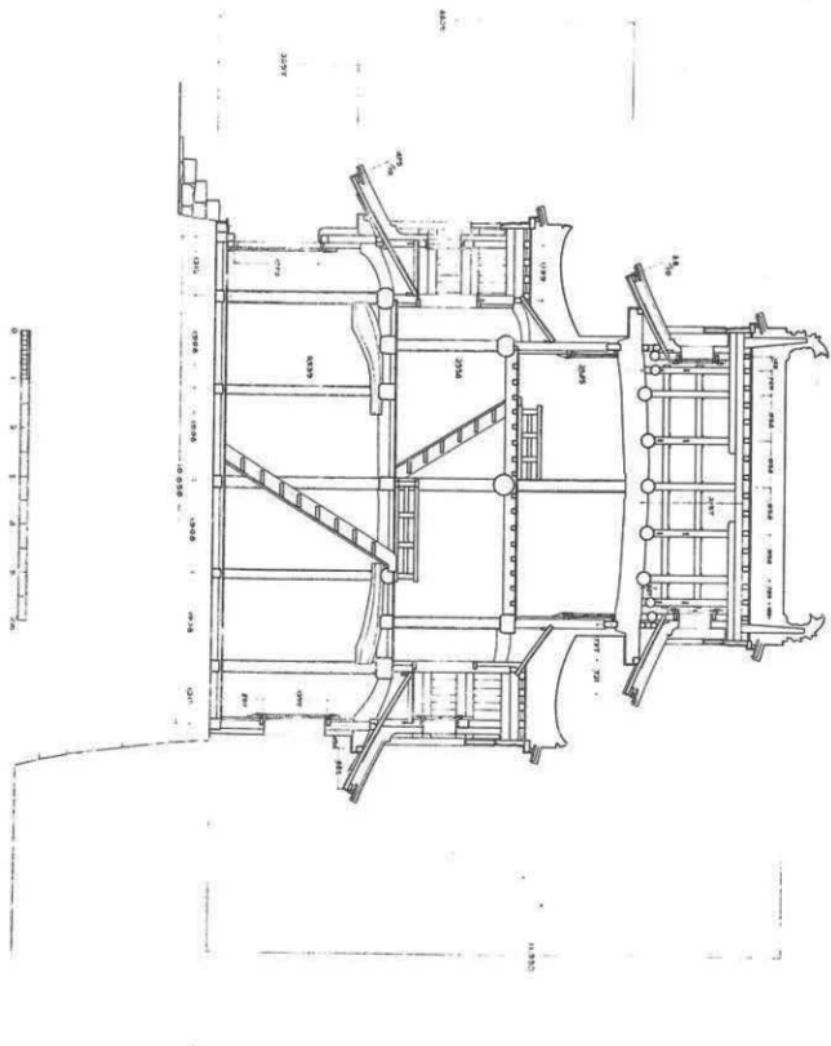
第二圖 施理前南面圖



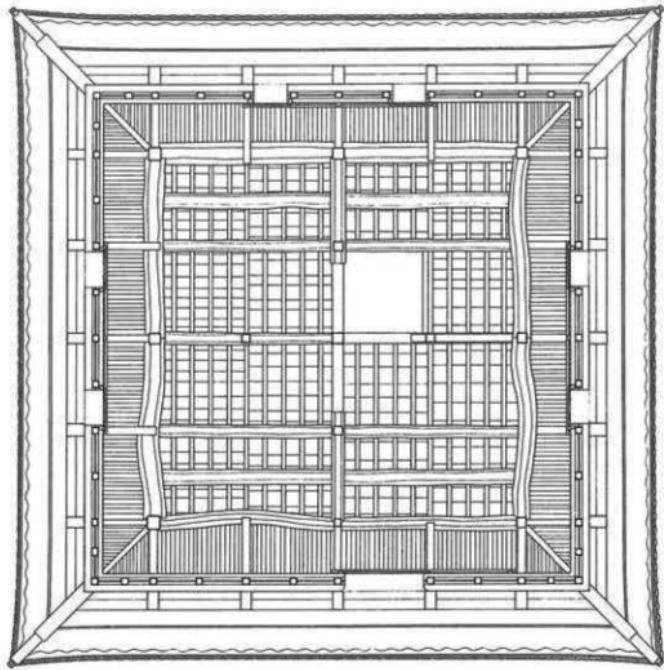
圖三三四 修廟廟北面圖



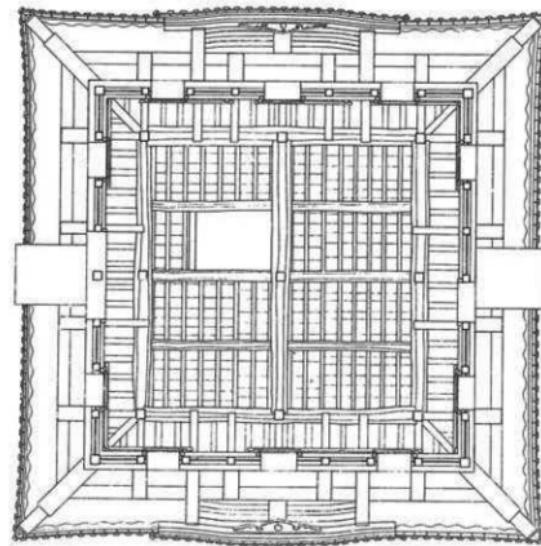
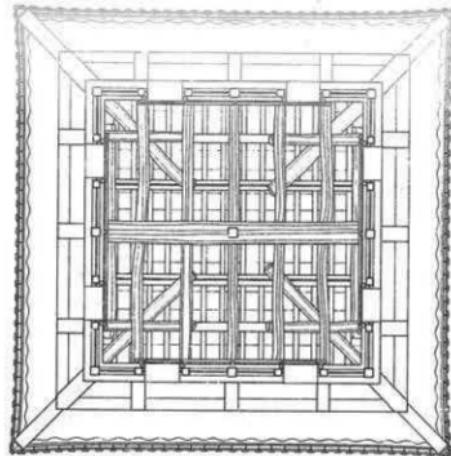




第一五圖
修理前
初重見上圖



第二六圖 桜御廟 二・三重見上圖



昭和四十二年十一月十四日 印刷
昭和四十二年十一月十八日 発行

重要文化財
高松城旧東之丸艮櫓移築修理工事報告書

47

免組集
行者兼
高 松 市

印刷製本者
京都下京区油小路綾小路下ル
有限会社 真 陽

代表者
中 村 友 吉 社